

令和 8 年度税制改正大綱

令和 7 年 1 2 月 1 9 日
自 由 民 主 党
日 本 維 新 の 会

目 次

第一	令和8年度税制改正の基本的考え方	1
第二	令和8年度税制改正の具体的内容	32
一	個人所得課税	32
二	資産課税	65
三	法人課税	86
四	消費課税	119
五	国際課税	132
六	防衛力強化に係る財源確保のための税制措置	136
七	納税環境整備	137
八	関税	149
第三	検討事項	150

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

自由民主党・日本維新の会による新たな連立の枠組みの下、「強い経済」「世界で輝く日本」の実現を目指す高市政権が船出した。自由民主党の税制調査会は新たな体制となり、日本維新の会でも、新たに税制調査会を立ち上げた。投資により生産性が向上し、その果実が分配されることで国民が豊かになり、それが更に新たな投資につながる好循環を実現していくことが、今、求められており、税制についても、こうした観点から、国民の目線に立って議論していくことが不可欠である。

わが国は、少子高齢化や国際社会の経済競争激化などの構造的課題により、バブル崩壊後の長引くデフレに直面し、低成長に苦しんできた。こうした結果、企業活動の停滞や所得の伸び悩み・格差の固定化防止といった課題解決が求められてきた。

平成24年の政権交代以降、大胆な経済政策が展開され、わが国経済は着実な回復を実現し、自律的な成長軌道にあと一步のところまで迫っている。雇用を見ると、有効求人倍率が安定的な水準を維持し、足元では人手不足が大きな課題となっている。賃金面でも、過去に例を見ない水準の賃上げが広がりつつある中、中小企業では人材確保のための防衛的賃上げまで広がりつつある。

しかし、近年の物価上昇は、国民生活に影響を及ぼしており、財政による再分配機能の強化だけではなく、格差の固定化を防止し、全ての人に挑戦の機会のある社会を実現する観点から、「公平性」の確保も求められている。また、米国による関税措置はわが国経済のみならず、世界経済全体に不透明感を与えている。

このような認識の下、「経済あつての財政」の方針に基づき、大胆な「危機管理投資」、「成長投資」による力強い経済成長の実現に向けて、「税制を通じて何を達成すべきか」という問いに答えていかなければならない。また「経済の足を引っ張る財政」であってはならない。財政に対する信認も確保しなければならない。そのためには「恒久政策には安定財源」の思想を堅持しつつ、予算の単年度主義に過度にとらわれる硬直的な税制ではなく、複数年の財政均衡について一步を踏み出す時に来ている。

令和8年度税制改正は、税制面でこうした考えの実現に向けた大きな歩みを踏み出したものである。

まず、足元の物価高への対応として、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げ

る仕組みを創設した。また、長年にわたって据え置かれてきた税制上の基準額について、網羅的な点検を行い、マイカー通勤に係る通勤手当や従業員への食事の支給に関して所得税が非課税となる限度額など、暮らしに関わる分野を中心に見直しを行い、物価高への対応を行った。また、物価高を超える賃上げの実現に向けて、賃上げ促進税制については、措置期間中ではあるが、臨機応変に対応する考えの下、防衛的賃上げに苦しむ中小企業に特化した形に見直す。

「強い経済」を実現するために、大胆な設備投資促進税制を創設し、高付加価値化型の設備投資を強力に後押しする。他方、設備投資時のキャッシュフローを支援するとともに、設備投資後の収益で財政を支える償却制度を積極的に活用することで複数年の財政均衡に配慮した制度とした。さらに、貯蓄から投資への流れを後押しするNISAについては、つみたてNISAの拡充の一環として、国内市場を対象とした一定の株式指数を新たに追加する。結果として、個人の現預金が国内経済に投資され、経済成長を後押しする流れが加速化されることも期待される。

「強い経済」とともに「世界で輝く日本」の実現に向けて、AI・量子・バイオ等の戦略技術分野の研究開発を促進する観点から、研究開発税制について「戦略技術領域型」を創設するとともに、国内の研究人材や研究開発拠点を強化する観点から必要な見直しを行う。また、国際的な租税回避を防止し、企業間の公平な競争環境を整備する観点から、わが国が主導してきた国際課税のBEPSプロジェクトについても積極的に進めていかなければならない。

租税特別措置等については、的を絞り、メリハリを明確にすることでインセンティブを大胆に強化する。また、賃上げや設備投資に積極的ではない企業については租税特別措置の適用除外とする制度の強化・拡充を断行し、積極的に挑戦する企業を集中的に支援する制度に変えていく。今後更なる適用拡大についても検討を行う。

他方で、累次の法人税率引下げによって、企業の利益が設備投資・研究開発そして賃上げの原資として適切に投資されてきたのか、不断の検証と改革も求められる。

税制の公平性の確保に向けては、現行制度を躊躇なく見直す。まず、国内外での公平性の確保については「国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化」等の見直しを行うほか、外国人旅行者向け免税制度や、国外居住親族に係る扶養控除等の適用についてもあり方を検討していく。また、不当廉売関税に係る迂回防止制度を創設し、不公正な貿易に対する措置の実効性と抑止力を高める体制の構築を行う。

財政の再分配機能を高める一環として「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」の見直しを行う。さらに、税制への信頼感を著しく棄損する租税回避への対応として「貸付用不動産の評価方法」「インボイス制度導入に係る経過措置」を利用した租税回避について厳格に対応していくとともに、時代の変化にこれからも対応していく。また、「ふるさと納税」について、健全な運用に向けた見直しを行い、制度導入時の崇高な理念の実現に向けた改正を行う。

住民生活に密着した行政サービスを支える地方公共団体の税収をしっかりと確保するとともに、経済社会の構造変化に対応し、都市と地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みについて検討を行っていく。

また、デジタル化の進展に伴い、納税手続のデジタル化への対応を国税・地方税とも行うとともに「道府県民税利子割の清算制度」を導入する。今後も、デジタル化の進展による社会経済活動への変化に機敏に対応していく。

さらに、消費者が支払った消費税相当分が、全て納税されることなく、事業者の手元に一部残る要因となっている「インボイス制度導入に係る経過措置」については、これまでに決定した各種経過措置を含めて最終的に終了することを堅持しつつ、個人・中小事業者の対応状況等も踏まえた更なる配慮を行うために、見直しを行う。

「基幹産業」としてわが国経済を牽引する自動車産業は、技術面や国際環境など、大きな変化を迎えている。こうした中、自動車関係諸税の見直しについて、わが国の技術的優位性を踏まえた「マルチパスウェイ」等の自動車戦略や国・地方の安定的な財源確保、カーボンニュートラル目標等を踏まえ、今後、車体課税・燃料課税を含めた総合的な検討を行う。

恒久政策には安定財源が必要との考えの下、揮発油税等の当分の間税率廃止及びいわゆる教育無償化に係る財源確保、防衛力強化に係る財源確保について税制上の対応を行う。また、高校生年代の扶養控除の見直しについては、先行して住宅ローン控除や生命保険料控除が拡充されていることも念頭に、今後も真摯な議論を行っていかなければならない。

最後に、財政健全化と積極財政の二項対立ではなく、両者の思想を包含する「責任ある積極財政」の方針の下、「温故知新」の言葉を噛み締めつつ、税制改正に終わりではなく、連綿不断の改革と検証を行っていく決意をもって、以下、令和8年度

税制改正に当たっての基本的考え方を述べる。

1. 物価高への対応

(1) 物価上昇局面における基礎控除等の対応

① 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として、実質的な税負担が増加するという課題がある。こうした課題に対応していくため、今後、次のような基本的考え方に基づいて基礎控除等を適時に見直すこととする。

- ・ 基礎控除の本則部分については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗ずることで調整する。
- ・ 給与所得控除の最低保障額についても、基礎控除の本則と同様の措置を講ずる。
- ・ 源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、見直しの結果、控除額に端数が生ずる場合には万円単位で調整するとともに、見直し初年は、月次の源泉徴収等では対応せず年末調整からの対応とする。

令和8年度税制改正においては、令和8年・9年分所得に適用される控除額として、令和5年10月から令和7年10月までの2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率6.0%を踏まえ、基礎控除の本則については現行58万円を62万円に、給与所得控除の最低保障額については現行65万円を69万円にそれぞれ引き上げる。

個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、地方公共団体の意見を踏まえつつ、その非課税限度額や基礎控除等について必要な対応を検討する。令和8年度税制改正においては、給与所得控除の見直しについて対応することとする。

これらの引上げは、物価調整を行うものであることを踏まえ、特段の財源確保措置を要しないこととする。

また、従来、給付や負担の決定にあたって所得税及び個人住民税の所得・税

額を参照してきた各種制度について、今後、所得税の基礎控除等が定期的に見直されていくことを踏まえ、見直し後の給付や負担の決定基準のあり方については、所管省庁において検討し、必要な対応を行う。

② 「三党合意」を踏まえた更なる対応

令和7年度税制改正において恒久的な制度として措置された基礎控除の特例は、今後も生活保護基準額を勘案して見直していくことを基本とする。その上で、就業調整に対応するとともに、物価上昇の中で足元厳しい状況にある中低所得者に配慮して、課税最低限を昨年12月11日の自由民主党・公明党・国民民主党による三党合意の趣旨を踏まえた「178万円」に先取りして引き上げる。

具体的には、上記①による基礎控除等の引上げ後の課税最低限168万円と「178万円」との差である10万円について、

- ・ 基礎控除の特例のうち現行37万円を5万円引き上げるとともに、対象者も給与収入200万円相当までから475万円相当までに拡大する。
- ・ 給与所得控除の最低保障額も同様に5万円引き上げる。

さらに、給与収入475万円相当から665万円相当までを対象としている現行10万円の基礎控除の特例を32万円引き上げる。

この②の引上げは、物価高で厳しい状況にある中低所得者に配慮したものであることや、給付付き税額控除の議論の中で中低所得者層の給付・負担のあり方を検討していくことを踏まえ、令和7年度改正において時限措置とされた基礎控除の特例を含め、令和8年・9年の時限措置として講ずる。

なお、今後、生活保護基準額が178万円に達するまでは、課税最低限178万円を維持しつつ、上記①の物価連動による基礎控除の本則部分と給与所得控除の最低保障額の引上げに応じて、同額を特例措置からそれぞれ振り替えていくこととする。

以上①及び②については、令和8年分の所得税及び令和9年度分の個人住民税から適用することとし、令和8年分所得への適用は、源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、年末調整からとする。

これらにより、全ての納税者の「所得税の負担開始水準」（「基礎控除」及び

「給与所得控除」の合計額）は 178 万円以上となる。

（参考）基礎控除の特例

給与収入	現行	改正後
200 万円相当まで	37 万円（恒久措置）	42 万円 （うち 37 万円は恒久措置）
200 万円相当から 475 万円相当まで	30 万円	42 万円
475 万円相当から 665 万円相当まで	10 万円	42 万円
665 万円相当から 850 万円相当まで	5 万円	5 万円

（２）税制上の基準額の点検・見直し

物価の上昇を踏まえ、税制における長年据え置かれたままの基準額について、省庁横断的・網羅的に行った点検の結果をもとに、見直しを行う。食事支給やマイカー通勤の通勤手当に係る所得税非課税限度額、中小企業者等が取得時に全額損金算入できる減価償却資産の取得価額、厚生農業協同組合連合会が行う医療保健業における差額ベッド料金等の基準額を引き上げる。その他の基準額も含め、税制上の基準額については、今後とも各措置の期限到来時や各年度の税制改正の中で、適時に必要な見直しを検討する。

２．「強い経済」の実現に向けた対応

（１）成長投資拡大に向けた環境整備

① 大胆な設備投資の促進に向けた税制措置

危機管理投資・成長投資による「強い経済」を実現するためには、企業が大胆な設備投資を行い、新たな付加価値の創出と生産性向上による果実が賃上げにつながる好循環をより強固なものとし、こうした好循環を海外市場と結びつけることで、グローバル市場で稼ぐ力を強化していくことが極めて重要である。近年、国内設備投資は増加傾向にあるが、こうした基調を加速させ、足元の供

給力不足を解消し、人口減少下でも拡大する内需が成長を牽引するとともに、世界にとって不可欠な製品・サービスの輸出を拡大することにより、中長期的な経済成長を実現していく。

こうした考え方の下、国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から、大胆な設備投資の促進に向けた税制を創設する。具体的には、全ての業種を対象とし、既存の税制では対象とならないような大規模かつ高付加価値の投資を推進する（建物を含め、投資下限額 35 億円以上（中小企業者等については 5 億円以上）及び R O I 水準 15% の高い基準を満たす設備投資に対し、即時償却又は高い税額控除率を適用する。）。

また、輸出入取引に係る条件の著しい変化など事業環境の急激な変化による影響への対応を行うための計画の認定を受けた事業者については、最大 3 年間の繰越税額控除を可能とする。

② 研究開発税制の拡充

研究開発投資は、経済成長を加速させ、社会課題解決の推進力となるイノベーションの源泉である。企業の研究開発投資の規模拡大や質の向上は、「強い経済」を実現する上で、極めて重要な意味を持つ。

近年、デジタル革命の下で、巨大な資本を有するプレイヤーの登場により、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速化している。このような、「科学とビジネスの近接化」の時代においては、科学とビジネスの好循環を官民挙げて作り出せるかが、国力や産業競争力を決する鍵となる。

こうした考え方の下、国家戦略として重要な技術領域への企業の研究開発を促す観点から、研究開発税制において、新たに「戦略技術領域型」を創設し、産業技術力強化法の重点産業技術（仮称）（A I ・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙）に係る試験研究費について、既存の措置と別枠の税額控除率・控除上限を設定する。あわせて、当該技術に係る認定を受けた研究開発機関と企業の共同・委託研究についても同様に高い税額控除率を設ける。さらに、これらについて 3 年間の繰越税額控除を設けるなど、制度を抜本的に強化する。

また、試験研究費を増加させるインセンティブを更に強化する観点から、一

般型の控除率カーブ及び控除上限の変動措置について見直しを行う。このほか、海外への委託研究について、国内での試験研究に馴染まない海外での治験に配慮しつつ、諸外国と同様、一定の制限を設けることとし、科学技術創造立国としての復権に向けて、国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化を図る。

③ オープンイノベーション促進税制

スタートアップは、イノベーションを生み出す主体として、日本経済の潜在成長率を高める重要な存在である。日本経済の成長を牽引する大規模スタートアップを輩出するため、国として、資金や人材、ノウハウの面での課題への対応を後押ししていく必要がある。その際、スタートアップのステージごとの課題に応じた、メリハリある対応が重要である。とりわけ、スタートアップの「出口」について、IPOへの偏重が指摘される中、出口戦略の多様化、特にM&Aの促進は極めて重要である。こうした喫緊の課題に対処する観点から、M&A型において、対象となる株式に3年以内に出資割合が50%超となることを見込む場合における出資割合が50%以下の株式を追加するとともに、協業をより一体的に進める観点から、事業会社がスタートアップを吸収合併した場合の特別勘定の取崩方法の見直し等を行った上で、適用期限を2年延長することとする。

なお、オープンイノベーション促進税制は、国内の事業会社等がスタートアップに出資する際、株式取得の一定額の所得控除を認めるという、極めて異例の措置であり、特に、新規出資型については、取得から3年経過後は、仮に株式を譲渡したとしても免税となる仕組みとなっている。引き続き、その政策効果や必要性を見極めるとともに、租税回避に用いられる可能性にも十分留意していく必要があるが、こうした思い切った施策を通じ、世界に伍するスタートアップ・エコシステムを作るべく、税制以外の施策と一体となって取組みを進めていく。

④ 住宅ローン控除の拡充

本格的な人口減少やカーボンニュートラルといった変化に対応した豊かな住生活を実現するためには、既存住宅の利活用の促進とともに、省エネ性能の向

上が重要となる。住宅ローン控除については、こうした考え方の下、適用期限を5年間延長した上で、所要の見直しを行うこととする。

具体的には、既存住宅のうち省エネ性能の高い認定住宅・ZEH水準省エネ住宅に係る借入限度額を引き上げるとともに、子育て世帯等への上乗せ措置の対象を省エネ基準適合以上の既存住宅にも拡充する。省エネ基準適合以上の既存住宅の控除期間を13年間に拡充し、省エネ性能の高い住宅の取得を後押しする。他方、令和12年度以降、新築等が認められなくなる予定の省エネ基準適合住宅は、新築住宅・既存住宅ともに借入限度額を見直した上で、新築住宅は令和10年以降は適用対象外とする。

世帯規模の変化を踏まえた対応として、床面積要件について、40㎡に緩和されている特例の適用範囲を、既存住宅にも拡充する。子育て世帯等で、本特例を利用しない場合には、借入限度額の上乗せ措置を利用できることとする。

安全・安心な住まいの実現の観点から、土砂災害などの災害レッドゾーンでの新築（建替えを除く。）は適用対象外とする。災害イエローゾーンも含めた立地要件のあり方については、災害ハザードエリアの指定状況も踏まえ、引き続き検討することとする。

東日本大震災の被災者向けの措置については、被災者による住宅の早期再建を引き続き支援する観点から、控除率の上乗せ措置を維持した上で、床面積要件の特例の適用範囲の拡充や立地要件の導入等の措置を講ずる。

また、所得税額から控除しきれない額を、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）の範囲内で個人住民税から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

（2）租税特別措置等の見直し・適正化

① 基本的な考え方

租税特別措置等は、特定の政策目的の実現に有効な政策手段となりうる一方で、税負担の歪みを生じさせる面があり、税制の「公平・中立・簡素」という基本原則に鑑み、真に必要なものに限定していくことが極めて重要である。このため、現在ある租税特別措置等については、ゼロベースで見直すことを基本とし、毎年度、期限が到来する措置を中心に、実態を検証した上で、政策効果

が低いものは廃止すべきである。さらに、適用状況等によっては期限前であっても、必要に応じ見直しを行うことが重要である。検証に当たっては、政策の合理性に加え、租税特別措置等が政策手段として有効であり、また、補助金等其他の手段と比較しても相当であることを厳に確認するとともに、適用実績が僅少でないか、長期にわたり固定化していないか、といった観点も踏まえる必要がある。租税特別措置等の創設や拡充を行う場合には、減収額を埋める財源の確保はもとより、こうした観点から一層厳格な検討が求められる。

なお、政策の実効性・必要性を立証するためには、E B P M（Evidence Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）に基づく適切なデータを用いた分析・検証が必要である。とりわけ、対象者に特定の行動変容を促す、いわゆるインセンティブ措置については、データによる分析・検証に基づき、税制によって行動変容が実現し、政策効果が発現したことが厳格に立証されなければならない。所管省庁においては、令和8年度税制改正の結果も踏まえつつ、令和9年度税制改正に向けて、租税特別措置等の要望段階から、データに基づいた説明責任を果たすことが求められる。

あわせて、租税特別措置等の見直しをより一層進める観点から、税務データの整備を進め、その活用を図る必要がある。

② 租税特別措置の適用実態調査のあり方

租税特別措置の見直しをより一層進めていく観点からは、租税特別措置の透明性の更なる向上が必要である。わが国においては、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）に基づき、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書において、法人税関係の租税特別措置について、措置ごとの適用者数、適用総額、第十順位までの高額適用額等が公表されている。一方、既に補助金等の交付先名が原則として公表されていることや、諸外国において租税の特別措置の適用企業名が公表される仕組みが整備されている例があることを踏まえ、一層の透明化を図る観点から、適用企業名の公表について、早期に具体化を図る必要がある。企業の経営戦略に与える影響や国・企業双方の事務負担等にも配慮しつつ、具体化に向けた検討を行い、令和9年度税制改正において結論を得る。

③ 賃上げ促進税制

物価高に負けない構造的・持続的な賃上げを強化する観点から、令和6年度税制改正において、賃上げ促進税制を抜本的に強化した。一方、足元では賃金上昇率がバブル期以来の水準となる高い伸びを示しており、本税制の要件となる水準を大きく上回る状況にある。このように、企業の賃上げをめぐる状況は令和6年度税制改正当時と大いに様変わりしている。

こうした状況に鑑み、コーポレートガバナンス改革に基づく人的資本への投資促進の要請や、税制が生産性の高い分野への労働移動を阻害する可能性、中小企業の人手不足感が大企業よりも強い状況等を踏まえ、大企業向け措置については適用期限を待たずに廃止する。中堅企業向け措置については、令和8年度においてはより高い賃上げを促す方向で要件を強化しつつ継続し、適用期限をもって廃止する。

一方、中小企業向け措置については、人材獲得競争の中で防衛的賃上げに取り組む企業にも配慮し、令和8年度は現行制度を維持することとし、期限到来時に適用状況等を踏まえ、必要な見直しを検討する。

なお、教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件については、教育訓練費の増加額を税額控除額が上回る場合があるという会計検査院の指摘を踏まえ、廃止する。

④ 研究開発税制

研究開発税制については、EBPMの観点から、データに基づく分析を踏まえ、企業が試験研究費を増加させるインセンティブを更に強化する。一般型の控除率カーブ及び控除上限の変動措置について、近年の物価上昇等の状況も踏まえ、控除率の上限は維持しつつ、試験研究費の増加を促す観点から所要の見直しを行う。また、税制の対象となる試験研究の範囲に関し、科学技術創造立国実現の礎となる、国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化の観点から、海外への委託研究について、諸外国と同様、一定の制限（令和8年度：70%、令和9年度：60%、令和10年度：50%）を設ける（ただし、国内での試験研究に馴染まない海外での治験については制限の対象外とする。）。

⑤ 租税特別措置（特定の税額控除規定）の不適用措置

「強い経済」の実現に向け、国が先頭に立ち、官民力を合わせて社会課題の解決に向けて投資を拡大し、日本の持続的な成長力と国際的な存在感を高めていく必要がある。こうした観点から、今般、大胆な設備投資促進税制の創設や研究開発税制等の強化を行ったところであるが、同時に、投資や賃上げに消極的な企業の行動変容を促す観点から、特定の租税特別措置の適用を停止する措置について、設備投資と賃上げに係る要件を同時に達成することを求めるなど、要件の強化を行うとともに、不適用の対象となる措置を拡充する。引き続き、企業による投資や賃上げの対応等を踏まえつつ、本措置の要件の強化や、対象となる租税特別措置・企業の拡大について検討を行い、より積極的な設備投資や賃上げを行う企業に、税制の後押しを集中・深化させていく。

⑥ 教育資金一括贈与

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、これまでの利用の実態や格差固定化の懸念、教育費の無償化や負担軽減の進展、N I S Aの拡充等も踏まえ、適用期限（令和8年3月末）は延長しない。

（3）資産形成の促進に向けた取組みの拡充と金融を通じた経済成長

① N I S Aの拡充

N I S Aについては、令和5年度税制改正において抜本的拡充・恒久化を図り、既に老後等に備えた十分な資産形成が可能になっているが、対象年齢は18歳以上とされていた。次世代の資産形成を支援する観点から、金融経済教育を更に充実することと併せて、つみたて投資枠の対象年齢を0歳まで拡充する。その際、格差の固定化につながらないよう配慮しつつ、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、口座保有者である子が0～17歳の間については、年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円とする。また、子の年齢が12歳以降、子の同意を得た場合のみ、親権者等による払出しを可能とする。子の年齢が18歳に達した際、年間投資枠等について、18歳以上向けの制度に移行するものと

する。

つみたて投資枠の対象となる指数について、国内市場を対象とした株式指数のうち一定のものを新たに追加するほか、一定の広がりのある地域を対象とした先進国・新興国の株式指数単体で組成された投資信託商品も併せて追加する。国内市場を対象とした株式指数の追加は、結果として、個人の現預金が国内経済に投資され、経済成長を後押しする流れが加速化されることも期待される。幅広い世代の資産運用ニーズに応える観点から、債券が運用資産の 50%を超える投資信託を対象に加える。

② 暗号資産の分離課税化等

暗号資産取引に係る課税については、令和 7 年度税制改正大綱で示された、投資家保護のための説明義務をはじめとする健全な取引環境の構築に向けた法整備等への対応を前提に、国民の資産形成に資する暗号資産に限って、その現物取引、デリバティブ取引及び E T F から生ずる所得を分離課税の対象とする。国民が安心して暗号資産市場に参加できる環境の構築を図る観点から、3 年間の繰越控除制度を創設する。

こうした暗号資産の資産形成に資する金融商品としての位置付けは、デジタルエコノミーの進展にもつながるものである。

(4) 今後の法人税のあり方

「強い経済」を実現するためには、「責任ある積極財政」の下、大胆かつ戦略的な危機管理投資・成長投資を進め、雇用と所得を増やし、潜在成長力を引き上げるための取組みが極めて重要であり、国がその先頭に立つことは言うまでもない。しかし、国内投資の拡大や賃上げの取組みの主役は他ならぬ企業である。

令和 7 年度税制改正大綱においては、これまでの法人税改革の振り返りとして「わが国では、世界的な法人税率の引下げ競争が展開される中、2010 年代に、設備投資や雇用・賃上げの促進、立地競争力の強化を図るため、法人税率を 23.2%まで引き下げた」が、「企業部門では収益が拡大したにもかかわらず、現預金等が積み上がり続けた」、「設備投資については、法人税改革以降、海外

投資等が増加したのに対し、大企業を中心に国内投資は低水準で推移した。賃上げについても、諸外国と比較して、長年低迷してきた。他方、企業の利益が現預金として社内にとどまる傾向が一層強まってきた」と指摘している。その上で、「法人税改革は意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ず、法人税のあり方を転換していかなければならない。これまで現預金を大きく積み上げてきた大企業を中心に企業が国内投資や賃上げに機動的に取り組むよう、減税措置の実効性を高める観点からも、レベニュー・ニュートラルの観点からも、法人税率を引き上げつつターゲットを絞った政策対応を実施するなど、メリハリのある法人税体系を構築していく」との方向性が示されている。

今後の法人税については、こうした方向性を踏まえ、企業が国内投資や賃上げにより積極的に取り組む効果を発揮させる観点から、メリハリのある対応を講じていく。

3. 地方の伸びしろの活用・暮らしの安定

(1) 活力ある地方・中小企業の後押し

国内投資を促進させていくためには、企業立地の基盤となる産業用地を計画的に確保していくことが必要となる。そのため、自治体と連携した民間開発事業者による産業用地整備において、土地等の譲渡所得に係る所得税率の軽減措置を講ずる。

中小企業者等の減価償却資産に係る事務負担の軽減を図る観点から、中小企業者等が少額減価償却資産を取得した場合、取得時に取得価額の全額を損金算入可能とする特例が設けられている。今般、制度が創設された平成 15 年度以降の主要な対象資産の価格動向等を踏まえ、30 万円未満となっている取得価額の基準を 40 万円未満に引き上げる等の見直しを行った上で、3 年延長する。

中小企業技術基盤強化税制について、一時的な赤字等であっても継続的な研究開発を促す観点から、新たに 3 年間の繰越税額控除を導入する。

法人版事業承継税制（特例措置）については、特例承継計画の提出期限を令和 9 年 9 月末まで 1 年 6 月延長する。また、個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限を令和 10 年 9 月末まで 2 年 6 月延長する。

なお、これらの措置は、中小企業等の経営者の円滑な世代交代を通じた生産

性向上という待ったなしの課題を解決するための時限措置であることから、中小企業経営者及び個人事業者の方々には、適用期限の到来を見据え、早期に事業承継に取り組むことが期待される。

また、適用期限到来後のあり方については、世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、令和9年度税制改正において結論を得る。

中小企業の経済活動の活性化等の観点から、交際費課税について、令和6年度税制改正において、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について、1人当たり5千円以下から1万円以下に引き上げた。今後の交際費課税のあり方については、企業の設備投資や賃上げを強く推進する中、冗費や濫費の抑制といった交際費課税の趣旨や会議費の実態を踏まえ、適用期限の到来にあわせて令和9年度税制改正において見直しを検討する。

わが国は急速な人口減少局面にあり、その傾向は地方においてより顕著である。他方、若者や企業の地方移転への関心が高まるなど、注目すべき変化も見られる。地方への新たな人や資金の流れをより一層促すことは、若者や女性が地方に住み続けられるようにするためにも重要である。地方拠点強化税制について、こうした観点から、これまでの適用実績を踏まえつつ、企業が移転先等において本社機能のあるオフィス等を整備する場合に中古資産の取得も可能とする等の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

(2) 子育て環境の整備・暮らしの安定

わが国の大きな課題の一つとして、人口減少が挙げられる。また、地域の生活環境を支え、暮らしの安定を図っていくことも重要な課題である。こうした観点から、税制面でも、子育て環境の整備や、暮らしの安定を後押しする方策を講じていくことが求められている。

① 住宅ローン控除の拡充（子育て世帯等関係）

住宅ローン控除について、子育て世帯の住宅取得を支援する観点から、従来、新築住宅に限られていた子育て世帯等への上乗せ措置の対象を、省エネ基準適

合以上の既存住宅にも拡充する。

② 国際観光旅客税

観光立国の実現に向けた課題として、コロナ禍以降、観光客が集中する一部の地域等では、過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響等が生じている一方、日本人出国者数は、コロナ禍前の水準を未だ下回っている状況にある。こうした中、オーバーツーリズム対策の強化や地方誘客・需要分散の促進、アウトバウンド施策の充実をはじめとした観光施策に必要となる財源を確保するため、国際観光旅客税の税率を現行の出国1回につき1,000円から3,000円へ引き上げる。

なお、今後、更なる観光施策の強化・充実を図るための財源確保の必要性や、今回の税率引上げによる旅客の負担感、事業者の実務等を勘案した上で、税率の見直しについて、できるだけ早期に結論を得られるよう検討を行う。

③ ひとり親控除の拡充

ひとり親控除について、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。あわせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げる。

本拡充は、令和9年分の所得税及び令和10年度分の個人住民税から適用する。

④ 高校生年代の扶養控除等の見直し

個人所得課税においては、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、引き続き、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、児童手当制度や高校無償化、奨学金制度等の歳出面を含めた政策全体での対応も勘案しつつ、人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う。

その際、令和6年度税制改正以降、検討課題となっている高校生年代の扶養控除の令和9年分の所得税及び令和10年度分の個人住民税における取扱いに

については現行制度を維持する。その上で、児童手当の支給対象の高校生年代までの拡充や高校無償化の所得制限の撤廃等の歳出面での対応や、本扶養控除の見直しの方向性を踏まえた住宅ローン控除や生命保険料控除の先行的な拡充も念頭に、引き続き検討を進め、結論を得る。

⑤ ベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の措置

人口減少に伴う人手不足が指摘される中、育児・子供の不登校等を理由とした離職の防止が課題となっている。こうした課題への対応として、ベビーシッター等の利用促進に取り組むことが考えられる。

まずは、政府において、関係省庁が一体となって、事業者・団体との連携の下、これらのサービスの普及広報や実態・ニーズの調査を行うとともに、来年夏を目途として、サービスの品質・信頼性の向上や人材の育成・確保に向けたリ・スキリング、利用拡大に向けた税制措置を含む支援策等について、総合的に検討を行い、必要な場合には、適用対象の範囲等に係る要件を適切に設定した上で税制上の措置を講ずることとする。

(3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

地方の活力は、すなわち日本の活力である。地方の伸びしろを活かし、地方の暮らしの安定と活力向上を図るためにも、地方公共団体が、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくことが重要である。

近年、地方税収が増加する中で、令和6年度・7年度の東京都の財源超過額が2年連続で過去最高となるなど、都市・地方の財政力格差が拡大している。こうした状況を背景に、行政サービスの地域間格差も拡大しており、東京都と隣接する地方公共団体等からは「地域間格差が看過し得ない水準にまで拡大」との声が上がっている。

財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在によって生じている。地方法人課税においては、大法人の本店の東京都への集中が続いていることに加え、東京都のみに納税する法人が増加し、特に資本金 50 億円以上の大法人においてその割合が高まるなど、税源が東京都に集中する状況が続いている。また、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税についても、

人口、企業等の集積や都市開発の進展等に伴う近年の大幅な地価上昇によって、全国に占める税収シェアが拡大の一途をたどっている。

こうした経済社会構造の変化は、企業行動を最適化した結果から生じる構造的な問題であり、今後も進行していくと考えられ、行政サービスの地域間格差の拡大はこの進行を更に推し進めることとなる。

一方で、都市の維持・発展には、地方が担う食料生産やエネルギー供給等の機能が不可欠であり、とりわけ人材の供給という面でみれば、地方で育った若年層の東京都への転出超過は年間約 10 万人に達しており、これらの人材が都市の活力を支えている。東京都も含めたわが国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方の活力の維持・向上が不可欠であり、都市も地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、今こそ偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講ずる必要がある。

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和 9 年度税制改正において結論を得る。

加えて、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都と特別区の事務配分の特例、都区財政調整制度といった東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和 9 年度以降の税制改正において結論を得る。

（４）屋外分煙施設等の整備の促進

望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前・商店街・公園等の場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととする。

４．公平かつ円滑な納税のための環境整備

(1) 税負担の公平の確保に向けた是正

① 国内外を通じた公平の確保

イ 国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化

物品販売に係る国境を越えた電子商取引の市場が拡大する中、少額輸入貨物に対する免税制度による競争上の不均衡や国外事業者による無申告といった課題が顕在化している。こうした課題に対し、諸外国と同様、少額輸入貨物に対する免税制度の対象となる取引について、その販売者に消費税の納税義務を課す制度を導入するとともに、プラットフォーム事業者に物品販売に係る納税義務を転換する制度を導入することで、国内外の事業者間の競争条件の公平性と適正な課税の確保を図ることとする。

ロ 国内に所在する不動産に関する役務提供等に対する課税の見直し

国内に所在する不動産を非居住者が取得する事例が増加傾向にあるとの指摘があること等を踏まえ、非居住者が国内に所在する不動産の売買等を行う際に負担する仲介手数料等について、居住者との公平性の観点から、消費税の課税対象となるよう見直すこととする。

ハ 輸入貨物の課税価格決定の特例の廃止

物品販売に係る国境を越えた電子商取引の市場が拡大する中、個人使用貨物に限り課税価格を海外小売価格の6割にする輸入貨物の課税価格決定の特例により、国外事業者と国内事業者の競争上の不均衡が顕在化している。また、海外旅行の一般化、インターネットの普及や物流網の拡大による土産品を念頭に置いた立法趣旨の消失・変容に加え、本特例の不正利用事例もみられる。本特例を廃止することで、国内外の事業者間の競争条件の公平性と適正な課税の確保を図ることとする。

ニ 不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設

不当廉売関税の課税命令に服すべき者が課税を免れるため、貨物の「供給国」や「品目」を変えることにより課税命令が示す範囲から形式に外れるようにしつつ、実質的には課税命令前と同等の商業行為を行ういわゆる「迂

回」の問題が生じている。これに対応するため、諸外国の制度も踏まえ、迂回に対する迅速な救済及び抑止を可能とし、WTO協定の目的・趣旨に沿った形での不当廉売関税に関する迂回防止制度の創設を通じ、不公正な貿易に対する措置の実効性と抑止力のさらなる強化につながる体制の構築を行う。

ホ 外国人旅行者向け免税制度

外国人旅行者向け免税制度については、令和8年11月から開始するリフト方式の実施状況を踏まえつつ、不正防止、観光立国推進などの観点から制度の有効性等を検証し、そのあり方について引き続き検討を行う。

ヘ 国外居住親族に係る扶養控除等

国外居住親族に係る扶養控除等については、国外で一定以上の所得を稼得している親族でも控除の対象とされているとの指摘を踏まえ、令和2年度税制改正において、30歳以上70歳未満の成人のうち留学生や障害者等を除く者には適用しないこととする見直しが行われた。その施行から3年が経過し、改正内容の実効性を検証するため、税務当局において実態調査を行う。その結果を踏まえ、適正化に向けた税制上の措置を検討する。

② 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し

所得税については、累進税率を採用していることから明らかなように、税制全体の中でも垂直的公平の確保に中心的な役割を果たすことが期待されている。令和5年度税制改正で導入した極めて高い水準の所得に対する負担の適正化に係る措置について、税負担の公平性の確保を図る観点から、見直しを行うこととする。具体的には、追加の税負担を計算する基礎となる基準所得金額（給与・事業所得、株式等の譲渡所得、土地建物の譲渡所得、その他の各種所得を合算した所得金額）から控除する特別控除額（現行3.3億円）を1.65億円に引き下げ、税率（現行22.5%）を30%に引き上げる。

本見直しは、令和9年分の所得税から適用する。

③ 不動産に係る公平の確保

イ 貸付用不動産の評価方法の見直し

貸付用不動産の市場価格と通達評価額との乖離の利用によって相続税や贈与税の税額が大幅に圧縮されている事例が把握されていることを踏まえ、納税者の予測可能性を確保し、評価の適正化及び課税の公平性を図る観点から、関係団体等の意見を聴きつつ、貸付用不動産の評価方法の見直しを行う。

ロ 不動産価格高騰への対応（新築マンションの短期売買）

近年のマンション価格の高騰については、その一因として、都心の大規模マンションを中心に、短期売買が増加傾向にあることが挙げられる。実需に基づかない投機的取引は好ましくないとの考えの下、民間部門でも対策が講じられ始めている。その結果も踏まえつつ、引き続き、所管省庁においてマンション取引の実態把握を継続し、本来あるべき不動産取引への影響や、資産価値への影響など、様々な観点を考慮しながら、税制上の措置を含め必要な措置を講ずる。

（２）インボイス制度（適格請求書等保存方式）の定着に向けた対応

消費税は、諸外国の付加価値税制度と同様、価格転嫁を通じて最終的には消費者が負担しており、消費者が支払った消費税相当分は、本来、その全てが納税されることが原則であって、一部が事業者の手元に残ることは、消費者の理解を得られることではない。消費税やインボイス制度のあり方を考える上では、国・地方における貴重な社会保障の財源とされていることや担税者たる消費者の視点に配慮する必要があることに加え、あらかじめ決められた制度変更の内容に沿って早期に対応を進めてきた事業者の真摯な努力を無にすれば、税制に対する信頼を損なうこととなりかねないことも念頭に置くべきである。

こうした基本的考え方を前提としつつ、インボイス制度導入に係る事業者の事務負担にも配慮し、制度の社会的な定着をより確実なものとする観点から、次の措置を講ずる。

なお、インボイス制度導入に係る各種経過措置については、上記の基本的考え方を踏まえ、今般見直した内容を含め、これまでに決定した措置が期限どおり確実に実施されるよう、関係省庁が連携して必要な対応を実施することとし、

消費者が負担した消費税によって社会保障制度がしっかりと支えられる社会を実現する。その際には、消費税の基本的な仕組み等に関する的確な理解の増進も図ることとする。

① 新たにインボイス発行事業者となった小規模事業者の税額控除に関する経過措置

いわゆる 2 割特例の終了後は、簡易課税制度への移行が原則となるが、インボイス制度の定着に向けて事務負担への配慮がより必要と考えられる個人事業者については、課税事業者を選択してインボイス発行事業者になっている場合には、これまで 2 割特例の対象となっている個人事業者も含め、その納税額を売上税額の 3 割とすることができる経過措置を 2 年に限り講ずる。

なお、インボイス制度開始後に課税事業者となった小規模事業者等が意図せず消費税を滞納すること等がないよう、今後、適正な納税を促す方策についても検討を行う。

② 免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

消費者が支払った消費税相当分の一部が、本経過措置により、納税されずに事業者の収入になっており、また、本経過措置が小規模な国内事業者以外からの仕入れにも適用され、租税回避等にも利用されている実態が確認されていることも踏まえ、本経過措置は段階的に縮減することとするが、インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、その最終的な適用期限を 2 年延長した上で、控除ができる割合については、令和 8 年 10 月からは 7 割、令和 10 年 10 月からは 5 割、令和 12 年 10 月からは 3 割と段階的に縮減していき、令和 13 年 9 月末をもってその適用を終了する。

あわせて、本経過措置が租税回避等にも利用されていることを踏まえ、その防止を図る観点から、その課税期間における一の免税事業者等からの課税仕入れのうち本経過措置の対象とできる上限額を、現行の 10 億円から 1 億円に引き下げる。その上で、当該上限額については、取引実態等を踏まえ、今後、更なる引下げについて検討する。

（３）ふるさと納税制度の健全な運用に向けた見直し

ふるさとやお世話になった地方公共団体へ感謝や応援の気持ちを伝えるため、公的な税制上の仕組みとして創設されたふるさと納税制度は、寄附受入額が年間 1.2 兆円を超え、国民に広く浸透する制度となった。一方、ふるさと納税の募集費用のうち、ポータルサイト事業者への手数料等は 1,656 億円と寄附受入額の 13%にも達している。

税制上の控除を利用して集められたふるさと納税の寄附は、まさに公金であり、地方公共団体において、住民サービスの充実や地域振興のために活用されるべきことは言うまでもない。このため、地方公共団体の区域外に流出するポータルサイト事業者など外部の事業者に支払う手数料等については、できる限り縮減していく必要がある。

これらを踏まえ、ふるさと納税制度の本来の趣旨に立ち返るため、地方公共団体が実施する事業に活用できる寄附金の割合を高められるよう、その割合を 60%以上とするとともに、その使途の公表を求める。

あわせて、高所得者について所得に応じて上限なく増える特例控除額について、定額上限（給与収入 1 億円相当）を設けることとする。

（４）道府県民税利子割に係る清算制度の導入

住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行等の利用拡大により、制度創設当時は想定し得なかった形で、あるべき税収帰属地と課税団体との乖離が拡大している。こうした課題に早急に対応するため、金融機関が特別徴収した税を口座所在地の都道府県に納入する従来の仕組みは維持しながら、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度を新たに導入することとする。この措置は、令和 8 年度分以後の道府県民税利子割について適用する。

（５）税務手続のデジタル化の推進

納税者が簡便かつ適正に申告・納付を行うことができるよう、税務手続のデジタル化を推進する。

取引から会計・税務までシームレスにデジタルデータで処理される仕組みやトレーサビリティが確保された帳簿書類の利用は、適正な申告を確保する観点から有益である。このため、これらの機能を備えた電子帳簿を利用している場合に青色申告特別控除の額を上乗せする措置等を講ずるとともに、こうした電子帳簿の普及・一般化に向けた官民連携の取組みを継続する。

複式簿記の利用や電子申告への円滑な移行を図る観点から、これらに未対応の事業者については、官民が協働してその支援に取り組む。記帳に不備がある事業者への対応を含め、記帳水準の更なる向上に向けた取組みを継続する。

地方税においても、更なる税務手続のデジタル化に向け、地方税関係通知のうち納税証明書等の各種証明書について、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）及びマイナポータルの更改・改修スケジュール等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。

刑事訴訟法の改正を踏まえ、国税犯則調査手続等のデジタル化に対応するための整備を行う。

（６）国際課税（経済のグローバル化・デジタル化への対応）

B E P S（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）プロジェクトを主導してきたわが国にとって、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する国際合意（「２本の柱」の解決策）の実施に向けた取組みを進めることは重要である。

このうち、グローバル・ミニマム課税（「第２の柱」）については、国際課税システムの安定化等を目的とした、グローバル・ミニマム課税と米国をはじめとする一定の要件を満たす国の税制との共存等に係る国際的な議論が継続している状況にあり、近く国際合意に至る場合には当該合意に則り早急に見直しを検討する等、議論の状況を踏まえて今後対応を検討する。あわせて、令和８年度税制改正において、O E C Dにより発出されたガイダンスの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点から所要の見直しを行う。

外国子会社合算税制については、国際的なルールにおいても「第２の柱」と併存するものとされており、「第２の柱」の導入以降も、外国子会社を通じた租税回避を抑制するための措置としてその重要性は変わらない。他方、「第２

の柱」の実施により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、令和8年度税制改正においても引き続き見直しを行うとともに、令和9年度以降の税制改正においても必要な見直しの検討を行う。

「2本の柱」の解決策のうち「第1の柱」については、市場国への新たな課税権の配分等に関する多数国間条約の早期署名に向けて、引き続き国際的な議論に積極的に貢献することが重要である。今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化については、今後、国際的な議論及び各国の動向を踏まえて対応を検討することとし、当面は実施しない。

国際課税制度が大きな変革を迎える中、国内法制・租税条約の整備及び着実な執行等について適時に十全な対応ができるよう、国税当局の体制強化を行う。

5. 自動車関係諸税の総合的な見直し

(1) 見直しに当たっての基本的考え方

自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、

- ① C A S Eに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする
- ② わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする

また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする

- ③ 二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献するものとする
- ④ 自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく

その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる

との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。

（２）環境性能割の廃止

自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、米国関税措置がわが国の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する。

（３）自動車税及び軽自動車税のあり方

令和 10 年度以後における自動車税及び軽自動車税のあり方については、その課税趣旨を踏まえつつ、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和 9 年度税制改正において結論を得る。その際、以下の点に留意するものとする。

- ① 地方公共団体における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業等に係る財源の将来に向けた安定的な確保
- ② 「2050 年カーボンニュートラル」目標や 2035 年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を 100%とすることを目指す政府目標など、脱炭素化等の環境対策に向けた取組みに対する積極的な貢献
- ③ 乗用車における多様な動力源（パワートレイン）の特性・普及状況等を踏

まえた公平性の確保

- ④ 現行の自動車税及び軽自動車税におけるバス・トラック等や営業用自動車に対する課税のあり方との整合性
- ⑤ 自動車税及び軽自動車税を負担する自動車ユーザーの理解の増進
- ⑥ 課税庁である地方公共団体や関係機関の課税実務等への影響

総排気量の値を有しない電気自動車（燃料電池自動車を含む。以下（３）において同じ。）の乗用車については、課税趣旨を踏まえた公平性の確保等の観点から、最低税率を一律に適用する現行の自動車税の取扱いを見直し、令和 10 年度以後に新車新規登録を受けた電気自動車の乗用車に対しては、車両重量に応じた課税方式を導入する。電気自動車の乗用車に対する具体的な税率等は、上記の自動車税及び軽自動車税のあり方の検討と併せて令和 9 年度税制改正において結論を得る。その際、当該税率の平均的な水準については、電気自動車が、相対的に高い財産的価値や道路損傷性を有する一方で、脱炭素化に向けた取り組みに積極的に貢献する観点からは更なる普及が求められていること等を踏まえ、電気自動車以外の自動車における現行の平均税率と同水準とすることを基本とする。

自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例については、現行の措置を 2 年延長する。

（４）エコカー減税の見直し

自動車重量税のエコカー減税については、2030 年の次世代自動車（電動車、クリーンディーゼル車等）に関する政府目標や 2035 年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を 100%とすることを目指す政府目標を踏まえ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を引き上げた上で 2 年延長する。その際、令和 9 年 5 月の引上げに際しては、激変緩和措置を講ずることとする。

今後のエコカー減税の期限到来に当たっては、これまでの実施状況、今後期待される成果や制度の意義についての検証を行う。その際、エコカー減税が果たす政策インセンティブ機能の強化、実質的な税收中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。

また、次のエコカー減税の期限到来に向けて、令和 12 年度燃費基準に基づく燃費基準の対象とされている電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、燃費値の表示に関する検討等を進めつつ、その結果も踏まえ、エコカー減税における燃費基準の達成度に応じた評価について引き続き検討し、結論を得る。

(5) 利用段階における負担の適正化に向けた課税

利用段階における異なる動力源（パワートレイン）間の税負担の公平性を早期に実現する観点から、技術面及び執行面においてより公平な課税・徴収が可能となるまでの間、道路への負荷等が重量に応じて大きくなることや自動車関係諸税全体の整合性も考慮し、自家用の乗用自動車（二輪の小型自動車を除く。）のうち電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、車両重量に応じた一定の負担を求めることとする。

具体的には、納税・徴収実務の簡素化のため、現行の自動車重量税の特例加算分として車検時に徴収することとし、以下を内容とする仕組みを令和 9 年度税制改正において法制化する。

- ・ 自動車ユーザーへの周知期間や円滑な執行に向けた準備期間を確保するため、令和 10 年 5 月 1 日を施行日とし、同日以後に受ける車検から適用する。
- ・ ガソリン車について燃料課税を前払いしていないこととの均衡や取得時の実質的な負担軽減等の観点から、新車の新規検査に係る分について本特例分の課税を免除する。既販車については、経過措置として、施行日以後最初に受ける継続車検に係る分について本特例分の課税を免除する。
- ・ 具体的な税率については、異なる動力源間の税負担の公平性の観点から、ガソリン車についてユーザーが平均的に負担している揮発油税及び地方揮発油税の額を踏まえ、令和 9 年度税制改正において検討し、結論を得る。その際、重量と道路損傷との相関の度合を踏まえ、平均的な重量を超える電気自動車等には応分の負担を求める。他方、平均的な重量を下回る電気自動車等については、電気自動車等の普及との両立や、軽量化に向けた技術開発や自動車ユーザーによる選択を後押しする観点から、過度な負担とならないよう配慮する。プラグインハイブリッド自動車に係る税率については、揮発油税

等を一定程度負担していることから、電気自動車に係る税率の2分の1を目安として設定する。

- ・ 本特例分は、異なる動力源間の税負担の公平性を実現する趣旨で設けることを踏まえ、現行の自動車重量税のエコカー減税は、本特例分には適用しない。

営業用車両及びバス、トラック等の車両の取扱いについては、これらの車両が地域公共交通、物流等の分野において果たしている公共的な役割の重要性や、それを十分に考慮した営自格差等を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る。

燃料電池自動車及び天然ガス自動車に係る同様の負担のあり方については、今後、検討する。

(6) 軽油引取税の当分の間税率の廃止

令和7年11月5日の自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党及び日本共産党の6党間での合意に基づき、軽油引取税の当分の間税率を令和8年4月1日に廃止する。

6. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保する観点から、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえ、歳出改革等の努力を継続しつつ、所得税額に対して税率1%の新たな付加税として、防衛特別所得税（仮称）を課す。防衛特別所得税（仮称）の課税期間は、令和9年1月からとする。

併せて、現下の家計を取り巻く状況に配慮し、足下で家計負担が増加しないよう復興特別所得税の税率を1%引き下げる。同時に、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保する観点から、課税期間を令和29年までの10年間延長する。今後、復興財源の確保の状況を確認しつつ、必要な対応を行っていく。

令和8年度税制改正後も、令和5年度税制改正大綱及び令和7年度税制改正大綱に明記したとおり、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き責任を持って確保する。

7. 揮発油税等の当分の間税率廃止及びいわゆる教育無償化に係る財源確保

揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税の当分の間税率廃止（以下、「当分の間税率廃止」という。）については、令和7年11月5日の与野党6党合意に示された方針の下、安定財源を確保する必要がある。

また、いわゆる教育無償化については、自由民主党・公明党・日本維新の会の実務者がとりまとめた「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について」（同年10月29日。以下、「高校教育等の振興方策」という。）及び「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について」（同年12月18日）において安定財源確保の方針を示すとともに、上記の合意を踏まえた令和7年末までに結論を得ると決定された所要額に係る安定財源の確保については、同年10月31日に与党として、当分の間税率廃止と合わせて検討を行う旨を確認している。

その上で、令和8年度税制改正では、政策効果等を踏まえた租税特別措置の適正化、税負担の公平性の確保の観点から、

- ① 賃上げ促進税制の見直し
- ② 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し
- ③ 教育資金一括贈与に係る贈与税非課税措置の廃止

等を行うこととしており、これらを通じて確保された税収（注1）を当分の間税率廃止及びいわゆる教育無償化に係る安定財源として充てるものとする（注2）。

（注1）①に伴う地方法人税等の税収や、②の現行制度の税収を含む。

（注2）③は高校教育等の振興方策の財源に充てる。

この結果、令和8年度税制改正により約1.2兆円（平年度ベース）の財源が確保されることとなる。

これに加え歳出改革等の努力による財源捻出によってもなお不足する財源については、与野党6党合意等を踏まえ、道路関連インフラ保全の重要性、物価動向等やCO2削減目標との関係にも留意しつつ、安定財源を確保するための具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。

地方の安定財源については、上記の税制措置による地方増収分を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。

安定財源を確保するまでの間も、安易に国債発行に頼らず、つなぎとして、税
外収入等の一時財源を確保して対応するとともに、地方の財政運営に支障が生じ
ないよう、地方財政措置において適切に対応する。

第二 令和 8 年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

1 物価上昇局面における基礎控除等の対応

(国 税)

(1) 基礎控除

- ① 基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額を 4 万円引き上げる。
- ② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。
 - イ 合計所得金額が 2,350 万円以下である個人 62 万円
 - ロ 合計所得金額が 2,350 万円を超え 2,400 万円以下である個人 48 万円
 - ハ 合計所得金額が 2,400 万円を超え 2,450 万円以下である個人 32 万円
 - ニ 合計所得金額が 2,450 万円を超え 2,500 万円以下である個人 16 万円
- ③ 上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の必要の措置を講ずる。

(注 1) 上記の改正は、令和 8 年分以後の所得税について適用する。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和 9 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。

(注 2) 上記の改正及び下記 (4) の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）の支払者から還付等をするための措置を講ずる。

(2) 給与所得控除

- ① 給与所得控除について、65 万円の最低保障額を 69 万円に引き上げる。
- ② 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について必要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和 8 年分以後の所得税について適用する。なお、上記②の給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和 9 年 1 月 1 日以後に支払うべき給

与等について適用する。

(3) 上記(1)及び(2)の見直しに伴う所要の措置

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を 62 万円以下（現行：58 万円以下）に引き上げる。
- ② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を 62 万円以下（現行：58 万円以下）に引き上げる。
- ③ 勤労学生の合計所得金額要件を 89 万円以下（現行：85 万円以下）に引き上げる。
- ④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を 69 万円（現行：65 万円）に引き上げる。
- ⑤ その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和 8 年分以後の所得税について適用する。

(4) 令和 7 年分以後の各年分の基礎控除等の特例

- ① 居住者のその年分の合計所得金額が 655 万円（令和 10 年分以後の各年分にあつては、132 万円）以下である場合の基礎控除の控除額の加算額を次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

イ 令和 8 年分及び令和 9 年分 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

（イ）その居住者のその年分の合計所得金額が 489 万円以下である場合 42 万円

（ロ）その居住者のその年分の合計所得金額が 489 万円を超える場合 5 万円

ロ 令和 10 年分以後の各年分 37 万円

- ② 上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。

（注）上記②の公的年金等の源泉徴収については、令和 9 年 1 月 1 日以後に支払うべき公的年金等について適用する。

(5) 給与所得控除の最低保障額の特例の創設

- ① 令和 8 年及び令和 9 年における給与所得控除の最低保障額を 5 万円引き上げる特例を創設する。

② 上記①の特例は、年末調整において適用できることとする。

③ その他所要の措置を講ずる。

(6) ひとり親控除

① ひとり親控除について、控除額を 38 万円（現行：35 万円）に引き上げる。

② 上記①の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和 9 年分以後の所得税について適用する。

（地方税）

(1) 給与所得控除

① 給与所得控除について、65 万円の最低保障額を 69 万円に引き上げる。

② 令和 9 年度分及び令和 10 年度分の個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額について、①に加え、5 万円引き上げる。

(2) 所得税における（1）から（5）までの見直しに伴う所要の措置

① 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を 62 万円以下（現行：58 万円以下）に引き上げる。

② ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件を 62 万円以下（現行：58 万円以下）に引き上げる。

③ 勤労学生の前年の合計所得金額要件を 89 万円以下（現行：85 万円以下）に引き上げる。

④ その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和 9 年度分以後の個人住民税について適用する。

(3) ひとり親控除

① ひとり親控除について、控除額を 33 万円（現行：30 万円）に引き上げる。

② 上記①の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和 10 年度分以後の個人住民税について適用する。

2 住宅・土地税制

（国 税）

〔延長・拡充等〕

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限（令和 7 年 12 月 31 日）を令和 12 年 12 月 31 日まで 5 年延長するとともに、次の措置を講ずる。

- ① 住宅の取得等をして令和８年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

イ 認定住宅等の新築等の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和８年～令和１２年	４,５００万円	０.７％	１３年
ＺＥＨ水準 省エネ住宅		３,５００万円		
省エネ基準 適合住宅	令和８年・令和９年	２,０００万円		

（注１）上記の「認定住宅等」とは、認定住宅、ＺＥＨ水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいい、「認定住宅等の新築等」とは、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得をいう。以下同じ。

（注２）上記（注１）の「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。以下同じ。

（注３）省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和１０年から令和１２年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は２,０００万円と、控除率は０.７％と、控除期間は１３年とする。

ロ 認定住宅等である既存住宅の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和８年～令和１２年	３,５００万円	０.７％	１３年
ＺＥＨ水準 省エネ住宅				
省エネ基準 適合住宅		２,０００万円		

ハ イ及びロ以外の住宅の取得等の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和 8 年～令和 12 年	2,000 万円	0.7%	10 年

(注 1) 上記の「イ及びロ以外の住宅の取得等」とは、買取再販住宅の取得、既存住宅の取得又は住宅の増改築等をいう。以下同じ。

(注 2) 上記(注 1)の「買取再販住宅」とは、既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。

(注 3) 上記の「イ及びロ以外の住宅の取得等」には、令和 9 年 12 月 31 日以前に建築確認を受ける省エネ基準適合住宅（登記簿上の建築日付が令和 10 年 6 月 30 日以前のものを含む。）又は建築確認を受けない省エネ基準適合住宅で登記簿上の建築日付が令和 10 年 6 月 30 日以前のもの新築等であって、令和 10 年から令和 12 年までの間に居住の用に供したものを含む。

- ② 特例対象個人が、認定住宅等の新築等又は認定住宅等である既存住宅の取得をして令和 8 年から令和 12 年までの間に居住の用に供した場合（下記③の適用を受ける場合を除く。）の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

イ 認定住宅等の新築等の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和 8 年～令和 12 年	5,000 万円
ZEH水準 省エネ住宅		4,500 万円
省エネ基準 適合住宅	令和 8 年・令和 9 年	3,000 万円

(注) 省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和 10 年から令和 12 年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は 3,000 万円とする。

ロ 認定住宅等である既存住宅の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和 8 年～令和 12 年	4,500 万円
Z E H水準 省エネ住宅		
省エネ基準 適合住宅		3,000 万円

(注) 上記の「特例対象個人」とは、個人で、年齢 40 歳未満であって配偶者を有する者、年齢 40 歳以上であって年齢 40 歳未満の配偶者を有する者又は年齢 19 歳未満の扶養親族を有する者をいう。以下同じ。

- ③ 個人が取得等をした床面積が 40 m²以上 50 m²未満である居住用家屋についても、本特例の適用ができることとする。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円を超える年については、適用しない。
- ④ 令和 10 年 1 月 1 日以後に建築確認を受ける居住用家屋（登記簿上の建築日付が同年 6 月 30 日以前のものを除く。）又は建築確認を受けない居住用家屋で登記簿上の建築日付が同年 7 月 1 日以降のもののうち、一定の Z E H水準省エネ基準を満たさないものの新築又は当該居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得については、本特例の適用ができないこととする。
- ⑤ 個人が災害危険区域等内において、居住用家屋の新築（従前家屋（当該個人、当該個人の配偶者又は当該個人の 2 親等以内の親族が 5 年以上居住の用に供し、又は供していた家屋に限る。）の建替えによる居住用家屋の新築を除く。）又は居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得をした場合において、その居住用家屋を令和 10 年 1 月 1 日以後に居住の用に供したときは、本特例の適用ができないこととする。ただし、当該居住用家屋に係る建築確認を受けた時において、当該居住用家屋の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれない場合は、この限りでない。

(注 1) 上記の「災害危険区域等」とは、災害危険区域（一定の居住用家屋が建築された場合における当該災害危険区域に限る。）、地すべり防止区域、

急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。以下同じ。

(注2) 上記(注1)の「一定の居住用家屋が建築された場合」とは、一定の住宅建設を行う者に対し、都市再生特別措置法に基づき、適正な立地を促すために市町村長が行った勧告に従わないで居住用家屋が建築された一定の場合をいう。

⑥ いわゆる気候風土適応住宅を本特例の対象に追加する。

⑦ 年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除その他の措置について、所要の措置を講ずる。

(注) 上記③及び⑥の改正は、住宅の取得等をして令和8年1月1日以後に居住の用に供した場合について適用する。

(2) 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、適用期限(令和7年12月31日)を令和12年12月31日まで5年延長するとともに、次の措置を講ずる。

① 再建住宅の取得等をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

イ 認定住宅等の新築等の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.9%	13年
ZEH水準 省エネ住宅				
省エネ基準 適合住宅	令和8年・令和9年			

(注) 省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は3,000万円と、控除率は0.9%と、控除期間は13年とする。

ロ 認定住宅等である既存住宅の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和 8 年～令和 12 年	3,500 万円	0.9%	13 年
Z E H水準 省エネ住宅				
省エネ基準 適合住宅		3,000 万円		

ハ イ及びロ以外の住宅の取得等の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和 8 年～令和 12 年	3,000 万円	0.9%	10 年

(注) 上記の「イ及びロ以外の住宅の取得等」には、令和 9 年 12 月 31 日以前に建築確認を受ける省エネ基準適合住宅（登記簿上の建築日付が令和 10 年 6 月 30 日以前のものを含む。）又は建築確認を受けない省エネ基準適合住宅で登記簿上の建築日付が令和 10 年 6 月 30 日以前のものの新築等であって、令和 10 年から令和 12 年までの間に居住の用に供したものを含み、その借入限度額は 4,500 万円とする。

- ② 特例対象個人である住宅被災者が、認定住宅等の新築等又は認定住宅等である既存住宅の取得をして令和 8 年から令和 12 年までの間に居住の用に供した場合（上記(1)③の適用を受ける場合を除く。）の再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

イ 認定住宅等の新築等の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和 8 年～令和 12 年	5,000 万円
Z E H水準 省エネ住宅		
省エネ基準 適合住宅	令和 8 年・令和 9 年	

(注) 省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和 10 年から令和

12 年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は 4,000 万円とする。

ロ 認定住宅等である既存住宅の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和 8 年～令和 12 年	4,500 万円
Z E H水準 省エネ住宅		
省エネ基準 適合住宅		4,000 万円

③ 上記 (1) ③から⑦までと同様の措置を講ずる。

(3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を 3 年延長する。

- ① 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正を前提に、適用対象に、承認地域経済牽引事業用地整備（仮称）を行う承認地域経済牽引事業用地整備者（仮称）に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるものを加える。
- ② 都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡について、その建設される耐火構造を有する住宅の建築費単価上限額の要件を 160 万円/3.3 m²（現行：100 万円/3.3 m²）に引き上げる。
- ③ 適用対象から密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の認定建替計画に従って建築物の建替えの事業を行う認定事業者に対する土地等の譲渡を除外する。
- ④ 次に掲げる土地等の譲渡について、譲渡した土地等がその譲渡の時ににおいて地すべり防止区域等内に存する場合には、本特例の適用ができないこととする。

イ 都市計画法の開発許可を受けて行う一定の一団の住宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡

ロ 都市計画法の開発許可を要しない一定の一団の住宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡

ハ 都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡

(注) 上記の「地すべり防止区域等」とは、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。

(注) 上記④の改正は、令和 10 年 1 月 1 日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

(4) 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用除外措置の対象である優良な住宅の供給に寄与するものとして新築された住宅の敷地の用に供された一団の宅地の譲渡におけるその建設される耐火構造を有する住宅の建築費単価上限額の要件を 160 万円/3.3 m²（現行：100 万円/3.3 m²）に引き上げた上、適用停止措置の期限を 3 年延長する。

(5) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、次の措置を講ずる（次の②及び③の措置については、法人税についても同様とする。）。

① 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の措置を講ずる。

イ 適用対象となるマンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡について、次の措置を講ずる。

(イ) マンションの再生等の円滑化に関する法律の買取請求等に基づく一定の要件を満たすマンション再生事業の施行者に対する土地等の譲渡を本特例の適用対象とする。

(ロ) 一定の延べ面積以上のマンションが建築される一定の要件を満たすマンション再生事業（マンション更新事業を除く。）の施行者に対する土地等（隣接施行敷地に係るものに限る。）の譲渡を本特例の適用対象とする。

(ハ) 改正後のマンション再生事業における再生後マンション（マンション再生事業により建築等をされるマンションをいう。）の単身者等以外の者が入居すべき住戸の床面積要件を 40 m²以上（現行：50 m²以上）に引

き下げる。

ロ 適用対象となるマンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡について、次の措置を講ずる。

(イ) マンション敷地売却事業からマンション等売却事業への改正後も引き続き本特例の適用対象とする。

(ロ) 認定買受計画に、決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項等の記載があるマンション敷地売却事業であることとの要件を、認定除却等計画等にマンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項等の記載があるマンション等売却事業であることとの要件に見直す。

(ハ) 上記(ロ)の新たに建築されるマンションに関する事項等のうち、単身者等以外の者が入居すべき住戸の床面積要件を 40 m²以上（現行：50 m²以上）に引き下げる。

② 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずる。

イ 適用対象となるマンション建替事業が施行された場合においてその資産（一定のものに限る。）に係る権利変換により施行再建マンションに関する権利を取得する権利等を取得したときについて、次の措置を講ずる。

(イ) マンション建替事業からマンション再生事業への改正後も引き続き本特例の適用対象とする。

(ロ) マンションの再生等の円滑化に関する法律に規定する敷地共有持分等を適用対象となる資産に追加する。

ロ 適用対象となる敷地分割事業が実施された場合においてその資産に係る敷地権利変換により除却敷地持分等を取得したときについて、敷地分割事業の対象マンションに配管設備の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるマンション及び一定のバリアフリー基準に適合していないマンションが追加された後も引き続き本特例の適用対象とする。

③ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除について、次の措置を講ずる。

イ 適用対象となるやむを得ない事情により土地等がマンションの建替え等

の円滑化に関する法律の買取請求等又は補償金の取得により当該マンション建替事業の施行者に買い取られる場合について、マンション建替事業からマンション再生事業への改正後も引き続き本特例の適用対象とする。

ロ 適用対象となるマンション敷地売却事業に係る措置について、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当するマンションの敷地の用に供されている土地等が、マンションの再生等の円滑化に関する法律に規定するマンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業に伴う売渡し請求又は分配金取得により当該マンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業を施行する者に一定の要件の下で買い取られる場合を適用対象とする。

④ 移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入制度の適用対象となる収用その他やむを得ない事由の発生に伴い資産の移転等の費用に充てるための金額の交付について、そのやむを得ない事由の範囲に、マンション再生組合、マンション等売却組合又はマンション除却組合のマンションの再生等の円滑化に関する法律の賃貸借の終了請求又は配偶者居住権の消滅請求に基づく賃貸借の終了又は配偶者居住権の消滅を加える。

⑤ 完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例の適用対象外となる内国法人の範囲について、次の措置を講ずる。

イ マンション除却組合を追加する。

ロ マンション建替組合及びマンション敷地売却組合のマンション再生組合及びマンション等売却組合への改組後も、引き続き本特例の適用対象外となる内国法人とする。

ハ 敷地分割組合の業務範囲の見直し後も、引き続き本特例の適用対象外となる内国法人とする。

⑥ 割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例について、支払を受ける割引債の償還金につき所得税の納税義務者となる内国法人の範囲について、次の措置を講ずる。

イ マンション除却組合を追加する。

ロ マンション建替組合及びマンション敷地売却組合のマンション再生組合及びマンション等売却組合への改組後も、引き続き本特例の納税義務者と

なる内国法人とする。

ハ 敷地分割組合の業務範囲の見直し後も、引き続き本特例の納税義務者となる内国法人とする。

⑦ その他所要の措置を講ずる。

(6) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の改正を前提に、改正後の同法に規定する認定重点区域における認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために土地等が地方公共団体等買い取られる場合について、引き続き特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除の対象とする（法人税についても同様とする。）。

(7) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の 100 万円特別控除の適用期限を 3 年延長する。

(8) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年延長する。

(9) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。

① 本特例の適用期限を 3 年延長する。

② 標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。

(注) 上記②の改正は、令和 9 年 1 月 1 日以後に行う耐震改修工事について適用する。

(10) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。

① 本特例の適用期限を 3 年延長する。

② 改修工事をした居住の用に供する家屋でその床面積が 40 m²以上 50 m²未満であるものについても、本特例の適用ができることとする。ただし、その者のその年分の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、適用しない。

③ 標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。

(注) 上記③の改正は、特定の改修工事をした家屋を令和 9 年 1 月 1 日以後に居住の用に供する場合について適用する。

(11) 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置

を講ずる。

① 本特例の適用期限を 3 年延長する。

② 個人が災害危険区域等内において、認定住宅等の新築（従前家屋（当該個人、当該個人の配偶者又は当該個人の 2 親等以内の親族が 5 年以上居住の用に供し、又は供していた家屋に限る。）の建替えによる認定住宅等の新築を除く。）又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得をした場合において、その認定住宅等を令和 10 年 1 月 1 日以後に居住の用に供したときは、本特例の適用ができないこととする。ただし、当該認定住宅等に係る建築確認を受けた時において、当該認定住宅等の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれない場合は、この限りでない。

③ 標準的な費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。

（注）上記③の改正は、認定住宅等を令和 9 年 1 月 1 日以後に居住の用に供する場合について適用する。

〔廃止・縮減等〕

（1）特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、買換え資産が建築後使用されたことのない家屋である場合の要件に、その家屋を令和 10 年 1 月 1 日以後に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときには、その家屋が災害危険区域等内に存するもの（当該家屋に係る建築確認を受けた時において、当該家屋の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれないものを除く。）でないことを加えた上、その適用期限を 2 年延長する。

（注）上記の改正は、令和 8 年 1 月 1 日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換え資産について適用する。

（2）居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等について、買換え資産が建築後使用されたことのない家屋である場合の要件に、その家屋を令和 10 年 1 月 1 日以後に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときには、その家屋が災害危険区域等内に存するもの（当該家屋に係る建築確認を受けた時において、当該家屋の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれないものを除く。）でないことを加えた上、その適用期限を 2 年延長する。

（注）上記の改正は、令和 8 年 1 月 1 日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換え

資産について適用する。

- (3) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を廃止する。
- (4) 特定住宅被災市町村の区域内の土地等を地方公共団体等に譲渡した場合の2,000万円特別控除について、対象区域を福島復興再生特別措置法に規定する避難解除区域等（現行：特定住宅被災市町村の区域）に限定した上、その適用期限を3年延長する（法人税についても同様とする。）。

（地方税）

〔延長・拡充等〕

- (1) 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について、次の措置を講ずる。
 - ① 令和8年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（住宅の取得等をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した者に限る。）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で減額する。また、この措置による令和9年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。
 - ② その他所要の措置を講ずる。
- (2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。
 - ① 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正を前提に、適用対象に、承認地域経済牽引事業用地整備（仮称）を行う承認地域経済牽引事業用地整備者（仮称）に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるものを加える。
 - ② 都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡について、その建設される耐火構造を有する住宅の建築費単価上限額の要件を160万円/3.3㎡（現行：100万円/3.3㎡）

に引き上げる。

- ③ 適用対象から密集市街地における防災街区の整備に関する法律の認定建替計画に従って建築物の建替えの事業を行う認定事業者に対する土地等の譲渡を除外する。

- ④ 次に掲げる土地等の譲渡について、譲渡した土地等がその譲渡の時ににおいて地すべり防止区域等内に存する場合には、本特例の適用ができないこととする。

イ 都市計画法の開発許可を受けて行う一定の一団の住宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡

ロ 都市計画法の開発許可を要しない一定の一団の住宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡

ハ 都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡

(注) 上記の「地すべり防止区域等」とは、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。

(注) 上記④の改正は、令和 10 年 1 月 1 日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

- (3) 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用除外措置の対象である優良な住宅の供給に寄与するものとして新築された住宅の敷地の用に供された一団の宅地の譲渡におけるその建設される耐火構造を有する住宅の建築費単価上限額の要件を 160 万円/3.3 m² (現行：100 万円/3.3 m²) に引き上げた上、適用停止措置の期限を 3 年延長する。

- (4) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年延長する。

- (5) 個人住民税について、所得税における〔延長・拡充等〕(5) から (7) までの見直しに伴い、所要の措置を講ずる。

〔縮減等〕

- (1) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等について、買換資産が建築後使用されたことのない家屋である場合の要件に、その家屋を令和 10 年 1 月 1 日以後に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときには、その

家屋が災害危険区域等内に存するもの（当該家屋に係る建築確認を受けた時において、当該家屋の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれないものを除く。）でないことを加えた上、その適用期限を2年延長する。

（注）上記の改正は、令和8年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換資産について適用する。

（2）個人住民税について、所得税における〔廃止・縮減等〕（1）及び（4）の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。

3 金融・証券税制

（国税・地方税）

〔拡充等〕

（1）非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、次の措置を講ずる。

① 非課税口座の口座開設可能年齢の下限を撤廃する。

② 特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、次の措置を講ずる。

イ 上記①の改正にあわせ、非課税口座に未成年者特定累積投資勘定を設けられることとするとともに、特定非課税管理勘定は未成年者特定累積投資勘定とは同時に設けられないこととする。

（注）上記の「未成年者特定累積投資勘定」とは、特定累積投資勘定のうち、令和9年以後の各年（居住者等が、その年1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限る。）に設けられるものをいう。

ロ 未成年者特定累積投資勘定には、特定累積投資勘定に受け入れることができる公募等株式投資信託（株式投資信託で、その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものをいう。以下同じ。）の受益権のうち次に掲げるもののみを受け入れることとする。

（イ）その居住者等の非課税口座に未成年者特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当該非課税口座が開設された金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した公募等株式投資信託の受益権で、当該期間内の取得対価の額の合計額が60万円を超えないもの（公募等株式投資信託の受益権を当該未成年者特定累積投

資勘定に受け入れた場合に、当該合計額及び未成年者特定累積投資勘定に前年末に受け入れている株式投資信託の受益権の購入の代価の額等の合計額が 600 万円を超えることとなるときにおける当該公募等株式投資信託の受益権を除く。）

(ロ) その未成年者特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の分割等により取得する公募等株式投資信託の受益権

(注) 未成年者特定累積投資勘定については、その設けられるべき金融商品取引業者等の営業所に開設している非課税口座以外の非課税口座に設けることはできないこととする。

ハ 未成年者特定累積投資勘定で管理される公募等株式投資信託につき支払を受ける配当等及び当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡の対価等については、非課税口座を開設した居住者等がその年 3 月 31 日において 18 歳である年（以下「基準年」という。）の前年 12 月 31 日までは、特定課税未成年者口座において管理しなければならないこととする。

(注) 上記の「特定課税未成年者口座」とは、当該居住者等が非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所（当該金融商品取引業者等の関連会社の営業所を含む。）に開設した預貯金口座又は預り金の管理口座をいう。

ニ 未成年者特定累積投資勘定で管理される公募等株式投資信託の受益権は、非課税口座を開設した居住者等の基準年の前年 12 月 31 日までは、当該公募等株式投資信託の受益権を当該非課税口座以外の口座に払い出すことはできないこととする。ただし、次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める場合は、この限りでない。

(イ) 当該居住者等がその年 3 月 31 日において 12 歳である年の前年以前の各年 当該居住者等が、その居住する家屋が災害により全壊したことその他これに類する事由（当該事由が生じたことにつき税務署長の確認を受けた場合に限る。）に基因して当該未成年者特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権及び特定課税未成年者口座内の金銭等の全てを払い出す場合

(ロ) 当該居住者等がその年 3 月 31 日において 12 歳である年以後の各年

上記（イ）に定める場合及び当該居住者等が、当該非課税口座が開設された金融商品取引業者等に払出しの基因となる事由（当該居住者等に係る学校等の入学金又は授業料その他の当該居住者等の教育費又は生活費の支払に限る。以下「特定事由」という。）その他の事項を記載した書類を提出して当該公募等株式投資信託の受益権を払い出す場合

（注）上記の書類提出手続は当該居住者等の親権者等が行うとともに、上記の書類には特定事由に基因して払い出すことについて当該居住者等の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない（下記ホ（ロ）の書類提出手続についても同様とする。）。

ホ 特定課税未成年者口座内の金銭等は、当該特定課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年 12 月 31 日までは、その金銭等を非課税口座における投資に用いる場合を除き、当該特定課税未成年者口座から払い出すことはできないこととする。ただし、次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める場合は、この限りでない。

（イ）当該居住者等がその年 3 月 31 日において 12 歳である年の前年以前の各年 上記ニ（イ）に定める場合

（ロ）当該居住者等がその年 3 月 31 日において 12 歳である年以後の各年
上記（イ）に定める場合及び当該居住者等が、当該特定課税未成年者口座が開設された金融商品取引業者等に特定事由その他の事項を記載した書類を提出して当該金銭等を払い出す場合

へ 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設した居住者等が基準年の前年 12 月 31 日までに、これらの口座の公募等株式投資信託の受益権及び金銭等をこれらの口座から上記ニ及びホの取扱いに反する払出しをした場合等には、当該払出しがあった日において公募等株式投資信託の受益権の譲渡又は公募等株式投資信託の配当等の支払があったものとして、次の金額に対して 20%（所得税 15%、個人住民税 5%）の税率により源泉徴収（特別徴収）を行うこととする。

（イ）次に掲げる金額の合計額から、当該非課税口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に当該非課税口座において取得した公募等株式投資信託の受益権の取得対価の額等の合計額を控除した金額

- a 当該非課税口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に、当該非課税口座において行われた公募等株式投資信託の受益権の譲渡に係る譲渡対価の額の合計額
 - b 当該払出しがあった日において当該非課税口座において有する公募等株式投資信託の受益権の価額（時価）の合計額
- (ロ) 当該非課税口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に当該非課税口座において支払を受けた公募等株式投資信託の配当等の額の合計額
- (注) 上記（イ）の譲渡所得等の金額の計算上損失が生じた場合には、その生じた損失の金額はなかったものとみなす。また、上記（ロ）の配当所得の金額から控除することもできない。
- ト 上記へにより源泉徴収された公募等株式投資信託の受益権に係る譲渡所得等の金額は、確定申告不要制度を適用できることとする。
- チ 上記へによる源泉徴収を行う金融商品取引業者等は、当該源泉徴収に係る税額その他の事項について記載した報告書を作成し、これを上記への払出しがあった日の属する月の翌月末日までに、当該居住者等に交付しなければならないこととする。
- ③ 特定累積投資勘定に受け入れることができる公募株式投資信託の受益権及び上場株式投資信託の受益権について、次の措置を講ずる。
- イ 指定インデックス投資信託及び上場株式投資信託に係る指定指数について、次の措置を講ずる。
- (イ) 指定指数の範囲に、次に掲げる指数を加える。
- a 読売株価指数
 - b J P Xプライム 150 指数
- (ロ) 指定インデックス投資信託の対象となる株式に係る指定指数のうち、投資信託約款において 2 以上の指定指数に採用されている資産に投資を行う旨等の定めがあることとの要件が適用されるものについて、投資信託約款において 1 の指定指数に採用されている資産に投資を行う旨等の定めがあることとの要件が適用される指定指数とするとともに、上場株式投資信託の対象となる指定指数に加える。

ロ 指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託の主たる投資の対象資産に係る要件について、対象資産を株式又は公社債（現行：株式）とする。

ハ 公募株式投資信託の受益権及び上場株式投資信託の受益権の譲渡等の手数料に係る要件について、対象となる手数料の範囲から、これらの投資信託の受益者が金融商品取引業者等と締結したこれらの投資信託の受益権の定期的かつ継続的な方法による譲渡等に関する契約に基づき当該受益者が当該金融商品取引業者等に対して支払う当該譲渡等の手数料で、通常必要と認められるものを除外する。

- ④ 非課税累積投資契約に係る非課税措置及び特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、金融商品取引業者等が行う基準経過日における非課税口座を開設している居住者等の住所等の確認に係る措置を廃止する。

（注）上記の廃止に伴い、金融商品取引業者等において、非課税口座を開設している居住者等の住所等の変更の有無等を確認し、その変更の可能性がある居住者等から一定期間内に非課税口座異動届出書の提出等がなかった場合には当該口座に係る特定累積投資勘定等に上場株式等を受け入れないこととする等の運用上の対応を行うほか、当該特定累積投資勘定等に上場株式等を受け入れないこととした場合には、その年の当該口座に係る非課税口座年間取引報告書にその旨を記載することとする。

- ⑤ その他所要の措置を講ずる。

（2）金融商品取引法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。

- ① 居住者等が、暗号資産取引業（仮称）を行う者に対して暗号資産（金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等に限る。以下「特定暗号資産」という。）の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、他の所得と分離して 20%（所得税 15%、個人住民税 5%）の税率により課税する。
- ② 暗号資産取引業を行う者は、その年中に特定暗号資産の取引を行った居住者等の氏名、住所及び個人番号、その取引に係る特定暗号資産の名称その他の事項を記載した報告書を、その取引があった日の翌年 1 月 31 日までに、税務署長に提出しなければならないこととする。

- ③ 特定暗号資産を暗号資産取引業を行う者に対して譲渡等をしたことにより生じた損失の金額のうちに、その譲渡等をした日の属する年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額があるときは、一定の要件の下で、その控除しきれない金額についてその年の翌年以後3年内の各年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を可能とする。
- ④ 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、暗号資産デリバティブ取引（特定暗号資産に係るものに限る。以下「特定暗号資産デリバティブ取引」という。）に係る雑所得等を加える。
- ⑤ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令の改正を前提に、次の措置を講ずる。
- イ 上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、一定の投資信託を加える。
- ロ 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の対象となる株式等の範囲に、特定暗号資産を投資の対象とする投資信託の受益権を加える。
- ⑥ 総合課税の譲渡所得の基因となる暗号資産について、次の措置を講ずる。
- イ 当該暗号資産の譲渡益について、譲渡所得の特別控除額を控除しないこととする。
- ロ 当該暗号資産については、5年を超えて保有した資産に係る譲渡所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しないこととする。
- ハ 当該暗号資産に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、他の総合課税の対象となる所得との損益通算を適用しないこととする。
- ⑦ その他所要の措置を講ずる。

（注1）上記①及び③の改正は、金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日（以下「適用開始日」という。）以後に行う特定暗号資産の譲渡等について適用する。

（注2）上記②の改正は、適用開始日の属する年の翌年の1月1日以後に行う特定暗号資産の取引について適用する。

（注3）上記④の改正は、適用開始日以後に行う特定暗号資産デリバティブ取引

に係る差金等決済について適用する。

(注4) 上記⑥の改正は、金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年分以後の所得税について適用する。

(3) 同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人（以下「特定法人」という。）が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合における当該利子を、総合課税の対象とする。

また、その同族会社の役員等が支払を受ける当該特定法人が発行した社債の償還金についても、総合課税の対象とする。

(注1) 上記の「実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合」とは、特定法人が発行した社債に係る債務についての同族会社による保証の契約その他の契約の内容その他の状況からみて、同族会社の役員等が特定法人が発行した社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合をいう。

(注2) 上記の改正は、令和8年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用する。

(4) 勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度について、その利子所得等が非課税とされる適格払出しの範囲に、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の取得又は住宅の増改築等に係る費用の支払のための払出しを加える。

(5) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、持株会契約等に基づき取得した上場株式等で、当該持株会契約等に基づき持株会等口座が開設されている金融商品取引業者等との間に支配関係がある他の金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に受け入れられるものを加える。

(国 税)

〔延長〕

(6) 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用期限を1年延長するとともに、漁業協同組合等が取り扱う組込型共済契約に係る共済掛金が介護医療保険料控除の対象であることを明確化する。

(7) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（エンジェル税制）について、次の措置を講ずる。

- ① 適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を3年延長する。
- ② 適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を3年延長する。

4 租税特別措置等

(国 税)

[延長・拡充等]

- (1) 特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者を個人でその者のその年分の基準所得金額が1億6,500万円（現行：3億3,000万円）を超えるものとするとともに、税率を30%（現行：22.5%）に引き上げる。

(注) 上記の改正は、令和9年分以後の所得税について適用する。

- (2) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を3年延長する（法人税についても同様とする。）。)

- (3) 青色申告特別控除について、次の見直しを行う。

- ① 55万円の青色申告特別控除について、その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うことを適用要件に加えた上、控除額を65万円に引き上げる。

- ② 65万円の青色申告特別控除について、対象者を上記①の見直し後の要件を満たす者であって、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳につき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に限る。）との要件を満たすものとした上、控除額を75万円に引き上げる。

イ 仕訳帳及び総勘定元帳について、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っている場合

ロ 特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（特定電磁的記録に限る。）のうちその保存が当該特定電子計算機処理システムを使用して国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たすことができるものは当該要件に従って保存

を行っている場合

- ③ 10 万円の青色申告特別控除の対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を簡易な簿記の方法により記録しているもののうち、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者を除外する。

イ その者が不動産所得を生ずべき事業を営む者である場合 その年の前々年分の不動産所得に係る収入金額が 1,000 万円を超えるもの

ロ その者が事業所得を生ずべき事業を営む者である場合 その年の前々年分の事業所得に係る収入金額が 1,000 万円を超えるもの

- ④ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和 9 年分以後の所得税について適用する。

- (4) 山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を 2 年延長する。

- (5) 「高等職業訓練促進継続給付金（仮称）」として給付される給付金については、所得税を課さないこととする。

- (6) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付につき、当該貸付に係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税を課さないこととする。

- (7) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付による金銭の貸付につき、当該貸付に係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税を課さないこととする。

- (8) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、次の措置を講ずる。

- ① 本特例のうちスイッチ OTC 医薬品の購入の対価に係る部分はその適用期限を撤廃するとともに、それ以外の医薬品の購入の対価に係る部分はその適用期限を 5 年延長する。

(注) 上記の「スイッチ OTC 医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品（以下「一般用医薬品等」という。）のうち、医療用から転用された一定の医薬品（体外診断用医薬品を除く。）をいう。

- ② 本特例の対象となる医薬品の範囲について、次の見直しを行う。

イ スイッチＯＴＣ医薬品以外の一般用医薬品等について、消化器官用薬としての効能又は効果を有する医薬品及び一定の生薬を有効成分として含有する鎮咳去痰薬としての効能又は効果を有する医薬品を対象に加えるとともに、所要の経過措置（５年未満の必要範囲内）を講じた上、痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品を除外する。

ロ 体外診断用医薬品である一般用医薬品等のうち一定のものを対象に加える。

ハ 薬局製造販売医薬品で、本特例の対象となる一般用医薬品等と同じ成分を有効成分として含有するものを対象に加える。

（注）上記の「薬局製造販売医薬品」とは、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接需要者に販売し、又は授与する一定の医薬品（体外診断用医薬品を除く。）をいう。

③ その他所要の措置を講ずる。

（注）上記②の改正は、令和９年分以後の所得税について適用する。

（地方税）

〔延長・拡充等〕

〈個人住民税〉

（１）肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を３年延長する。

（２）特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、次の措置を講ずる。

① 本特例のうちスイッチＯＴＣ医薬品の購入の対価に係る部分はその適用期限を撤廃するとともに、それ以外の医薬品の購入の対価に係る部分はその適用期限を５年延長する。

（注）上記の「スイッチＯＴＣ医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品（以下「一般用医薬品等」という。）のうち、医療用から転用された一定の医薬品（体外診断用医薬品を除く。）をいう。

② 本特例の対象となる医薬品の範囲について、次の見直しを行う。

イ スイッチＯＴＣ医薬品以外の一般用医薬品等について、消化器官用薬としての効能又は効果を有する医薬品及び一定の生薬を有効成分として含有

する鎮咳去痰薬としての効能又は効果を有する医薬品を対象に加えるとともに、所要の経過措置（５年未満の必要範囲内）を講じた上、痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品を除外する。

ロ 体外診断用医薬品である一般用医薬品等のうち一定のものを対象に加える。

ハ 薬局製造販売医薬品で、本特例の対象となる一般用医薬品等と同じ成分を有効成分として含有するものを対象に加える。

（注）上記の「薬局製造販売医薬品」とは、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接需要者に販売し、又は授与する一定の医薬品（体外診断用医薬品を除く。）をいう。

③ その他所要の措置を講ずる。

（注）上記②の改正は、令和 10 年度分以後の個人住民税について適用する。

（3）個人住民税について、所得税における〔延長・拡充等〕（3）から（7）までの見直しに伴い、所要の措置を講ずる。

〈国民健康保険税〉

（4）病床転換助成事業の期限の延長に伴い、引き続き病床転換支援金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課する特例措置を講ずる。

5 その他

（国 税）

（1）学校教育法等の改正に伴い、次の措置を講ずる。

① 勤労学生について、専修学校の学生でその修業期間が１年以上であること等の要件を満たす専攻科を履修するものを加えるとともに、適用対象となる専修学校の専門課程に係る要件のうちその１年の授業時間数が 800 時間以上であること等の要件を、その年平均の単位数が 31 単位以上であること等の要件に見直すこととする。

② その他所要の措置を講ずる。

（2）通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする者が受ける通勤手当について、次の措置を講ずる。

① 通勤距離が片道 65 km以上の者の１月当たりの非課税限度額を次のように

引き上げる。

現 行		改正案	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道 55km 以上	38,700 円	片道 55km 以上 65km 未満	38,700 円
		片道 65km 以上 75km 未満	45,700 円
		片道 75km 以上 85km 未満	52,700 円
		片道 85km 以上 95km 未満	59,600 円
		片道 95km 以上	66,400 円

② 一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする者の 1 月当たりの非課税限度額については、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に 1 月当たりの当該駐車場等の料金相当額（5,000 円を上限とする。）を加算した金額とする。

(3) ノルウェー科学文学アカデミーからアーベル賞として交付される金品について、所得税を課さないこととする。

(4) 所得税法及び租税特別措置法等の規定による本人確認の方法について、個人番号を証する書類の範囲に、特定在留カード等を加える。

(5) 公的年金等に係る雑所得について、次の見直しを行う。

① 給与等の収入金額及び公的年金等の収入金額を有する者について、その年の給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が 280 万円を超える場合には、その超える部分の金額をその公的年金等控除額から控除することとする。

② その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和 9 年分以後の所得税について適用する。

(6) 独立行政法人農業者年金基金法施行令の改正を前提に、農業者年金制度について、その保険料の額の上限を月額 7.4 万円（現行：6.7 万円）に引き上げた後も、現行の税制上の措置を適用する。

(7) 小規模企業共済等掛金控除の証明書等の添付又は提示に代えてその記載事項

を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できる措置の適用対象に、社会保険料控除（国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金に係るものに限る。）の適用を受ける場合を加える。

（注）上記の改正は、令和８年分以後の確定申告書を令和９年１月１日以後に提出する場合について適用する。

（８）社会医療法人制度における認定要件のうち「自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること」との要件について、特定外国人患者に対し請求する診療報酬の額（療養の給付並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る療養に相当する給付に係るものに限る。）にあつては、関係法令の改正により「その診療報酬の額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に３を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること」との要件とする見直しが行われた後も、その見直し後の社会医療法人を引き続き公共法人等（所得税法別表第一）とする。

（注）上記の「特定外国人患者」とは、自費患者である外国人であつて公的医療保険に加入していない者をいう。

（９）社会福祉法の改正を前提に、社会福祉法人の解散時における残余財産の帰属先として認められるものの範囲の見直し後も、社会福祉法人を引き続き公共法人等（所得税法別表第一）とする。

（１０）使用者からの食事の支給により受ける経済的利益について所得税が非課税とされる当該食事の支給に係る使用者の負担額の上限を月額７,５００円（現行：月額３,５００円）に引き上げる。

（１１）使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が非課税とされる１回の支給額を６５０円以下（現行：３００円以下）に引き上げる。

（１２）高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正を前提に、見直し後の同法の高等学校等就学支援金について、引き続き次の措置を講ずる。

① 所得税を課さない。

② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

（１３）特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の改正を

前提に、同法の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等について、引き続き所得税を課さないこととする。

(14) 健康保険法等の改正を前提に、新たに支給されることとなる分娩費（仮称）及び出産時一時金（仮称）について次の措置を講ずる。

- ① 所得税を課さない。
- ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

(15) 介護保険法の介護給付等について、介護保険法等の改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。

- ① 所得税を課さない。
- ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

(16) 平成 25 年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決（令和 7 年 6 月 27 日）への対応として支給されることとなる生活保護法の保護金品等については、所得税を課さないこととする。

(17) 母子及び父子並びに寡婦福祉法の自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金について、所要の法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。

- ① 所得税を課さない。
- ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

(18) 新たなワクチン追加後の予防接種法の健康被害救済給付について、所要の法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。

- ① 所得税を課さない。
- ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
- ③ 障害年金を受けている者を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者とする。

(19) 労働者災害補償保険法の保険給付等について、労働者災害補償保険法等の改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。

- ① 所得税を課さない。
- ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
- ③ 傷病補償年金を受けている者等を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者とする。

(地方税)

〈個人住民税〉

- (1) 小規模企業共済等掛金控除の証明書等の添付又は提示に代えてその記載事項を記載した明細書を個人住民税の申告書の提出の際に添付できる措置の適用対象に、社会保険料控除（国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金に係るものに限る。）の適用を受ける場合を加える。

（注）上記の改正は、令和 9 年度分以後の個人住民税の申告書を令和 9 年 1 月 1 日以後に提出する場合について適用する。

- (2) 個人住民税について、所得税における（1）から（6）まで及び（10）から（19）までの見直しに伴い、所要の措置を講ずる。
- (3) 国税における諸制度の取扱い等を踏まえ、その他所要の措置を講ずる。
- (4) 個人住民税における都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）に対する寄附金に係る寄附金税額控除（以下「ふるさと納税」という。）について、次の見直しを行う。

- ① 特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の 2 割と次の金額とのいずれか低い金額（現行：個人住民税所得割額の 2 割）とする。

道府県民税 77 万 2 千円

（指定都市に住所を有する者の場合、38 万 6 千円）

市町村民税 115 万 8 千円

（指定都市に住所を有する者の場合、154 万 4 千円）

（注）上記の改正は、令和 10 年度分以後の個人住民税について適用する。

- ② 総務大臣が都道府県等をふるさと納税の対象として指定する際の基準として、次の基準その他都道府県等による寄附金の使途に係る基準を加える。

イ 都道府県等が指定対象期間において受領する寄附金の合計額から当該指定対象期間における募集に要する費用を控除して得た額（以下「寄附金活用可能額」（仮称）という。）が当該寄附金の合計額の 100 分の 60 に相当する金額以上であること

ロ 寄附金活用可能額の使途に関する事項について、公表すること

- ③ 上記②の改正は、令和 8 年 10 月 1 日以後に効力を生ずる指定について適用する。ただし、上記②イの割合について、次のとおり所要の経過措置を講ずる。

指定対象期間	②イの割合
令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで の指定対象期間	100 分の 52.5
令和 9 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで の指定対象期間	100 分の 55
令和 10 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで の指定対象期間	100 分の 57.5

- ④ 総務大臣は、指定の取消しを受けた都道府県等について、3 年以内の期間（現行：2 年間）を定めて指定を行わない旨の決定をしなければならないこととする。

（注）上記の改正は、都道府県等による令和 8 年 4 月 1 日以後の基準違反等に係る指定の取消しについて適用する。

- ⑤ 総務大臣は、ふるさと納税の対象として指定をした都道府県等が、指定対象期間の初日前 4 年以内（現行：前 1 年以内）に基準に違反していたと認める場合等には、指定を取り消すことができることとする。

（注）上記の改正は、都道府県等による令和 7 年 10 月 1 日以後の基準違反等について適用する。

- ⑥ その他所要の措置を講ずる。

（5）道府県民税利子割に清算制度を導入することとし、次の措置を講ずる。

- ① 都道府県は、当該都道府県に納入された利子割額から徴収取扱費に相当する額を控除した額を、各都道府県ごとの清算基準額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の都道府県に係る額を他の都道府県に対し、それぞれ支払うものとする。
- ② ①により他の都道府県に支払うべき金額と他の都道府県から支払を受けるべき金額は、関係都道府県間で、それぞれ相殺するものとする。
- ③ 清算基準額は、各都道府県ごとに、当該都道府県内に住所を有する個人に係る所得の金額に相当する金額として算定した額で当該年度の初日の属する年の前年前 3 年内の各年に係るものを平均した額とする。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

〈国民健康保険税〉

(6) 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。

- ① 基礎課税額に係る課税限度額を 67 万円（現行：66 万円）に引き上げる。
- ② 子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額について、令和 8 年度予算措置を前提に、所要の措置を講ずる。

(7) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

- ① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を 31 万円（現行：30.5 万円）に引き上げる。
- ② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を 57 万円（現行：56 万円）に引き上げる。

二 資産課税

1 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和8年3月31日までとされている教育資金管理契約に基づく信託等可能期間を延長せずに終了することとし、同日までに抛出された金銭等については、引き続き本措置を適用できることとする。

2 租税特別措置等

(国 税)

〔新設〕

〈登録免許税〉

(1) 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に重点的に医師の確保を図る必要がある区域のうち一定の区域内で承継又は開設する一定の要件を満たす診療所の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置を講ずる。

① 所有権の保存登記 1,000分の2 (本則1,000分の4)

② 所有権の移転登記 1,000分の10 (本則1,000分の20)

(2) 地盤の液状化により被害を受けた土地 (一定のものに限る。) について、地籍調査により作成された地図における当該土地の境界を当該土地の筆界とするための分筆がされた場合において、当該分筆後の土地に隣接する他の土地の所有権の登記名義人が当該分筆後の土地の所有権を取得したときにおける当該土地の所有権の移転登記に対する登録免許税を免税とする措置を講ずる。

〔延長・拡充等〕

〈相続税・贈与税〉

(1) 相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる一定の専門課程による教育を行う専修学校の設置を主たる目的とする学校法人におけるその専修学校の専門課程の範囲について、学校教育法等の改正による専修学校の専門課程の単位制への移行に伴う所要の措置を講ずる。

(2) 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長する。

(3) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承

継計画の提出期限を1年6月延長する。

(4) 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等について、次の措置を講ずる。

① 適用期限を3年延長する。

② 医療法人の移行計画の認定要件のうち「自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること」との要件について、特定外国人患者に対し請求する診療報酬の額（療養の給付並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る療養に相当する給付に係るものに限る。）にあつては、関係法令の改正により「その診療報酬の額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること」との要件とする見直しが行われた後も、その見直し後の認定医療法人について、本制度を適用する。

（注）上記の「特定外国人患者」とは、自費患者である外国人であつて公的医療保険に加入していない者をいう。

(5) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用に係る農地等を収用交換等により譲渡した場合に利子税の全額を免除する措置の適用期限を5年延長する。

〈登録免許税〉

(6) 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を3年延長する。

(7) マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置について、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。

① マンション建替事業からマンション再生事業への改正後も引き続き本措置の適用対象とする。

② 改正後のマンション再生事業における再生後マンション（マンション再生事業により建築等をされるマンションをいう。）の単身者等以外の者が入居すべき住戸の床面積要件を40㎡以上（現行：50㎡以上）に引き下げる。

③ マンション敷地売却事業からマンション等売却事業への改正後も引き続き

本措置の適用対象とする。

- ④ 敷地分割事業の対象マンションに配管設備の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるマンション及び一定のバリアフリー基準に適合していないマンションが追加された後も引き続き本措置の適用対象とする。

- ⑤ 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間の措置として、マンション除却組合が受ける次の登記に対する登録免許税を免税とする。

イ 補償金支払手続開始の登記

ロ マンション除却組合が売渡請求権の行使により取得する区分所有権又は敷地利用権の取得の登記

- ⑥ その他所要の措置を講ずる。

- (8) 農用地利用集積等促進計画に基づき農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

- (9) 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

- (10) 金融機能の強化のための特別措置に関する法律の改正を前提に、同法に規定する経営強化計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、同法の改正に伴う所要の措置を講じた上、その適用期限を5年延長する。

- (11) 医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

- (12) 都市緑化支援機構が土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置の適用期限を2年延長する。

- (13) 認定民間都市再生事業計画（当該計画に係る認定が国家戦略特別区域法の規定により国土交通大臣の認定があったものとみなされるものである場合における当該計画を含む。（14）において同じ。）に基づき都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、認定事業者が特定民間都市再生事業の用に供する建築物を建築するまでの期間に係る要件を、国土交通大臣の認定の日から5年以内（現行：3年以内）とした上、その適用期限を3年延長する。

(14) 認定民間都市再生事業計画に基づき特定都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

- ① 対象となる都市再生事業について、「事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積のその事業区域の面積のうちに占める割合が10%以上であること」との要件を必須とする。
- ② 対象となる民間都市再生事業計画（事業区域の全部又は一部が東京都の特別区の区域内にあるものに限る。）の認定要件について、複合用途開発であることとの要件の判定上、分譲住宅の開発を除外する。
- ③ 認定事業者が特定民間都市再生事業の用に供する建築物を建築するまでの期間に係る要件を、国土交通大臣の認定の日から5年以内（地上階数30以上又は延べ面積150,000㎡以上の建築物については、7年以内）（現行：3年以内（地上階数30以上又は延べ面積150,000㎡以上の建築物については、5年以内））とする。

(15) 居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を3年延長する。

(16) 東日本大震災の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の免税措置について、次の措置を講ずる。

- ① 適用期限を3年延長する。
- ② 東日本大震災により滅失等をした建物の範囲を福島県の区域内に所在していたものに限定する。

(注) 上記②の改正は、令和9年4月1日以後に新築又は取得をする代替建物に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税について適用する。

(17) 東日本大震災の被災者等が被災代替建物に係る土地を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置について、次の措置を講ずる。

- ① 適用期限を3年延長する。
- ② 東日本大震災により滅失等をした建物の範囲を福島県の区域内に所在していたものに限定する。

(注) 上記②の改正は、令和 9 年 4 月 1 日以後に取得をする被災代替建物の敷地の用に供する土地に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税について適用する。

(18) 東日本大震災の被災者等が建造又は取得をした漁船に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を 1 年延長する。

〈印紙税〉

(19) 学校教育法の改正により創設される専修学校における専攻科の学生に対して行われる学資の貸与及び支給のうち一定の要件を満たすものに係る消費貸借契約書について、印紙税の非課税措置等の対象に加える。

(20) 東日本大震災の被災者等に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置について、適用対象から株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が行う特別貸付けを除外した上、その適用期限を 5 年延長する。

(21) 東日本大震災の被災者が作成する代替建物の取得又は新築等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の適用期限を 3 年延長する。なお、令和 9 年 4 月 1 日以後は滅失等建物等の範囲を福島県の区域内に所在していたものに限ることとする。

(22) 東日本大震災の被災者が作成する漁船の取得又は建造に係る漁船の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の適用期限を 1 年延長する。

〔廃止・縮減等〕

〈登録免許税〉

(1) 東日本大震災の被災者等が取得した農用地に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置について、適用対象を、警戒区域設定指示等が行われた日においてその対象区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得した農用地に限定する。

(2) 次に掲げる特別措置は、適用期限の到来をもって廃止する。

① 特定連絡道路工事施行者が取得した特定連絡道路に係る土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置

② 被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置

- ③ 東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが必要となった金融機関等が金融機能の強化のための特別措置に関する法律に規定する経営強化計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置

〈印紙税〉

- (3) 東日本大震災の被災者が作成する被災農用地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置のうち被災農用地を譲渡する場合等において作成される契約書等に係る措置については、適用期限の到来をもって廃止する。なお、対象区域内農用地を譲渡する場合等に作成される一定の契約書等については、適用期限を撤廃した上で、引き続き印紙税を課さないこととする。

(地方税)

〔新設〕

〈不動産取得税〉

重点的に医師の確保を図る必要がある区域のうち一定の区域内で承継又は開設する一定の要件を満たす診療所の用に供する一定の不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を令和10年3月31日まで講ずる。

〔延長・拡充等〕

〈固定資産税・都市計画税〉

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「高齢者移動等円滑化法」という。）に規定する特別特定建築物（以下「特別特定建築物」という。）に該当する家屋のうち主に実演芸術の公演等を行う一定のものについて、高齢者移動等円滑化法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるよう改修工事を行った家屋に係る固定資産税及び都市計画税の税額の減額措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

- ① 対象資産を特別特定建築物に該当する家屋のうち、政府の補助を受けて高齢者移動等円滑化法に基づく建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事を行った一定のもの（現行：特別特定建築物に該当する家屋で主に実演芸術の公演等を行う一定のもののうち、建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事を行ったもの）とする。

- ② 固定資産税額及び都市計画税額の3分の1を参酌して6分の1以上2分の

1 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（現行：3 分の 1）に相当する金額を減額することとする。

③ その他所要の措置を講ずる。

(2) 農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者であって同法に規定する地域計画に位置付けられた者に利用させるため、農業協同組合等が取得した一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用対象者の範囲に農地中間管理機構等を加えた上、その適用期限を 2 年延長する。

(3) 所有する全ての農地（10a 未満の自作地を除く。）に農地中間管理事業のための賃借権等を新たに設定し、かつ、当該賃借権等の設定期間が 10 年以上である一定の農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

① 対象となる農地について、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の区域内において当該賃借権等が新たに設定される一定の農地とする。

② 当該賃借権等の設定期間が 15 年以上である農地について、課税標準を最初の 3 年間（現行：5 年間）価格の 2 分の 1 とする。

(4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する一定の再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を 3 年延長する。

① 太陽光発電設備について、ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備に適用対象を限定した上、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。

イ 大臣配分資産又は知事配分資産 2 分の 1（現行：出力が 1,000kW 以上の発電設備については 4 分の 3、出力が 1,000kW 未満の発電設備については 3 分の 2）

ロ その他の資産 2 分の 1 を参酌して 3 分の 1 以上 3 分の 2 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（現行：出力が 1,000kW 以上の発電設備については 4 分の 3 を参酌して 12 分の 7 以上 12 分の 11 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合、出力が 1,000kW 未満の発電設備については 3 分の 2 を参酌して 2 分の 1 以上 6 分の 5 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）

② 風力発電設備について、適用対象となる設備を次の設備とし、次の設備の

区分に応じそれぞれ価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。

イ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に規定する認定公募占用計画に従って取得した設備

(イ) 大臣配分資産又は知事配分資産 5分の3

(ロ) その他の資産 5分の3を参酌して2分の1以上10分の7以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

ロ 港湾法の規定による許可を受けて設置された設備及び地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画又は農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく認定設備整備計画に従って取得した設備

(イ) 大臣配分資産又は知事配分資産 3分の2

(ロ) その他の資産 3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

③ バイオマス発電設備について、出力が10,000kW以上の発電設備を適用対象から除外する。

(5) 物資の流通の効率化に関する法律（以下「物流効率化法」という。）の改正を前提に、物流効率化法の認定を受けた事業者が、総合効率化計画に基づき取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 対象となる家屋について、物流効率化法に規定する認定貨物自動車中継輸送実施計画（仮称）に基づき取得した一定の施設とする。

② 対象となる償却資産について、①に附属する一定の構築物に見直した上、当該償却資産に係る課税標準を、価格の4分の3（現行：ナンバープレート解析AIカメラ等については2分の1、その他の資産については4分の3）とする。

(6) 都市再生特別措置法の改正を前提に、同法に規定する認定事業者が同法に規定する特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域において、一定の認定事業により取得した公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象施設に同法に規定する都市再生整備等協定（仮称）に定められた民間事業

者の交流又は連携の拠点となる集会施設、国際会議場施設、観光案内所及び防災上有効な備蓄倉庫を加えた上、その適用期限を3年延長する。

(7) 都市再生特別措置法の改正を前提に、同法に規定する認定事業者が同法に規定する特定都市再生緊急整備地域において、一定の認定事業により取得した公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

① 対象施設に都市再生特別措置法に規定する都市再生整備等協定（仮称）に定められた民間事業者の交流又は連携の拠点となる集会施設、国際会議場施設、観光案内所及び防災上有効な備蓄倉庫を加える。

② 事業区域の面積に占める当該事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積の割合が10%以上であることとする要件を加える。

③ 対象となる民間都市再生事業計画（事業区域の全部又は一部が東京都の特別区の区域内にあるものに限る。）の認定要件について、複合用途開発であることとの要件の判定上、分譲住宅の開発を除外する。

(8) 都市再生特別措置法施行規則の改正を前提に、都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した一定の固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 適用対象となる償却資産に便所、遊具及び案内板を加える。

② 適用対象となる家屋に便所の用に供する家屋を加える。

(9) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得した代替家屋に係る固定資産税の税額の減額措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 床面積要件の上限を、代替家屋が住宅である場合は、240 m²以下（現行：280 m²以下）とする。

② 床面積要件の下限を、代替家屋が住宅である場合は、40 m²以上（現行：50 m²以上）とする。

(10) 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置等について、次の見直しを行

った上、その適用期限を5年延長する。

- ① 床面積要件の上限を240㎡以下（現行：280㎡以下）とする。
- ② 床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）とする。ただし、東京都の特別区の区域内の都市再生特別措置法に規定する特定都市再生緊急整備地域については、その下限を50㎡以上に据え置くこととする。
- ③ 災害危険区域等内において新築（従前住宅（所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の2親等以内の親族が5年以上居住の用に供し、又は供していた住宅に限る。）の建替えによる住宅の新築を除く。）された住宅及び市街化調整区域内にある土砂災害警戒区域等内において新築（従前住宅の建替えによる住宅の新築及び都市計画法上開発許可が不要な一定の住宅の新築を除く。）された住宅については、本特例の適用ができないこととする。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

（注1）上記③の「災害危険区域等」とは、一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。

（注2）上記③の「土砂災害警戒区域等」とは、一定の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域をいう。

（注3）上記③の改正は、令和11年4月1日以後に新築された住宅に係る固定資産税について適用する。

（11）令和8年度分及び令和9年度分の令和6年能登半島地震による被災住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税については、被災住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置を引き続き適用できることとする。

（12）新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

- ① 床面積要件の上限を240㎡以下（現行：280㎡以下）とする。
- ② 床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）とする。ただし、東京都の特別区の区域内の都市再生特別措置法に規定する特定都市再生緊急整備地域については、その下限を50㎡以上に据え置くこととする。
- ③ 災害危険区域等内において新築（従前住宅（所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の2親等以内の親族が5年以上居住の用に供し、又は供して

いた住宅に限る。)の建替えによる住宅の新築を除く。)された住宅及び市街化調整区域内にある土砂災害警戒区域等内において新築(従前住宅の建替えによる住宅の新築及び都市計画法上開発許可が不要な一定の住宅の新築を除く。)された住宅については、本特例の適用ができないこととする。

④ その他所要の措置を講ずる。

(注1) 上記③の「災害危険区域等」とは、一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。

(注2) 上記③の「土砂災害警戒区域等」とは、一定の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域をいう。

(注3) 上記③の改正は、令和11年4月1日以後に新築された住宅に係る固定資産税について適用する。

(13) 耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、次の措置を講ずる。

① 耐震改修を行った一定の住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を5年延長する。

② バリアフリー改修を行った一定の住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

イ 床面積要件の上限を240㎡以下(現行:280㎡以下)とする。

ロ 床面積要件の下限を40㎡以上(現行:50㎡以上)とする。

③ 省エネ改修を行った一定の住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

イ 床面積要件の上限を240㎡以下(現行:280㎡以下)とする。

ロ 床面積要件の下限を40㎡以上(現行:50㎡以上)とする。

④ 耐震改修を行った住宅であって、認定長期優良住宅に該当することとなった一定の住宅に対する固定資産税の税額の減額措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

イ 床面積要件の上限を240㎡以下(現行:280㎡以下)とする。

ロ 床面積要件の下限を40㎡以上(現行:50㎡以上)とする。

⑤ 省エネ改修を行った住宅であって、認定長期優良住宅に該当することとな

った一定の住宅に対する固定資産税の税額の減額措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

イ 床面積要件の上限を240㎡以下（現行：280㎡以下）とする。

ロ 床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）とする。

(14) 児童福祉法の改正後の小規模保育事業について、現行制度と同様に、社会福祉法人等が当該事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税を非課税とする措置を講ずる。

(15) 水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。

(16) 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が一定の事業の用に供する固定資産並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置の適用期限を10年延長する。

(17) 国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

(18) 水防法に規定する避難確保・浸水防止計画に基づき、地下街等の所有者又は管理者が取得する一定の浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。

(19) 建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断を義務付けられ、その結果が所管行政庁に報告された既存家屋（その報告に関する命令又は必要な耐震改修に関する指示の対象となったもの及び住宅を除く。）について、政府の補助を受けて、耐震基準に適合させるよう改修工事を行い、その旨を市町村に申告した場合に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を3年延長する。

(20) 東日本大震災による被災住宅用地に代わるものとして取得した土地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用期限を1年（福島県の区域内の被災住宅用地の所有者等が、代替土地を取得した場合は3年）延長する。

(21) 東日本大震災により滅失・損壊した家屋に代わるものとして取得等をした家屋に係る固定資産税及び都市計画税の税額の減額措置の適用期限を1年（福島県の区域内の被災家屋の所有者等が、代替家屋の取得等をした場合は3年）

延長する。

〈不動産取得税〉

(22) 2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に伴い、参加者等が博覧会の用に供するために取得した一定の家屋に係る不動産取得税の非課税措置について、令和 10 年 3 月 1 日（現行：博覧会の終了の日から 6 月を経過する日）において当該家屋を所有している場合には、令和 10 年 3 月 1 日において当該家屋の取得があったものとみなして不動産取得税を課することとする。

(23) 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が取得した特定要除却認定マンション及びその敷地に係る不動産取得税を非課税とする措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

- ① 対象事業をマンション再生事業、マンション等売却事業又はマンション除却事業とする。
- ② 適用対象を施行者、マンション等売却組合又はマンション除却組合が取得したものとする。
- ③ 対象資産を要除却等認定マンション若しくはその敷地又は災害により被災したマンション若しくはその敷地とする。

(24) 住宅及びその土地に係る不動産取得税の課税標準等の特例措置について、次の見直しを行う。

- ① 床面積要件の下限を 40 m²以上（現行：50 m²以上）とする。ただし、令和 13 年 3 月 31 日までの間、東京都の特別区の区域内の都市再生特別措置法に規定する特定都市再生緊急整備地域については、その下限を 50 m²以上に据え置くこととする。
- ② 災害危険区域等内において新築（従前住宅（所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の 2 親等以内の親族が 5 年以上居住の用に供し、又は供していた住宅に限る。）の建替えによる住宅の新築を除く。）された住宅及び市街化調整区域内にある土砂災害警戒区域等内において新築（従前住宅の建替えによる住宅の新築及び都市計画法上開発許可が不要な一定の住宅の新築を除く。）された住宅並びにその土地については、本特例の適用ができないこと

とする。

③ その他所要の措置を講ずる。

(注1) 上記②の「災害危険区域等」とは、一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。

(注2) 上記②の「土砂災害警戒区域等」とは、一定の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域をいう。

(注3) 上記②の改正は、令和 11 年 4 月 1 日以後に取得された住宅及びその土地に係る不動産取得税について適用する。

(25) 既存住宅及びその土地に係る不動産取得税の課税標準等の特例措置について、床面積要件の下限を 40 m²以上（現行：50 m²以上）とする。

(26) 新築の認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を 5 年延長する。

① 床面積要件の下限を 40 m²以上（現行：50 m²以上）とする。ただし、東京都の特別区の区域内の都市再生特別措置法に規定する特定都市再生緊急整備地域については、その下限を 50 m²以上に据え置くこととする。

② 災害危険区域等内において新築（従前住宅（所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の 2 親等以内の親族が 5 年以上居住の用に供し、又は供していた住宅に限る。）の建替えによる住宅の新築を除く。）された住宅及び市街化調整区域内にある土砂災害警戒区域等内において新築（従前住宅の建替えによる住宅の新築及び都市計画法上開発許可が不要な一定の住宅の新築を除く。）された住宅については、本特例の適用ができないこととする。

③ その他所要の措置を講ずる。

(注1) 上記②の「災害危険区域等」とは、一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。

(注2) 上記②の「土砂災害警戒区域等」とは、一定の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域をいう。

(注3) 上記②の改正は、令和 11 年 4 月 1 日以後に取得された住宅に係る不動産取得税について適用する。

- (27) 児童福祉法の改正後の小規模保育事業について、現行制度と同様に、社会福祉法人等が当該事業の用に供する不動産に係る不動産取得税を非課税とする措置を講ずる。
- (28) 医療機関の開設者が、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (29) 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (30) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が同法に規定する特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域において、認定事業により取得した不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。
- (31) 都市緑地法に規定する都市緑化支援機構が、都道府県等の要請に基づき取得した特別緑地保全地区等の区域内の土地に係る不動産取得税を非課税とする措置の適用期限を2年延長する。
- (32) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得した代替家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (33) 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が取得した一定の事業の用に供する不動産並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が取得した一定の業務の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限を10年延長する。
- (34) 不動産取得税について、新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を5年延長する。
- (35) 新築住宅特例が適用される住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の2倍（200 m²を限度）相当額等の減額）について、土地取得

後から住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を5年延長する。

(36) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業により鉄道事業者が譲渡を受けた一定の不動産に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限を2年延長する。

(37) 東日本大震災により滅失・損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を1年（福島県の区域内の被災家屋の所有者等が、代替家屋を取得した場合は3年）延長する。

(38) 東日本大震災により滅失・損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものとして取得した土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を1年（福島県の区域内の被災家屋の敷地の用に供されていた土地の所有者等が、代替土地を取得した場合は3年）延長する。

〈事業所税〉

(39) 児童福祉法の改正後の小規模保育事業について、現行制度と同様に、当該事業の用に供する施設に係る事業所税を非課税とする措置を講ずる。

(40) 特定農産加工業経営改善等臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、適用期間を当該計画の承認後5年間とした上、その適用期限を2年延長する。

〔廃止・縮減等〕

〈固定資産税〉

(1) 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用対象を緊急遮断装置と同時に設置する緊急地震速報受信設備等に見直した上、その適用期限を3年延長する。

(2) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の認定を受けた事業者が取得した一定のバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 脂肪酸メチルエステル製造設備に係る課税標準を価格の4分の3（現行：3分の2）とする。

- ② 木質固形燃料製造設備の適用対象を中小事業者等が取得したものに限定した上、課税標準を価格の6分の5（現行：4分の3）とする。
- (3) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、下水道除害施設のうち酸化又は還元装置、凝集沈澱装置及びイオン交換装置を適用対象から除外した上、その適用期限を2年延長する。
- (4) 日本貨物鉄道株式会社が取得した新たに製造された一定の機関車に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止することとし、所要の経過措置を講ずる。
- (5) 東日本大震災により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得等された償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止することとし、所要の経過措置を講ずる。

〈不動産取得税〉

- (6) 都市再生特別措置法の改正を前提に、同法に規定する認定事業者が同法に規定する特定都市再生緊急整備地域において、認定事業により取得した不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。
 - ① 事業区域の面積に占める当該事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積の割合が10%以上であることとする要件を加える。
 - ② 対象となる民間都市再生事業計画（事業区域の全部又は一部が東京都の特別区の区域内にあるものに限る。）の認定要件について、複合用途開発であることとの要件の判定上、分譲住宅の開発を除外する。
- (7) 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地に代わるものとして取得した農用地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。

3 その他

（国 税）

- (1) 金融商品取引法の改正を前提に、顧客財産管理人（仮称）による業務及び財産の管理を命ずる処分の登記等に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。
- (2) 社会福祉法の改正を前提に、社会福祉法人の解散時における残余財産の帰属先として認められるものの範囲の見直し後も、社会福祉法人を引き続き登録免

許税法別表第三（登録免許税の非課税登記等）掲名法人とする。

- (3) 農業近代化資金融通法の改正を前提に、改正後の農業近代化資金の借入に係る債務保証について、農業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置を引き続き適用する。

(4) 相続税等の財産評価の適正化

相続税法の時価主義の下、貸付用不動産の市場価格と相続税評価額との乖離の実態を踏まえ、その取引実態等を考慮し、次の見直しを行う。

- ① 被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常取引価額に相当する金額によって評価する。

(注) 上記の課税時期における通常取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額によって評価することができることとする。

- ② 不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常取引価額に相当する金額によって評価する。

(注) 上記の課税時期における通常取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例価額又は定期報告書等に記載された不動産の価格等を参酌して求めた金額によって評価することができることとする。ただし、これらに該当するものがないと認められる場合には、上記①に準じて評価（取得時期や評価の安全性を考慮）する。

(注) 上記の改正は、令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用する。ただし、上記①の改正については、当該改正を通達に定める日までに、被相続人等がその所有する土地（同日の5年前から所有しているものに限る。）に新築をした家屋（同日において建築中のものを含む。）には適用しない。

- (5) 病床転換助成事業の期限の延長に伴い、社会保険診療報酬支払基金が行う病床転換助成事業に係る業務に関する文書については、引き続き印紙税を課さないこととする。
- (6) 介護保険法等の改正を前提に、国民健康保険団体連合会が都道府県から委託を受けて行う補助金の交付に関する事務に係る業務に関する文書で同連合会が作成するものについては、印紙税を課さないこととする。
- (7) 農林中央金庫法の改正を前提に、農林中央金庫の業務の範囲の見直しが行われた後も、引き続き農林中央金庫が作成する約束手形又は為替手形に対する印紙税の税率の軽減措置等を適用する。
- (8) 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（仮称）の制定を前提に、改正後の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の規定に基づき国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が行う一定の研究開発に関する設備等の供用の業務に関する文書で同機構が作成するものについては、印紙税を課さないこととする。
- (9) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の改正を前提に、独立行政法人中小企業基盤整備機構が地域経済牽引事業用地の整備に関する計画を作成しようとする者及び当該計画の承認を受けた者に対して行う助言等の業務に関する文書で同機構が作成するものについては、印紙税を課さないこととする。

（地方税）

〈固定資産税・都市計画税〉

- (1) 学校教育法の改正により専修学校に専攻科が創設された後も、学校法人等について、現行制度と同様の非課税措置を講ずる。
- (2) 関係法令の改正を前提に、改正後の社会医療法人等について、現行制度と同様の非課税措置を講ずる。
- (3) 農業近代化資金融通法の改正を前提に、改正後の農業近代化資金の貸付けを受けて取得した農林漁業者等の共同利用に供する一定の機械及び装置について、現行制度と同様の特例措置を講ずる。

〈不動産取得税〉

- (4) 学校教育法の改正により専修学校に専攻科が創設された後も、学校法人等について、現行制度と同様の非課税措置を講ずる。

(5) 関係法令の改正を前提に、改正後の社会医療法人等について、現行制度と同様の非課税措置を講ずる。

(6) 農業近代化資金融通法の改正を前提に、改正後の農業近代化資金の貸付けを受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための一定の共同利用施設について、現行制度と同様の特例措置を講ずる。

〈事業所税〉

(7) 脱炭素成長型経済構造移行推進機構が脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入れに関する業務として行う物品販売業について、収益事業から除外される事業として、事業所税を非課税とする措置を講ずる。

(8) 電気事業法の改正を前提に、広域的運営推進機関が同法に基づく次の貸付業務として行う金銭貸付業について、収益事業から除外される事業として、事業所税を非課税とする措置を講ずる。

① 一定の送電用又は変電用の電気工作物の整備等をする一般送配電事業者又は送電事業者に対する貸付業務（広域系統整備交付金交付等業務を除く。）

② 一定の発電等用電気工作物の整備等をする発電事業者に対する貸付業務

(9) 関係法令の改正を前提に、公益法人等の収益事業から除外される公的医療機関に該当する病院等を設置する農業協同組合連合会が行う医療保健業の要件の見直しが行われた後も、同連合会が行う収益事業以外の事業に係る事業所税について、引き続き非課税とする措置を講ずる。

(10) 学校教育法の改正により専修学校に専攻科が創設された後も、学校法人等について、引き続き現行制度と同様の特例措置を講ずる。

(11) 関係法令の改正を前提に、改正後の社会医療法人が行う収益事業以外の事業に係る事業所税について、引き続き非課税とする措置を講ずる。

(12) 社会福祉法の改正を前提に、社会福祉法人の解散時における残余財産の帰属先として認められるものの範囲の見直し後も、改正後の社会福祉法人が行う収益事業以外の事業に係る事業所税について、引き続き非課税とする措置を講ずる。

(13) 関係法律の改正を前提に、次の措置を講ずる。

① 農林中央金庫の業務の範囲の見直し後も、引き続き現行制度と同様の特例措置を講ずる。

- ② 改正後の農業近代化資金の貸付けを受けて設置される農林水産業者の共同利用に供する一定の施設について、引き続き非課税とする措置を講ずる。

三 法人課税

1 税制上の基準額の点検・見直し

(国 税)

- (1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる減価償却資産の取得価額を 40 万円未満（現行：30 万円未満）に引き上げる（所得税についても同様とする。）。
- (2) 公益法人等の収益事業に係る課税について、関係法令の改正を前提に、収益事業から除外される公的医療機関に該当する病院等を設置する農業協同組合連合会が行う医療保健業の要件のうち特別の療養環境に係る病床の病室差額料に係る要件における特別の療養環境に係る病床の病室差額料の平均額を、1 万円以下（現行：5,000 円以下）に引き上げる。

2 「強い経済」の実現に向けた対応

(国 税)

(1) 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア（一定の規模以上のものに限る。）で、特定生産性向上設備等（仮称）（その法人が同法の改正法の施行の日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に該当するもの（以下「特定機械装置等」という。）の取得等をし、これを国内にあるその法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（その確認を受けた日から同日以後 5 年を経過する日までの期間内に、特定機械装置等の取得等をし、その事業の用に供した場合に限る。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度においてその特定機械装置等について普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（即時償却）とその取得価額の 7 %（建物、建物附属設備及び構築物については、4 %）の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の 20 %を上限とし、控除限度超過額は 3 年間の繰越しができることとする（所得税についても同様とする。）。

(注 1) 上記の「生産等設備」とは、その法人の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。なお、事務用器具備品、本店、寄宿

舎等の建物、福利厚生施設等は該当しない。

(注2) 上記の「一定の規模以上のもの」とは、それぞれ次のものをいう。

- ① 機械装置 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- ② 工具及び器具備品 それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの（それぞれ1台又は1基の取得価額が40万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。）
- ③ 建物 一の取得価額が1,000万円以上のもの
- ④ 建物附属設備及び構築物 それぞれ一の取得価額が120万円以上のもの（建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。）
- ⑤ ソフトウェア 一の取得価額が70万円以上のもの

(注3) 上記の「特定生産性向上設備等」とは、産業競争力強化法の実施要綱の生産性向上設備等のうち、次の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものをいう。

- ① 生産性向上設備等の導入に係る投資計画に記載された生産等設備を構成する生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上（中小企業者又は農業協同組合等については、5億円以上）であること。
- ② 生産性向上設備等の導入に係る投資計画における年平均の投資利益率が15%以上となることが見込まれるものであること。
- ③ 生産性向上設備等の導入に係る投資計画にその実現に必要な資金調達手段が記載されていること。
- ④ 生産性向上設備等の導入に係る投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること。
- ⑤ 上記のほか、生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等の要件を満たすものであること。

(注4) 上記の「取得等」とは、取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下同じ。）又は製作若しくは建設をいい、建物にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。

(注5) 控除限度超過額の繰越控除は、産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について産業競争力強化法の認定を受けた法人（繰越控除の適用を受けようとする事業年度終了の日までに、その認定を取り消された法人又はその認定に係る計画の計画期間が終了した法人を除く。）で予見し難い国際経済事情の急激な変化への対応を確実に実施していることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限り、適用できることとする。

(注6) 中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等以外の法人の所得の金額が前期の所得の金額を超える一定の事業年度で、かつ、次のいずれかに該当しない事業年度においては、本制度（繰越税額控除制度を除く。）を適用しないこととする。

- ① 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上（資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、2%以上）であること。
- ② 国内設備投資額が当期償却費総額の30%（資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、40%）を超えること。

(注7) 特定生産性向上設備等に係る投資計画の確認を受けた法人については、その投資計画の期間中においては、次の制度（②の制度のうち繰越税額控除制度を除く。）の適用を受けることができないこととする。

- ① 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度
- ② 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）
- ③ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

(2) 研究開発税制について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。

- ① 重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の創設

産業技術力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に産業技術力強化法の重点研究開発計画（仮称）につき同法の認定（以下「認定」という。）を受けたもの（以下「認定研究開発法人」という。）の適用期間内の日を含む各事業年度において、重点産業技術試験研究費の額（一般試験研究費の額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び特別試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合のその適用を受ける金額を除く。）がある場合には、重点産業技術試験研究費の額の 40%（特別重点産業技術試験研究費の額の場合には、50%）の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は、当期の法人税額の 10%を上限とし、控除限度超過額は 3 年間の繰越しができることとする。

（注 1）上記の「適用期間」とは、重点研究開発計画の認定を受けた日（認定日）から同日以後 5 年を経過する日（5 年経過日）までの期間をいい、その認定に係る重点研究開発計画の計画期間の終了の日（計画期間終了日）が 5 年経過日前の場合には、認定日から計画期間終了日までの期間をいう。

（注 2）上記の「重点産業技術試験研究費の額」とは、認定研究開発法人が、適用期間内において支出するその認定に係る重点研究開発計画に従って行う特定重点研究開発に係る試験研究費の額をいう。

（注 3）上記の「特別重点産業技術試験研究費の額」とは、重点産業技術試験研究費の額のうち産業技術力強化法の重点産業技術共同研究開発機関（仮称）と共同して行う試験研究又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する試験研究に係るものをいう。

（注 4）上記の「特定重点研究開発」とは、産業技術力強化法の重点産業技術（仮称）（A I ・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙）のうち特に早期の企業化が期待されるものとして一定の基準に該当するものに関する研究及び開発であることにつき確認を受けた研究及び開発をいう。

（注 5）繰越税額控除制度は、認定研究開発法人が繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が前期の試験研究費の額を

超える場合に限り、適用できることとする。

(注6) 通算法人については、次のとおりとする。

イ 通算グループを一体として計算した税額控除限度額（以下「重点産業技術試験研究費基準額」という。）と通算グループを一体として計算した控除上限額（以下「法人税額基準額」という。）とのうちいずれか少ない金額に控除分配割合を乗じて計算した金額（以下「税額控除可能分配額」という。）を税額控除額とする。

ロ 繰越税額控除制度の適用要件（上記（注5））については、通算グループ全体の試験研究費の額により判定することとする。

ハ 通算法人ごとに、次の金額の合計額（繰越通算税額控除限度超過額）と当期の法人税額の10%相当額（当期に税額控除可能分配額がある場合には、税額控除可能分配額を控除した残額）とのうちいずれか少ない金額を繰越税額控除額とする。

（イ）その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の重点産業技術試験研究費基準額が法人税額基準額を超える場合におけるその超える部分の金額に、その各事業年度の控除分配割合を乗じて計算した金額（前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除く。）

（ロ）通算法人のその事業年度前3年以内に開始した各事業年度において生じた控除限度超過額（前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除く。）

ニ 通算グループ内の他の法人の各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等が確定申告書に記載された各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等と異なる場合には、確定申告書に記載された各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等を各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等とみなすほか、所要の措置を講ずる。

② 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。

イ 令和9年4月1日以後に開始する各事業年度の税額控除率を次のとおり見直し、その上限を14%（原則：10%）とする特例の適用期限を3年延長する。

(イ) 増減試験研究費割合が 3 % 以下の場合

$$8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times 13 \text{ 分の } 8.5$$

(ロ) 増減試験研究費割合が 3 % 超 15 % 以下の場合

$$8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times 0.25$$

(ハ) 増減試験研究費割合が 15 % 超である場合

$$11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 15\%) \times 0.375$$

ロ 増減試験研究費割合が 4 % を超える場合又は増減試験研究費割合がマイナス 4 % を下回る場合の控除税額の上限の特例について、令和 9 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度の控除税額の上限について、増減試験研究費割合が 7 % を超える部分 1 % 当たり当期の法人税額の 0.625 % (5 % を上限とする。) を加算し、増減試験研究費割合がマイナス 1 % を下回る部分 1 % 当たり当期の法人税額の 0.625 % (5 % を上限とする。) を減算する特例とした上、その適用期限を 3 年延長する。

ハ 試験研究費の額が平均売上金額の 10 % を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を 3 年延長する。

③ 中小企業技術基盤強化税制について、次の見直しを行う。

イ 増減試験研究費割合が 12 % を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を 3 年延長する。

ロ 試験研究費の額が平均売上金額の 10 % を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を 3 年延長する。

ハ 控除限度超過額については、3 年間の繰越しができることとする。

(注 1) 繰越税額控除制度は、繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に限り、適用できることとする。ただし、一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度は適用できないこととする。

(注 2) 通算法人については、次のとおりとする。

(イ) 繰越税額控除制度の適用要件 (上記 (注 1)) については、通算グループ全体の試験研究費の額により判定することとする。

(ロ) 通算法人ごとに、次の金額の合計額 (繰越通算税額控除限度超過額) と当期の法人税額の 25 % (控除上限の上乗せ特例の適用があ

る場合には、その適用後の割合）相当額（当期に税額控除可能分配額がある場合には、税額控除可能分配額を控除した残額）とのうちいずれか少ない金額を繰越税額控除額とする。

- a その事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度の通算グループを一体として計算した税額控除限度額が通算グループを一体として計算した控除上限額を超える場合におけるその超える部分の金額に、その各事業年度の控除分配割合を乗じて計算した金額（前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除く。）
- b 通算法人のその事業年度前３年以内に開始した各事業年度において生じた控除限度超過額（前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除く。）

（ハ）通算グループ内の他の法人の各事業年度の試験研究費の額等が確定申告書に記載された各事業年度の試験研究費の額等と異なる場合には、確定申告書に記載された各事業年度の試験研究費の額等を各事業年度の試験研究費の額等とみなすほか、所要の措置を講ずる。

④ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。

イ 大学等との共同研究及び大学等への委託研究に係る試験研究費の額について、共同研究又は委託研究に要した費用であることにつき、監査を受け、その大学等の確認を受けた金額であることとの要件について、次の要件を満たすことにつき経済産業大臣の指定を受けた大学等については、その大学等の長が認定した金額とする。

（イ）大学等に企業との共同研究及び企業からの委託研究（以下「共同研究等」という。）についての管理を行う業務を集約する専門の部署が設置されていること等その大学等が共同研究等を行うに当たって管理を行うための体制が十分なものであると認められること。

（ロ）その大学等の規則において共同研究等についての管理に関する業務方法等が定められており、その業務方法等が共同研究等を実施するに当たって適切なものであると認められること。

（ハ）その大学等において共同研究等についての企業との間の連絡調整及び事務手続に関する方法が具体的に定められていること。

- ロ その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額について、その医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額の全部又は一部につき重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合におけるその医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額を特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象外とする。
- ハ 新規高度研究業務従事者に対して人件費を支出して行う試験研究について、次の見直しを行う。
- (イ) 新規高度研究業務従事者の範囲に、博士の学位を授与された者（その授与された日以後5年以内にその法人の役員又は使用人となったものに限る。）で、その法人の役員又は使用人となった日から5年を経過していないものを加える。
- (ロ) その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の使用人に募集されたこととの要件について、その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の試験研究に専ら従事する使用人に募集されたこととする。
- (ハ) その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであることとの要件について、その内容がその試験研究に専ら従事する使用人から提案されたものであることとする。
- ⑤ 他の者に委託する試験研究（契約又は協定により委託する試験研究でその委託に基づき行われる試験研究が国外において行われるものに限る。）に係る試験研究費の額については、次の試験研究費の額の区分に応じた金額を税額控除の対象とする。
- イ 医薬品、医療機器又は再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）に係る試験研究のうちその医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験（科学的な質及び成績の信頼性が確保されているものに限る。）の委託に係る試験研究費の額 その試験研究費の額
- ロ 上記イ以外の試験研究費の額 その試験研究費の額の 50%相当額（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については70%相当額とし、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度については60%相当額とする。）
- ⑥ その他所要の措置を講ずる。

(3) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度について、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。

① 全法人向けの措置は、令和8年3月31日をもって廃止する。

② 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限（令和9年3月31日）の到来をもって廃止することとし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、次の見直しを行う。

イ 原則の税額控除率（10%）が適用できる場合を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上（現行：3%以上）である場合とする。

ロ 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合に税額控除率に15%を加算する措置を、その増加割合が5%以上である場合に税額控除率に5%（その増加割合が6%以上である場合には、15%）を加算する措置とする。

ハ 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止する。

③ 中小企業向けの措置における教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止する。

(4) 戦略分野国内生産促進税制について、次の見直しを行う。

① 特定生産性向上設備等投資促進税制（上記（1）の措置）の適用を受けた特定機械装置等の取得価額は、半導体税額控除限度額の計算の基礎となる半導体生産用資産及びこれとともに半導体を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に投資した金額に含めないこととする。

② 特定生産性向上設備等投資促進税制（上記（1）の措置）の適用を受けた特定機械装置等の取得価額は、特定商品税額控除限度額の計算の基礎となる特定商品生産用資産及びこれとともに特定産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に投資した金額に含めないこととする。

③ 継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しない場合に、税額控除の規定を適用できないこととする措置について、次の見直しを行う。

イ 継続雇用者給与等支給額に係る要件を、継続雇用者給与等支給額の継続

雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上（現行：1%以上）であることとする。

- ロ 継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しないこととの要件を、継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件のいずれかに該当しないこととの要件とする。

(5) 大企業につき研究開発税制等の生産性の向上に関連する税額控除の規定（特定税額控除規定）を適用できないこととする措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を令和11年3月31日まで延長する（所得税についても同様とする。）。

- ① 特定税額控除規定に、研究開発税制のうち重点産業技術試験研究費の額に係る措置（上記（2）①の措置）（繰越税額控除制度を除く。）を加える。
- ② 継続雇用者給与等支給額に係る要件について、次の見直しを行う。

イ 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上であること（現行：継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること）とする。

- ロ 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合における要件の上乗せ措置について、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上（現行：1%以上）であることとする。

- ③ 次の制度について、継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しないこととの要件を、継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件のいずれかに該当しないこととの要件とする。

イ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の税額控除制度

- ロ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制における税額控除制度

(6) 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の

特例について、関係法令の改正を前提に次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。

① 増資特定株式に係る措置について、次の見直しを行う。

イ 中小企業者以外の法人が取得をする内国法人の株式の取得価額要件を2億円以上（現行：1億円以上）に引き上げる。

ロ 下記③の改正に伴い、下記③により特別勘定を設けている又は設けていた株式と同一の銘柄の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式をこの措置の対象から除外する。

② 発行法人以外の者から購入により取得した特定株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものに係る措置について、次の見直しを行う。

イ 取得価額要件を7億円以上（現行：5億円以上）に引き上げる。

ロ 特別勘定に係る特定株式の発行法人の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合において、その特別勘定を設けている法人を合併法人とし、その発行法人を被合併法人とする合併が行われたときは、その被合併法人に係る特別勘定は、その合併の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から5年間で特別勘定の残高の均等額を取り崩して、益金算入することとする。

ハ 下記③の改正に伴い、下記③により特別勘定を設けている又は設けていた株式と同一の銘柄の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式をこの措置の対象から除外する。

③ 対象となる特定株式に、発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得の日から3年以内に発行法人の総株主の議決権の過半数を有することとなることが見込まれるもの（その取得の直前において発行法人の総株主の議決権の過半数を有するものを除く。）を加え、その特定株式の取得価額の20%以下の金額を特別勘定の金額として経理した場合には、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入できることとする。

（注1）上記の特定株式に係る対象となる取得価額の上限は、200億円とする。

（注2）上記の特定株式の要件は、取得価額要件を3億円以上とするほか、上

記②の特定株式の要件と同様とする。

(注 3) 上記の特定株式に係る特別勘定の取崩し事由は、次のとおり現行の取崩し事由を見直した事由とするほか、上記②の特定株式の取崩し事由と同様とする。

イ 上記の特定株式の取得から 3 年を経過した場合には、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。ただし、その取得の日から 3 年以内に、その発行法人の総株主の議決権の過半数を有することとなった場合はこの限りでない。

ロ 上記イただし書の場合において、対象法人が特定株式に係る特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の過半数を有しないこととなったときは、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。

ハ 特別勘定に係る特定株式の発行法人の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合において、その特別勘定を設けている法人を合併法人とし、その発行法人を被合併法人とする合併が行われたときは、その被合併法人に係る特別勘定は、その合併の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から 5 年間で特別勘定の残高の均等額を取り崩して、益金算入する。

(注 4) 増資特定株式でその取得の日が令和 5 年 4 月 1 日以後であるものにつき特別勘定を設けている又は設けていたものと同一の銘柄の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式は、この措置の対象外とする。

④ その他所要の措置を講ずる。

(地方税)

(1) 国税 (1) の新設に伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用する。

(2) 国税 (2) の見直し及び延長に伴い、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用する。

(3) 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度（中小企業向けの措置を除く）について、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）の到来をもって廃止することとし、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度について、次の見直しを行う。

- ① 適用対象を、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下である法人に限ることとする。
- ② 適用要件を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 4 % 以上（現行：3 % 以上）であることとする。
- (4) 国税（3）の見直しに伴い、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用する。

3 活力ある地方・中小企業の後押し

（国 税）

- (1) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を 2 年延長する（所得税についても同様とする。）。

- ① 次のイ又はロの法人の区分に応じそれぞれ次の要件を満たす場合は、特定建物等の特別償却率を 20 %（現行：15 %）とし、税額控除率を 5 %（現行：4 %）とする。なお、その特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型事業に係るものである場合には、特別償却率を 25 % とし、税額控除率を 8 %（現行：7 %）とする。

イ ロに掲げる法人以外の法人 次の要件

- (イ) 一の特定業務施設（特定業務児童福祉施設のうちその特定業務施設の新設に併せて整備されるものを含む。）を構成する建物等及び構築物の取得価額の合計額が 10 億円以上であること。
- (ロ) その特定建物等を事業の用に供した日を含む事業年度終了の日においてその特定業務施設（特定業務児童福祉施設を除く。）に勤務する特定雇用者（集中地域以外の地域にある特定業務施設以外の事業所から転勤した者を除く。）の増加数が 60 人以上であること。
- (ハ) その特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間に特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数として記載された数が 60 人以上であること。

ロ 中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）に該当する法人
次の要件

- (イ) その特定建物等を事業の用に供した日を含む事業年度終了の日におい

て特定業務施設（特定業務児童福祉施設を除く。）に勤務する特定雇用者（集中地域以外の地域にある特定業務施設以外の事業所から転勤した者を除く。）の増加数が20人以上であること。

（ロ）その特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間に特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数として記載された数が20人以上であること。

② 対象となる資産に事業の用に供されたことのある建物等及び構築物（これらの資産を事業の用に供するためにこれらの資産の取得に伴い行う改良又はこれらの資産を事業の用に供するために実施する工事に伴って取得し、又は製作するものを含む。）を加え、その特別償却率を10%（移転型事業の場合には、15%）、税額控除率を2%（移転型事業の場合には、4%）とする。

③ 中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）以外の法人の取得価額要件を4,500万円以上（現行：3,500万円以上）に引き上げる。

④ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日からその認定に係る特定建物等を事業の用に供した日を含む事業年度終了の日までの期間内において事業主都合による離職者（人員整理、事業の休廃止等による解雇の事由による離職者に限る。）がいないことにつき証明がされた場合に限り、この制度を適用できることとする。

⑤ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る認定要件のうち、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が5人以上（中小企業者の場合は、1人以上）であることとの要件について、その数から集中地域以外の地域にある特定業務施設以外の事業所から転勤した者の数を除外する。

(2) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度は、適用期限の到来をもって廃止する（所得税についても同様とする。）。

(3) 法人の一般の土地譲渡益に対する追加課税制度の適用除外措置（優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外）について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正を前提に、対象に、承認地域経済牽引事業用地整備（仮称）を行う承認地域経済牽引事業用地整備者

(仮称) に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるものを加える。

(4) 中小企業技術基盤強化税制について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。（再掲）

① 増減試験研究費割合が 12%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を 3 年延長する。

② 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を 3 年延長する。

③ 控除限度超過額については、3 年間の繰越しができることとする。

(5) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を 3 年延長する（所得税についても同様とする。）。

① 対象となる減価償却資産の取得価額を 40 万円未満（現行：30 万円未満）に引き上げる。（再掲）

② 対象となる法人から常時使用する従業員の数が 400 人を超える法人を除外する。

(地方税)

(1) 国税（1）の見直し及び延長に伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用する。

(2) 国税（2）の廃止に伴い、法人住民税について、国税の取扱いに準じて必要の措置を講ずる。

(3) 国税（4）の見直し及び延長に伴い、税額控除制度を法人住民税に適用する。（再掲）

4 公平かつ円滑な納税のための環境整備

(国 税)

(1) 企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設

内国法人が関連者との間で特定取引を行った場合において、その取引に関して、取引関連書類等にその取引に関する資産又は役務の提供の明細、その取引においてその内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等のその取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載又は記録がないときは、そ

の記載又は記録がない事項を明らかにする書類（電磁的記録を含む。）を取得し、又は作成し、かつ、これを保存しなければならないこととする。

（注１）上記の「関連者」は、移転価格税制における関連者と同様の基準により判定する。

（注２）上記の「特定取引」とは、次の取引（販売費、一般管理費その他の費用の額の基因となるものに限る。）をいう。

① その関連者がその内国法人に対して行う次の資産（以下「工業所有権等」という。）の譲渡又は貸付け（工業所有権等に係る権利の設定等その関連者がその内国法人に工業所有権等を使用させる行為を含む。）

イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの

ロ 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）

ハ プログラムの著作物

② その関連者がその内国法人に対して行う役務の提供のうち次のもの

イ 次のいずれかの事業活動で、その内国法人とその関連者との契約又は協定に基づきその関連者が行うもの

（イ）その関連者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験等その関連者が有する経営資源を活用して行われる研究開発、広告宣伝等の事業活動

（ロ）その関連者が有する専用資産（専らその内国法人及び関連者の事業の用に供することを目的とする資産をいう。）をその内国法人に使用させる行為並びにその専用資産の維持及び管理

ロ その関連者がその内国法人に対して行う経営の管理又は指導、情報の提供等の役務の提供でその関連者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験に基づき行うもの

ハ 上記イ及びロの役務の提供に類するもの

（注３）上記の「取引関連書類等」とは、取引に関して受領し、若しくは交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類又はこれらの書類に通常記載される事項が記録された電磁的記録で、法人税法及び法人税に関する法令の規定により保存しなければならないこととさ

れているものをいう。

(注4) 上記の明らかにする書類の保存が法令の定めに従って行われていないことは、青色申告の承認の取消事由等となる。

(2) 投資簿価修正制度における調整勘定対応金額の加算措置について、通算完全支配関係発生日以前に離脱法人の株式の譲渡をした場合の調整勘定対応金額の調整の対象となる譲渡から、全部取得条項付種類株式に係る取得決議による完全子法人化の際の離脱法人の株式の譲渡を除外する。

(注) 上記の取得決議により交付を受けた上記の離脱法人の株式の価額がその譲渡をした株式の価額とおおむね同額となっていないと認められる場合を除く。

(3) 次の場合において、その移行又は転用に係る資産及び負債のその移行時又は転用時における帳簿記載金額を基礎として、その移行後又は転用後の各事業年度における所得の金額の計算を行うことが明らかとなるよう規定を整備するほか、減価償却資産の償却の方法等について所要の措置を講ずる。

① 公共法人又は公益法人等が普通法人又は協同組合等に移行する場合

② 公共法人が収益事業を行う公益法人等に移行する場合

③ 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等のその収益事業以外の事業に属していた資産及び負債がその収益事業に属する資産及び負債に転用された場合

5 その他の租税特別措置等

(国 税)

[拡充等]

(1) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、特別償却率及び税額控除率を次のとおり見直した上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

① 中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。以下同じ。） 特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された次の炭素生産性向上率の区分に応じそれぞれ次の率

イ 炭素生産性向上率 22%以上（現行：17%以上） 特別償却率 30%（現行：50%）又は税額控除率 10%（現行：14%）

ロ 炭素生産性向上率 17%以上 22%未満（現行：10%以上 17%未満） 特

別償却率 30%（現行：50%）又は税額控除率 5 %（現行：10%）

② 中小企業者以外の法人 特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された次の炭素生産性向上率の区分に応じそれぞれ次の率

イ 炭素生産性向上率 25%以上（現行：20%以上） 特別償却率 30%（現行：50%）又は税額控除率 8 %（現行：10%）

ロ 炭素生産性向上率 20%以上 25%未満（現行：15%以上 20%未満） 特別償却率 30%（現行：50%）又は税額控除率 3 %（現行：5 %）

（注 1）特定大企業（一定のサプライチェーン連携を実施している中小企業者以外の法人をいう。以下同じ。）の炭素生産性向上率については、その炭素生産性向上率を現行どおりとした上で、上記イ又はロの特別償却率又は税額控除率を適用する。

（注 2）上記の「一定のサプライチェーン連携」とは、連携企業（特定大企業のサプライチェーン上の国内の中小企業者をいい、グループ会社を除く。以下同じ。）のエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減を目指す取組のうち次の要件の全てに該当するものをいう。

イ 連携企業への支援により、その連携企業に対する取引量を減らさずにその連携企業の炭素生産性を事業所単位で 30%以上向上させる計画を立てること。

ロ 連携企業とその計画に関する費用負担を行うこと等を明記した一定の合意書を締結していること。

ハ 特定大企業に追加の費用負担が発生するものであって、連携企業の排出量削減に資する内容であること。

ニ 連携企業が自身のエネルギー起源二酸化炭素の排出削減量を算定すること。

（2）マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、次の措置を講ずる。

① 法人の一般の土地譲渡益に対する追加課税制度の適用除外措置（優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外）について、次の措置を講ずる。

イ 対象となるマンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡について、次の措置を講ずる。

- (イ) マンションの再生等の円滑化に関する法律の買取請求等に基づく一定の要件を満たすマンション再生事業の施行者に対する土地等の譲渡を対象とする。
 - (ロ) 一定の延べ面積以上のマンションが建築される一定の要件を満たすマンション再生事業（マンション更新事業を除く。）の施行者に対する土地等（隣接施行敷地に係るものに限る。）の譲渡を対象とする。
 - (ハ) 改正後のマンション再生事業における再生後マンション（マンション再生事業により建築等をされるマンションをいう。）の単身者等以外の者が入居すべき住戸の床面積要件を 40 m²以上（現行：50 m²以上）に引き下げる。
- ロ 対象となるマンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡について、次の措置を講ずる。
- (イ) マンション敷地売却事業からマンション等売却事業への改正後も引き続き対象とする。
 - (ロ) 認定買受計画に、決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項等の記載があるマンション敷地売却事業であることとの要件を、認定除却等計画等にマンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項等の記載があるマンション等売却事業であることとの要件に見直す。
 - (ハ) 上記（ロ）の新たに建築されるマンションに関する事項等のうち、単身者等以外の者が入居すべき住戸の床面積要件を 40 m²以上（現行：50 m²以上）に引き下げる。
- ② 改正後のマンション再生事業における一定の権利変換及び敷地分割事業における一定の敷地権利変換について、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例のうち完全支配関係がある法人の間で譲渡された譲渡損益調整資産の譲渡利益額を引き続き計上しないこととする措置の対象とする。
- ③ その他所要の措置を講ずる。
- (3) 法人の一般の土地譲渡益に対する追加課税制度について、次の措置を講ずる。
- ① 適用除外措置（優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外）について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

イ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正を前提に、対象に、承認地域経済牽引事業用地整備（仮称）を行う承認地域経済牽引事業用地整備者（仮称）に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるものを加える。（再掲）

ロ 都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡について、その建設される耐火構造を有する住宅の建築費単価上限額の要件を 160 万円/3.3 m²（現行：100 万円/3.3 m²）に引き上げる。

ハ 対象から密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の認定建替計画に従って建築物の建替えの事業を行う認定事業者に対する土地等の譲渡を除外する。

ニ 次に掲げる土地等の譲渡について、譲渡した土地等がその譲渡の時ににおいて地すべり防止区域等内に存する場合には、対象としないこととする。

（イ）都市計画法の開発許可を受けて行う一定の一団の住宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡

（ロ）都市計画法の開発許可を要しない一定の一団の住宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡

（ハ）都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡

（注）上記の「地すべり防止区域等」とは、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。

② 適用停止措置の期限を 3 年延長する。

（4）短期の土地譲渡益に対する追加課税制度について、適用除外措置の対象である優良な住宅の供給に寄与するものとして新築された住宅の敷地の用に供された一団の宅地の譲渡におけるその建設される耐火構造を有する住宅の建築費単価上限額の要件を 160 万円/3.3 m²（現行：100 万円/3.3 m²）に引き上げた上、適用停止措置の期限を 3 年延長する。

（5）特定の医療法人の法人税率の特例における承認要件のうち「自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること」との

要件について、関係法令の改正を前提に、特定外国人患者に対し請求する診療報酬の額（療養の給付並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る療養に相当する給付に係るものに限る。）にあつては、「その診療報酬の額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること」との要件とする。

（注）上記の「特定外国人患者」とは、自費患者である外国人であつて公的医療保険に加入していない者をいう。

（6）認定株式分配に係る課税の特例について、令和8年4月1日以後に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当することとし、その現物分配のうち次の要件に該当するものは、適格株式分配に該当することとする措置に見直す（所得税についても同様とする。）。

- ① その法人の株主の持株数に応じてその完全子法人の株式のみを交付するものであること。
- ② その現物分配の直後にその法人が有するその完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の20%未満となること。
- ③ 適格株式分配と同様の非支配要件、特定役員継続要件及び従業者継続要件に該当すること。
- ④ その法人及び完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものとして次の要件を満たすものであること。

イ その法人（その法人がその経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するものを含む。）のその現物分配前に行う事業のうちいずれかの事業について、その法人がその経営資源を集中させるものとして特定しており、かつ、その特定した事業がその現物分配後にその法人（その法人がその経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するもの（その完全子法人以外の法人で、その一定の關係が継続することが見込まれているものに限る。）を含む。以下同じ。）において引き続き行われることが見込まれていること。

ロ その完全子法人のその現物分配前に行う主要な事業が上記イの特定した

事業以外のものであり、かつ、その主要な事業がその現物分配後にその完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること。

ハ その法人及び完全子法人が実施する主要な事業について、その現物分配により生産性向上に関する目標の達成が見込まれること。

(7) 企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。

① 特定事業活動振興計画に係る措置の適用期限を3年延長する。

② 新産業創出等推進事業促進計画に係る措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

イ 関係法令の改正を前提に、対象となる事業に、新産業創出等推進事業に追加される新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものを加える。

ロ 上記イの事業に係る対象資産は、機械装置、建物等及び構築物とし、特別償却率は、45%（建物等及び構築物については、23%）とし、税額控除率は、14%（建物等及び構築物については、7%）とする。

(8) 企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除制度について、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。

① 特定事業活動振興計画に係る措置の適用期限を3年延長する。

② 新産業創出等推進事業促進計画に係る措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

イ 関係法令の改正を前提に、対象となる事業に、新産業創出等推進事業に追加される新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものを加える。

ロ 上記イの事業に係る対象となる雇用者は、次の者とし、税額控除率は、9%とする。

(イ) 平成23年3月11日において避難対象区域又は福島国際研究産業都市区域の区域内に所在する事業所に勤務していた者

(ロ) 平成23年3月11日において避難対象区域又は福島国際研究産業都市

区域の区域内に居住していた者

〔延長〕

- (1) 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。
- (2) 輸出事業用資産の割増償却制度の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。
- (3) 海外投資等損失準備金制度の適用期限を2年延長する。
- (4) 特定原子力施設炉心等除去準備金制度の適用期限を3年延長する。
- (5) 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置について、その適用期限を2年延長するとともに、対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置の適用期限を2年延長する。
- (6) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。
- (7) 新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却制度等の適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。

〔廃止・縮減等〕

- (1) 中小企業投資促進税制における工具の取得価額要件のうち「1台又は1基の取得価額が30万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」との要件を「1台又は1基の取得価額が40万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」とする（所得税についても同様とする。）。
- (2) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
 - ① 令和8年4月1日以後に受けた確認に係る事業実施計画に記載された特定機械装置等の特別償却率を、機械装置及び器具備品については40%（現行：45%）に、建物等及び構築物については20%（現行：23%）に、それぞれ引き下げる。
 - ② 令和8年4月1日以後に受けた確認に係る事業実施計画に記載された特定機械装置等の税額控除率を、機械装置及び器具備品については12%（現行：14%）に、建物等及び構築物については6%（現行：7%）に、それぞれ引き下げる。

- ③ 対象となる特定事業から、情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システム（電磁的記録により作成又は保存される診療の記録に関するものを含む。）の研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）を除外する。
- (3) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、対象となる特定国際戦略事業から次の事業を除外した上、その適用期限を2年延長する。
- ① 情報通信技術を活用して電気の供給を自動的に調整するシステム又は機器の研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）
- ② 希少金属の回収又はこれらに代替する物質の製造若しくは研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）
- (4) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）における工具及び器具備品の取得価額要件を40万円以上（現行：30万円以上）に引き上げる（所得税についても同様とする。）。
- (5) 特定船舶の特別償却制度について、対象船舶から、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供される外航船舶のうち海上運送法の認定事業基盤強化事業者により建造された同法の先進船舶以外のものを除外した上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。
- (6) 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度における器具備品の取得価額要件を40万円以上（現行：30万円以上）に引き上げる（所得税についても同様とする。）。
- (7) 特定都市再生建築物の割増償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。
- ① 対象となる特定都市再生緊急整備地域内において行われる都市再生事業について、「事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積のその事業区域の面積のうちに占める割合が10%以上であること」との

要件を必須とする。

- ② 対象となる民間都市再生事業計画のうち特定都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業計画（事業区域の全部又は一部が東京都の特別区の区域内にあるものに限る。）の認定要件について、複合用途開発であることとの要件の判定上、分譲住宅の開発を除外する。

(8) 倉庫用建物等の割増償却制度は、所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって廃止する（所得税についても同様とする。）。

(9) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例について、対象事業から次の事業を除外した上、その適用期限を2年延長する。

- ① 高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験その他の臨床研究若しくは高度再生医療の研究開発に関する事業又はその成果を活用して役務を提供する事業
- ② 高度医療施設等の運営に関する事業

(10) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年（一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船については、令和10年3月31日まで）延長する（所得税についても同様とする。）。

- ① 航空機騒音障害区域の内から外への買換えのうち防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の第二種区域に係る措置を除外する。
- ② 市街地再開発事業による買換えについて、買換資産が次の区域以外の区域内にある場合の課税の繰延べ割合を60%（現行：80%）に引き下げる。

イ 次の区域（その区域が都市再開発方針の策定が努力義務とされている大都市の区域に該当する場合にあっては、その大都市の区域に係る都市再開発方針に定められた二号地区の区域に該当するものに限る。）

（イ）防災街区整備方針に定められた防災再開発促進地区の区域

（ロ）特定都市再生緊急整備地域内の区域

（ハ）立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域

ロ 都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内の区域

- ③ 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、買換資産のうち、建物及びその附属設備を特定施設の用に供される建物及び

その附属設備に、構築物を特定施設に係る事業の遂行上必要なものに、それぞれ限定する。

- ④ 一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船について、譲渡資産から、その作業船に設置されている原動機の定格出力の合計が 1,500kW 以下のものを除外する。

(11) 特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例は、適用期限の到来をもって廃止する。

(12) 投資法人に係る課税の特例における再生可能エネルギー発電設備に係る措置について、対象となる再生可能エネルギー発電設備を太陽光、風力、水力又は地熱を電気に変換する設備及びその附属設備に限定した上、再生可能エネルギー発電設備の取得期限を 5 年延長する。

(13) 特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって廃止する（所得税についても同様とする。）。

(14) 特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度は、適用期限の到来をもって廃止する（所得税についても同様とする。）。

(15) 特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却制度等は、適用期限の到来をもって廃止する（所得税についても同様とする。）。

(16) 被災代替船舶の特別償却制度は、所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって廃止する（所得税についても同様とする。）。

(地方税)

〔新設〕

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、一般送配電事業者が広域系統整備計画に定める電気工作物（以下「地域間連系線」という。）の整備又は更新の実施及び維持を行う一般送配電事業者又は送電事業者が地域間連系線の整備等に必要な費用として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を 3 年間に限り講ずる。

〔延長・拡充等〕

(1) 国税〔拡充等〕(1) の見直し及び延長に伴い、特別償却制度を法人住民税及

- び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用する。
- (2) 国税〔拡充等〕(7) の見直し及び延長に伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を法人住民税に適用する。
- (3) 国税〔拡充等〕(8) の見直し及び延長に伴い、税額控除制度を法人住民税に適用する。
- (4) 国税〔延長〕(3) の延長に伴い、海外投資等損失準備金制度を法人住民税に適用する。
- (5) 国税〔延長〕(7) の延長に伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用する。
- (6) 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、発電事業者が一般送配電事業者等による託送供給により電気の供給を行う場合において当該託送供給の料金として支払うべき金額（発電側課金）に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。
- (7) 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、次の収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。
- ① 小売電気事業者が一般送配電事業者又は配電事業者から託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該電気の供給に係る収入金額のうち、当該電気の供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- ② 配電事業者が電気工作物を一般送配電事業者から譲り受けるなどして託送供給を行う場合の配電事業者又は一般送配電事業者の託送供給に係る収入金額のうち、当該電気工作物の譲り受け等に係る費用として支払うべき定期支払額に相当する収入金額
- (8) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。

〔廃止・縮減等〕

- (1) 国税〔廃止・縮減等〕(1) の見直しに伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を法人住民税に適用する。
- (2) 国税〔廃止・縮減等〕(2) の見直し及び延長に伴い、特別償却制度を法人住

民税及び法人事業税に適用する。

(3) 国税〔廃止・縮減等〕(3) の見直し及び延長に伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に適用する。

(4) 国税〔廃止・縮減等〕(4) の見直しに伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を法人住民税に適用する。

(5) 国税〔廃止・縮減等〕(13) の廃止に伴い、法人住民税及び法人事業税について、国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。

(6) 国税〔廃止・縮減等〕(14) の廃止に伴い、法人住民税について、国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。

(7) 国税〔廃止・縮減等〕(15) の廃止に伴い、法人住民税及び法人事業税について、国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。

(8) 銀行等保有株式取得機構に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置を廃止することとし、資本金等の額から、事業年度の区分に応じ次に掲げる金額をそれぞれ控除する経過措置を講ずる。

① 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度
資本金等の額に 20 分の 19 を乗じて得た金額

② 令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度
資本金等の額に 10 分の 9 を乗じて得た金額

③ 令和 10 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度
資本金等の額に 10 分の 8 を乗じて得た金額

④ 令和 11 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度
資本金等の額に 10 分の 7 を乗じて得た金額

⑤ 令和 12 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度
資本金等の額に 10 分の 6 を乗じて得た金額

⑥ 令和 13 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度
資本金等の額に 10 分の 5 を乗じて得た金額

⑦ 令和 14 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度
資本金等の額に 10 分の 4 を乗じて得た金額

⑧ 令和 15 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度
資本金等の額に 10 分の 3 を乗じて得た金額

- ⑨ 令和 16 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度
資本金等の額に 10 分の 2 を乗じて得た金額
- ⑩ 令和 17 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度
資本金等の額に 10 分の 1 を乗じて得た金額

6 その他

(国 税)

(1) 公益法人等の収益事業に係る課税について、次の見直しを行う。

① 次の事業を収益事業から除外する。

イ 脱炭素成長型経済構造移行推進機構が脱炭素成長型投資事業者排出枠の
買入れに関する業務として行う物品販売業

ロ 電気事業法の改正を前提に、広域的運営推進機関が同法に基づく次の貸
付業務として行う金銭貸付業

(イ) 一定の送電用又は変電用の電気工作物の整備等をする一般送配電事業
者又は送電事業者に対する貸付業務（広域系統整備交付金交付等業務を
除く。）

(ロ) 一定の発電等用電気工作物の整備等をする発電事業者に対する貸付業
務

② 収益事業から除外される医療保健業について、次の見直しを行う。

イ 医師会法人等がその開設する病院又は診療所において行う医療保健業の
要件のうち「その医師会法人等の受ける診療報酬又は利用料の額が、健康
保険法の規定等により算定される額以下であること」との要件について、
関係法令の改正を前提に、特定外国人患者から受ける診療報酬の額（療養
の給付並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る療養に相当す
る給付に係るものに限る。）にあっては、「その診療報酬の額が、その算定
される額に 3 を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金
を超えないものとして厚生労働大臣の証明を受けているものであること」
との要件とする。

ロ 公的医療機関に該当する病院等を設置する農業協同組合連合会が行う医
療保健業の要件について、関係法令の改正を前提に、次の見直しを行う。

(イ) 「その農業協同組合連合会が自費患者から受ける診療報酬の額が、健

健康保険法の規定等により算定される額以下であること」との要件について、特定外国人患者から受ける診療報酬の額（療養の給付並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る療養に相当する給付に係るものに限る。）にあつては、「その診療報酬の額が、その算定される額に3を乗じて得た額以下の額であつて地域における標準的な料金を超えないものであること」との要件とする。

(ロ) 特別の療養環境に係る病床の病室差額料に係る要件について、特別の療養環境に係る病床の病室差額料の平均額を1万円以下（現行：5,000円以下）に引き上げる。（再掲）

ハ 無料又は低額な料金による診療事業等を行う公益法人等が行う医療保健業の要件のうち「その公益法人等が自費患者から受ける診療報酬の額が、健康保険法の規定等により算定される額以下であること」との要件について、関係法令の改正を前提に、特定外国人患者から受ける診療報酬の額（療養の給付並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る療養に相当する給付に係るものに限る。）にあつては、「その診療報酬の額が、その算定される額に3を乗じて得た額以下の額であつて地域における標準的な料金を超えないものとして厚生労働大臣の証明を受けているものであること」との要件とする。

(注) 上記の「特定外国人患者」とは、自費患者である外国人であつて公的医療保険に加入していない者をいう。

③ 収益事業から除外される専修学校が行う技芸の教授及び学力の教授（以下「技芸の教授等」という。）について、次の見直しを行う。

イ その技芸の教授等に、専修学校の専攻科における技芸の教授等でその年平均の単位数が31単位以上であること等の要件に該当するものを加える。

ロ その技芸の教授等の要件のうち専修学校の専門課程における1年間の授業時間数に係る要件について、学校教育法等の改正による単位制への移行に伴う所要の措置を講ずる。

ハ その他所要の措置を講ずる。

(2) 寄附金の損金不算入制度について、次の見直しを行う（次の②イ（ハ）に係る見直しを除き、所得税についても同様とする。）。

- ① 専修学校の専攻科（その修業期間を通ずる単位数が 62 単位以上であるものに限る。以下同じ。）の教育の用に供される校舎等の取得等に充てるためのその専攻科を置く学校法人（準学校法人を含む。以下同じ。）に対する一定の寄附金及び専修学校の専攻科の教育の用に供される費用等に充てるための日本私立学校振興・共済事業団に対する一定の寄附金を、指定寄附金とする。
- ② 次の事項について、学校教育法等の改正による専修学校の専門課程の単位制への移行に伴う所要の措置を講ずる。
- イ 指定寄附金となる次の寄附金における専修学校の専門課程の範囲
- （イ）専修学校の一定の専門課程の教育の用に供される校舎等の取得等に充てるためのその専門課程を置く学校法人に対する寄附金
- （ロ）専修学校の一定の専門課程の教育の用に供される費用等に充てるための日本私立学校振興・共済事業団に対する寄附金
- （ハ）専修学校の一定の専門課程を置く学校法人の設立に必要な費用に充てるためのその設立を目的とする法人に対する寄附金
- ロ 特定公益増進法人となる一定の専門課程による教育を行う専修学校の設置を主たる目的とする学校法人におけるその対象となる専修学校の専門課程の範囲
- ③ 指定寄附金となる学校等の教育に必要な費用等に充てるための日本私立学校振興・共済事業団に対する寄附金について、その寄附金の受入れの実績が一定の基準以上であること等の要件を満たす学校法人にあってはその受入れに係る一定の書類の作成を不要とする等の当該寄附金に係る手続の簡素化を行う。
- ④ その他所要の措置を講ずる。
- (3) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金で地熱ポテンシャル高度利活用技術開発（仮称）等に係るものを加える（所得税についても同様とする。）。)
- (4) 企業再生に関する税制について、次の措置を講ずる（次の①の措置は、所得税についても同様とする。）。)

- ① 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金制度について、貸倒引当金の繰入事由に金銭債権に係る債務者について生じた円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律の規定による権利変更決議に基づいてその弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることを加え、その場合の繰入限度額をその金銭債権の額のうち5年以内に弁済されることとなっている金額以外の金額とする。
- ② 欠損金の繰越控除制度について、控除限度額がその繰越控除前の所得の金額となる事実により円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律の規定により権利変更決議が効力を生じたことを加える。
- ③ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額、地方法人税額及び防衛特別法人税額の還付の特例について、還付請求の対象となる事実により円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律の規定により権利変更決議が効力を生じたことを加える。
- (5) 社会医療法人制度における認定要件のうち「自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること」との要件について、特定外国人患者に対し請求する診療報酬の額（療養の給付並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る療養に相当する給付に係るものに限る。）にあつては、関係法令の改正により「その診療報酬の額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること」との要件とする見直しが行われた後も、その見直し後の社会医療法人を引き続き公益法人等（法人税法別表第二）とする。
- （注）上記の「特定外国人患者」とは、自費患者である外国人であつて公的医療保険に加入していない者をいう。
- (6) 社会福祉法の改正を前提に、社会福祉法人の解散時における残余財産の帰属先として認められるものの範囲の見直し後も、社会福祉法人を引き続き公益法人等（法人税法別表第二）とする。
- (7) 農林中央金庫法の改正を前提に、農林中央金庫の本来業務の範囲の見直し後も、農林中央金庫を引き続き協同組合等（法人税法別表第三）とする。

(地方税)

- (1) 学校教育法の改正により専修学校に専攻科が設置された後も、専修学校について、収益事業を行わない場合には、引き続き法人住民税及び法人事業税を非課税とする措置を講ずる。
- (2) 社会福祉法の改正を前提に、社会福祉法人の解散時における残余財産の帰属先として認められるものの範囲の見直しを行った後も、見直し後の社会福祉法人について、収益事業を行わない場合には、引き続き法人住民税及び法人事業税を非課税とする措置を講ずる。
- (3) 電気事業法の改正を前提に、独立行政法人製品評価技術基盤機構が行う業務に、事業用電気工作物の製造業者等に対する立入検査が追加された後も、引き続き法人住民税の非課税独立行政法人とする（非課税独立行政法人の規定があるその他の全ての税目についても同様とする。）。
- (4) 国税における諸制度の取扱い等を踏まえ、その他所要の措置を講ずる。

四 消費課税

1 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し

(国 税)

(1) 課税の対象の見直し

- ① 通信販売の方法により国内以外の地域から国内に宛てて発送される資産（一の資産の対価の額が1万円（税抜き）以下であるものに限る。）の譲渡（以下「特定少額資産の譲渡」（仮称）という。）について、資産の譲渡等に係る消費税の課税の対象とする。

（注）簡易課税制度における仕入控除税額の計算の基礎となる課税資産の譲渡等の範囲から特定少額資産の譲渡に該当するものを除外する。

- ② 下記（3）①の登録を受けた事業者（以下「特定少額資産販売事業者」（仮称）という。）が行った特定少額資産の譲渡に係る課税貨物（次に掲げる事項がその課税貨物の輸入申告書等に付記されているものに限る。）の保税地域からの引取りについては、輸入に係る消費税が課税されないための措置を講ずる。

イ その課税貨物に係る特定少額資産の譲渡を行った特定少額資産販売事業者の登録番号

ロ その課税貨物が特定少額資産の譲渡に係るものである旨

（注）特定少額資産の譲渡に係る課税貨物が郵便物として輸入される場合には、上記の輸入申告書等に代えて、郵便に関する条約に基づき、差出人がその課税貨物に貼り付け、又は添付した税関告知書に上記イ及びロに掲げる事項が付記されているものを上記の措置の対象とする。

- ③ 事業者（免税事業者を除く。）が特定少額資産の譲渡を行った場合において、その特定少額資産の譲渡に係る課税貨物に輸入に係る消費税が課されたときは、その課税貨物に係る輸入許可書等の保存を要件として、その課税期間における課税標準額に対する消費税額からその特定少額資産の譲渡に係る消費税額を控除する。

(2) 物品販売に係るプラットフォーム課税の導入

- ① デジタルプラットフォームを介して行う次に掲げる資産の譲渡のうち、下記②の指定を受けたプラットフォーム事業者（以下「第2種プラットフォーム

ム事業者」（仮称）という。）を介してその対価を収受するものについては、第2種プラットフォーム事業者が行ったものとみなす。

イ 国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含むものとし、特定少額資産の譲渡に該当するものを除く。）

ロ 事業者が行う特定少額資産の譲渡

（注）上記の見直しに伴い、電気通信利用役務の提供に係る特定プラットフォーム事業者の名称を「第1種プラットフォーム事業者」（仮称）とする。

② プラットフォーム事業者のその課税期間において上記①イ及びロに掲げる資産の譲渡に係る対価の額の合計額が50億円（税込み）を超える場合には、そのプラットフォーム事業者が国税庁長官への届出義務を課すとともに、国税庁長官はそのプラットフォーム事業者を第2種プラットフォーム事業者として指定する。

③ 第2種プラットフォーム事業者は、上記①イの国外事業者が国内において行った課税仕入れ及びその国外事業者が行った課税貨物の保税地域からの引取りのうち、プラットフォーム課税の適用を受ける上記①イに掲げる資産の譲渡にのみ要するものを、あらかじめその国外事業者の承諾を得て、その第2種プラットフォーム事業者が行ったものとみなして、仕入税額控除を適用することができる。

（注）上記の適用を受ける場合には、確定申告書に添付することとされている明細書に上記の仕入税額控除の明細を記載するものとする。

（3）特定少額資産販売事業者登録制度の創設

① 特定少額資産販売事業者の登録

「特定少額資産販売事業者」とは、特定少額資産の譲渡を行う事業者（免税事業者を除く。）であって、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出し、税務署長の登録を受けた事業者をいう。

（注）特定国外事業者（事務所、事業所等を国内に有しない国外事業者をいう。）が上記の登録を受ける場合にあっては、消費税に関する税務代理人があること等を要件に加える。

② 特定少額資産販売事業者の登録の取消し

特定少額資産販売事業者が、登録の取消しを求める届出書を納税地を所轄

する税務署長に提出した場合には、その登録を取り消すことができる。

③ 事業者免税点制度との適用関係

上記①の登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、上記②の登録の取消しを求める届出書の提出が行われない限り、事業者免税点制度は、適用しない。

④ 特定少額資産販売事業者の義務

特定少額資産販売事業者は、特定少額資産の譲渡を行った場合には、その発送に係る仕入書等に次に掲げる事項を記載し、かつ、その特定少額資産の譲渡に係る資産を輸入しようとする者又はその者の関税法の規定に基づく輸入の申告を代理する通関業者に対し、これらの事項を通知しなければならない。

イ その特定少額資産販売事業者の登録番号

ロ その特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨

⑤ 特定少額資産の譲渡に係る仕入書等類似書類の交付等の禁止

イ 特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資産について、特定少額資産販売事業者により特定少額資産の譲渡として行われたものであると誤認されるおそれのある仕入書等をその資産を輸入しようとする者及びその者の関税法の規定に基づく輸入の申告を代理する通関業者（以下「輸入者等」という。）に交付し、又は上記④イに掲げる登録番号若しくはその登録番号と誤認されるおそれのある番号及び上記④ロに掲げる事項を輸入者等に通知すること（以下「輸入者等への交付等」という。）を禁止する。

ロ 上記イの輸入者等への交付等に関する調査に係る質問検査権の規定を整備する。

(4) 所要の経過措置

① 事業者免税点制度に係る特例

基準期間の初日が令和 10 年 4 月 1 日前であるときは、その基準期間の初日から上記（1）の見直しが行われていたものとし、かつ、下記②の特例によりプラットフォーム課税の適用があるものとして事業者免税点制度の規定を適用する。ただし、その基準期間の初日からその見直し等が行われていた

ものとして課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、令和 9 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間においてその見直し等が行われていたものとして計算した課税売上高に 4 を乗じて計算した金額によることを認めるほか、所要の経過措置を講ずる。

② 物品販売に係るプラットフォーム課税に係る特例

イ 令和 9 年 1 月 1 日からこの制度の見直しが行われていたものとして、同日から同年 3 月 31 日までの期間におけるプラットフォーム課税の対象となるべき上記 (2) ①イ及びロに掲げる資産の譲渡に係る対価の額の合計額に 4 を乗じて計算した金額が 50 億円（税込み）を超える場合には、そのプラットフォーム事業者が国税庁長官への届出義務を課すとともに、国税庁長官はそのプラットフォーム事業者を第 2 種プラットフォーム事業者として指定する。

(注) 上記の指定の効力は、令和 10 年 4 月 1 日に生ずることとする。

ロ 第 2 種プラットフォーム事業者の指定制度に係る手続について、所要の経過措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和 9 年 4 月 1 日から適用する。

③ 特定少額資産販売事業者の登録に係る特例

特定少額資産販売事業者の登録については、令和 9 年 10 月 1 日からその申請を受け付けることとする。

(5) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、(4) ②及び③を除き、令和 10 年 4 月 1 日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。

(地方税)

消費税における国境を越えた電子商取引に係る課税の見直しに伴い、地方消費税について所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和 10 年 4 月 1 日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。

2 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

(1) 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置

- ① 個人事業者である適格請求書発行事業者の令和 9 年及び令和 10 年に含まれる各課税期間（免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限る。）については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に 7 割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の 3 割とすることができることとする。
- ② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。
- ③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を認める。

(注) 現行の適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受けた適格請求書発行事業者についても上記と同様の措置を講ずることとし、令和 8 年 10 月 1 日以後に終了する課税期間から本措置を適用できることとする。

(2) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

- ① 本経過措置における控除可能割合について、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。
 - イ 令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで 70%
 - ロ 令和 10 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで 50%
 - ハ 令和 12 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで 30%
- ② 一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で 1 億円（現行：10 億円）を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。

(注) 上記の改正は、令和 8 年 10 月 1 日以後に開始する課税期間から適用す

る。

3 自動車関係諸税の見直し

(国 税)

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」）について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

(1) 乗用自動車

- ① 自動車重量税を免除し、又は税率を50%若しくは25%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和8年5月1日以後	令和9年5月1日以後
令和12年度燃費基準を達成しているもの （令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの （令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）	同左
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であるもの （令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの （令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）	同左
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が80%以上であるもの （令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）	現行と同じ。	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が85%以上であるもの （令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）

- ② 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ない揮発油自動車若しくは石油ガス自動車

又は平成 30 年排出ガス規制に適合する軽油自動車のうち、令和 12 年度燃費基準を達成しているもの（令和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る。）について、新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を 75%軽減する。

- ③ 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物の排出量が少ない揮発油自動車若しくは石油ガス自動車又は平成 30 年排出ガス規制に適合する軽油自動車のうち、令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 80%以上であるもの（令和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る。）で、令和 9 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までの間に自動車検査証の交付等を受けるものについては、当該自動車検査証の交付等の際に納付すべき自動車重量税について本則税率を適用する経過措置を講ずる。

(2) トラック（車両総重量が 2.5 t 以下の揮発油自動車に限る。）

平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車について、自動車重量税を免除し、又は税率を 75%、50%若しくは 25%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和 8 年 5 月 1 日以後
令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 115%以上であるもの
令和 4 年度燃費基準を達成しているもの	令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 110%以上であるもの
令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 95%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの
令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 90%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準を達成しているもの

(3) バス（車両総重量が 3.5 t 以下の揮発油自動車及び軽油自動車に限る。）

- ① 揮発油自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの及び軽油自動車のうち平成 30 年排出ガス規制に適合するものに係る本措置の適用につ

いては、次のとおりとする。

イ 自動車重量税を免除し、又は税率を 75%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和 8 年 5 月 1 日以後
令和 2 年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 75%以上であるもの
令和 2 年度燃費基準を達成しているもの	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 70%以上であるもの

ロ 令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 65%以上である自動車について、新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を 50%軽減する。

② 揮発油自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 25%以上窒素酸化物の排出量が少ないものに係る本措置の適用については、次のとおりとする。

イ 本措置の適用対象となる自動車の範囲から、現行、自動車重量税を免除する自動車を除外する。

ロ 税率を 75%又は 50%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和 8 年 5 月 1 日以後
令和 2 年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 75%以上であるもの
令和 2 年度燃費基準を達成しているもの	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 70%以上であるもの

ハ 令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 65%以上である自動車について、新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を 25%軽減する。

(4) トラック（車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下の揮発油自動車及び軽油自動車に限る。）

① 揮発油自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年

排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの及び軽油自動車のうち平成 30 年排出ガス規制に適合するものについて、自動車重量税を免除し、又は税率を 75%若しくは 50%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和 8 年 5 月 1 日以後
令和 4 年度燃費基準を達成しているもの	令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの
令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 95%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準を達成しているもの
令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 90%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 95%以上であるもの

- ② 揮発油自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 25%以上窒素酸化物の排出量が少ないものに係る本措置の適用については、次のとおりとする。

イ 税率を 75%又は 50%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和 8 年 5 月 1 日以後
令和 4 年度燃費基準を達成しているもの	令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの
令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 95%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準を達成しているもの

ロ 本措置の適用対象となる自動車の範囲から、現行、税率を 25%軽減する自動車を除外する。

- (5) バス・トラック（車両総重量が 3.5 t を超えるものに限る。）

自動車重量税を免除し、又は税率を 50%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和 8 年 5 月 1 日以後
令和 7 年度燃費基準を達成しているもの	令和 7 年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの

令和 7 年度燃費基準に対する達成の程度が 95%以上であるもの	令和 7 年度燃費基準を達成しているもの
----------------------------------	----------------------

(6) その他所要の措置を講ずる。

(地方税)

(1) 環境性能割の廃止

自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割は、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。これに伴い、現行の自動車税種別割を自動車税とし、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とするなど、所要の措置を講ずる。

同日までの自動車の取得に対して課する自動車税環境性能割及び同日までの軽自動車の取得に対して課する軽自動車税環境性能割については、なお従前の例によるなど、所要の措置を講ずる。

環境性能割の廃止に伴う地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する旨を令和 8 年度地方税法改正法案において規定する。

(2) グリーン化特例の延長

自動車税及び軽自動車税において講じている燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（いわゆる「グリーン化特例」）について、次の措置を講ずる。

① 自動車税のグリーン化特例（軽課）

電気自動車、天然ガス自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を 2 年延長する。

② 自動車税のグリーン化特例（重課）

現行のグリーン化特例（重課）の適用期限を 2 年延長する。

③ 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）

電気軽自動車及び天然ガス軽自動車について、現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を 2 年延長する。

(3) 軽油引取税の当分の間税率の廃止

軽油引取税の当分の間税率を令和 8 年 4 月 1 日に廃止するほか、所要の措置を講ずる。

4 国際観光旅客税の税率引上げ

国際観光旅客税について、税率を出国 1 回につき 3,000 円（現行：1,000 円）に引き上げる。

（注）上記の改正は、令和 8 年 7 月 1 日以後の出国について適用する。ただし、同日前に締結された一定の運送契約に基づく同日以後の出国については、現行の税率（1,000 円）とする。

5 租税特別措置等

（国 税）

〔延長〕

- （1）入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を 1 年延長する。
- （2）特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置の適用期限を 3 年延長する。
- （3）特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付措置の適用期限を 3 年延長する。
- （4）公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の適用期限を 3 年延長する。
- （5）側方衝突警報装置等を装備した貨物自動車等に係る自動車重量税率の特例措置の適用期限を令和 10 年 8 月 31 日まで延長する。

（地方税）

〔拡充〕

船舶の動力源に供する軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束に基づき、当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため行う当該軽油の譲渡に係る軽油引取税の課税免除の特例について、次の措置を講ずる。

- （1）日比物品役務相互提供協定の締結を前提に、同協定に基づきフィリピンの軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合を対象に加える。
- （2）日蘭物品役務相互提供協定の締結を前提に、同協定に基づきオランダ王国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合を対象に加える。
- （3）日新物品役務相互提供協定の締結を前提に、同協定に基づきニュージーランド国防軍の船舶の動力源に供するため譲渡する場合を対象に加える。

6 その他

(国 税)

(1) 暗号資産に係る課税関係の見直し

金融商品取引法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。

- ① 暗号資産の譲渡を有価証券に類するもの（現行：支払手段に類するもの）の譲渡として、引き続き消費税を非課税とする。
- ② 消費税の課税売上割合の計算上、暗号資産の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入する。
- ③ 暗号資産の貸付けについて消費税を非課税とするほか、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用する。

(2) 一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除を認める再生資源等に係る特例の対象から盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に規定する特定金属くずを除外するとともに、同法に基づき特定金属くず買受業の届出を行っている事業者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産（消耗品を除く。）として買い受ける特定金属くずについて、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除を認める特例の対象に加えるほか、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行の日から起算して3月を経過する日の翌日以後に行う課税仕入れについて適用する。

(3) 消費税に係る貸倒れの範囲に円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律の規定による権利変更決議に基づいて債権の切捨てがあったことを加える。

(4) 輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けのうち、その輸出取引の代金を現金等により受領したものについて、消費税の輸出免税の適用を受ける場合には、輸出したことを証明する書類として、現行の証明書類に加えて、輸入国における輸入許可書等（その電磁的記録を含む。）を保存しなければならないこととする。

(注) 上記の改正は、令和 8 年 10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等について適用する。

(5) 非居住者に対して行う国内に所在する不動産に係る役務の提供等について、消費税の輸出免税の適用対象から除外するほか、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和 8 年 10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等について適用する。ただし、同年 3 月 31 日までに締結した契約に基づき同年 10 月 1 日以後に資産の譲渡等を行った場合には、適用しない。

(6) 金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている本人確認書類の範囲に、特定在留カード等を加える。

(7) 社会福祉法の改正を前提に、社会福祉法人の解散時における残余財産の帰属先として認められるものの範囲の見直し後も、社会福祉法人を引き続き消費税法別表第三法人とする。

(8) 関係法令の改正を前提に、改正後の社会医療法人について、引き続き消費税法別表第三法人とする。

(9) 更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律による改正後の更生保護事業法に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等について、引き続き消費税を非課税とする。

(10) 介護保険法等の改正を前提に、同法の規定に基づく居宅サービス等について、引き続き消費税を非課税とする。

(11) 学校教育法の改正により創設される専修学校の専攻科に係る授業料、入学金等について、消費税を非課税とする。

(12) 新たなワクチン追加後の予防接種法の健康被害救済給付に係る医療について、所要の法令改正を前提に、引き続き消費税を非課税とする。

五 国際課税

1 グローバル・ミニマム課税への対応

(国 税)

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、次の見直しを行う。

(1) 移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合における調整後対象租税額の計算については、次に掲げる繰延税金資産又は繰延税金負債はないものとする。

① 国又は地方公共団体との間で締結された税額控除等に係る取決め（その税額控除等の額に係る繰延税金資産を増加させるために令和3年12月1日以後に締結されたものに限る。）があることその他これに準ずる事由により生じた繰延税金資産

② 法人税に相当する税に関するわが国以外の国又は地域における法令（令和3年12月1日から移行対象会計年度開始の日の前日までの間に制定されたものに限る。）において、資産又は負債の金額が時価により評価されることにより計上された繰延税金資産又は繰延税金負債

(2) その他所要の措置を講ずる。

(地方税)

法人住民税について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の見直しに関する国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。

2 外国子会社合算税制等の見直し

(国 税)

内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（いわゆる「外国子会社合算税制」）等について、次の見直しを行う。

(1) 解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に係る特例の創設

① 外国関係会社が清算部分対象外国関係会社（解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前2年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係会社に該当していたものをいう。(1)において同じ。）又は清算外国金融子会社等（解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融子会社等に該当していたものをいう。(1)において同じ。）

に該当する場合には、その解散により最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度終了の日から原則として同日以後3年を経過した日までの期間内の日を含む事業年度（(1)において「特例清算事業年度」という。）については、清算部分対象外国関係会社は部分対象外国関係会社と、清算外国金融子会社等は外国金融子会社等とそれぞれみなして、外国子会社合算税制を適用する。

② 外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算課税の対象所得である異常所得の金額の計算において控除することとされる金額の計算の基礎となる総資産の額、人件費の額及び減価償却累計額は、その解散により最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度の前事業年度に係るこれらの金額とする。

③ 外国関係会社が清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算課税の対象所得である異常な水準にある資本に係る所得の金額はないものとして金融子会社等部分適用対象金額の計算を行う。

④ 国税当局の当該職員が内国法人にその外国関係会社が清算部分対象外国関係会社若しくは清算外国金融子会社等のいずれかに該当すること又はその外国関係会社の事業年度が特例清算事業年度に該当することを明らかにする書類等の提出等を求めた場合において、期限までにその提出等がないときは、上記①の適用については、その外国関係会社は清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に、その事業年度は特例清算事業年度に、それぞれ該当しないものと推定する。

⑤ 現行の解散した外国金融子会社等に係る特例を廃止する。

(2) ペーパー・カンパニー特例に係る資産割合要件について、外国関係会社の事業年度終了の時点における貸借対照表に計上されている総資産の額が零である場合には、その外国関係会社に係るその事業年度に係る資産割合要件の判定を不要とする。

(3) 外国関係会社の本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に最高税率を用いて租税負担割合を計算することができる特例について、

その最高税率が適用されることが通常見込まれないこと、その最高税率が適用される所得の額の区分が適用される所得の金額が極めて限定されていることその他の事情により本特例を適用することが著しく不適當であると認められる場合には、本特例を適用できないこととする。

- (4) 居住者に係る外国子会社合算税制及び特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記 (1) から (3) までと同様の見直しを行う。

(注) 上記の改正は、外国関係会社の令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用する。

(地方税)

個人住民税、法人住民税及び事業税について、内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（いわゆる「外国子会社合算税制」）等の見直しに関する国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。

3 その他

(国 税)

- (1) 外国組合員に対する課税の特例について、次の措置を講ずる。

① 本特例の適用要件について、次の見直しを行う。

イ 投資組合財産に対する持分割合が 25%未満であることとの要件について、投資組合の有限責任組合員等から構成される一定の委員会を設置する投資組合の有限責任組合員の持分割合を 50%未満に引き上げる。

ロ 投資組合事業に係る業務の執行等を行わないこととの要件について、その業務の執行の承認等から除外される行為の範囲を、利益相反取引の承認等（現行：その業務の執行を行う者の自己取引等の承認等）とする。

ハ 投資組合事業に係る恒久的施設帰属所得以外の恒久的施設帰属所得を有しないこととの要件を廃止する。

② 上記①の改正に伴い、特例適用申告書等の記載事項の見直しを行うほか、所要の措置を講ずる。

- (2) 非居住者のカジノ行為の勝金に係る一時所得の非課税措置の適用時期について、特定複合観光施設区域の整備に関する計画の認定状況等を踏まえた所要の措置を講ずる。

(3) 特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置の適用期限を３年延長する。

(4) 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度について、資金移動業者に関する内閣府令の改正を前提に、特定取引の範囲から履行保証金弁済信託契約の締結を除外する。

(地方税)

個人住民税、法人住民税及び事業税について、国税における諸制度の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。

六 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

1 防衛特別所得税（仮称）の創設

(1) 納税義務者

- ① 所得税の納税義務者は、基準所得税額につき、防衛特別所得税を納める義務がある。
- ② 所得税の源泉徴収義務者は、その源泉徴収に係る所得税の額につき、防衛特別所得税を徴収し、納付する義務がある。

(2) 税額の計算

- ① 防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に 1 % の税率を乗じて計算した金額とする。
- ② 防衛特別所得税の課税期間は令和 9 年以後の当分の間とする。
- ③ 基準所得税額の計算その他上記①及び②以外の税額の計算については、復興特別所得税と同様とする。

(3) その他

- ① 申告、納付等、源泉徴収等、質問検査権及び罰則等については、復興特別所得税と同様とする。
- ② その他所要の措置を講ずる。

2 復興特別所得税の改正

- (1) 復興特別所得税の税率を 1.1%（現行：2.1%）に引き下げる。
- (2) 復興特別所得税の課税期間を令和 29 年まで（現行：令和 19 年まで）の間とする。
- (3) その他所要の措置を講ずる。

（注 1）上記（1）の改正は、令和 9 年分以後の所得税等について適用する。

（注 2）令和 8 年度税制改正後も、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き責任を持って確保する。

七 納税環境整備

1 国税犯則調査手続等の見直し

(国 税)

(1) 国税犯則調査手続について、次の見直しを行う。

① 電磁的記録に係る証拠収集手続の整備

イ 当該職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、裁判官があらかじめ発する許可状により、電磁的記録を保管する者又は電磁的記録を利用する権限を有する者に対して、次に掲げる方法（電磁的記録を利用する権限を有する者に対しては、電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。）により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令（以下「電磁的記録提供命令」という。）をすることができることとする。

(イ) 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させてその記録媒体を提出させる方法

(ロ) 電気通信回線を通じて電磁的記録をその命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

ロ 当該職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、その電磁的記録提供命令を受ける者に対し、1年を超えない期間を定めて、みだりに電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨を命ずることができることとする。この場合において、その必要がなくなったときは、自ら又はその命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならないこととする。

ハ 上記イ又はロの命令について、命令違反に対する罰則を設ける。法定刑は、1年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金とする。

ニ 当該職員は、電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的記録について、内容を確認するための措置をとることその他必要な処分をすることができることとする。

ホ 当該職員は、電磁的記録提供命令の許可状の提示をするため必要があるときは、裁判官の許可を受けて、人の住居等に入ることができることとするとともに、次に掲げる処分その他必要な処分をすることができることとする。

- (イ) 錠を外すこと。
- (ロ) 何人に対しても、当該職員の許可を受けないでその提示をする場所に出入りすることを禁止すること。
- (ハ) 上記(ロ)の処分に従わない者について、これを退去させ、又はその提示が終わるまでこれに看守者を付すること。
- ヘ 当該職員は、電磁的記録提供命令をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならないこととする。
- ト 当該職員は、電磁的記録提供命令をするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができることとする。
- チ 電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体の還付手続及びその記録媒体を還付することができない場合の手続を整備する。
- リ 電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は移転させた電磁的記録について、その記録媒体の交付又はその電磁的記録の複写の手続を整備する。
- ヌ 当該職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的記録についての鑑定を嘱託することができることとし、鑑定の嘱託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、鑑定に係る物件を破壊することができることとする。
- ル 通告処分により納付すべき金額等の範囲に、電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体の運搬及び保管に要した費用を加える。
- ヲ 国税局長等は、間接国税に関する犯則事件を調査し、犯則の心証を得ない場合において、電磁的記録提供命令があるときは、その解除を命じなければならないこととする。
- ワ その他国税犯則調査の電磁的記録提供命令をする場合における通信履歴の電磁的記録の保全要請、目録の提供、夜間の許可状の提示の制限、調書の作成手続等の具体的な手続について、所要の整備を行う。
- カ 記録命令付差押えを廃止する。

② 許可状等の電子化

- イ 許可状について、書面によるほか、電磁的記録によることができること

とするとともに、許可状が電磁的記録による場合には、裁判官により記名押印に代わる措置がとられたものでなければならないこととするほか、記載事項及び処分を受ける者に対する表示等について所要の整備を行う。

ロ 通信履歴の電磁的記録の保全要請について、書面により又は電磁的記録により求めることができることとする。

ハ 領置目録等について、書面又は電磁的記録をもって作成し、領置物件の所有者等に提供しなければならないこととする。ただし、電磁的記録をもって作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができないこととする。

ニ 搜索証明書について、書面によるほか、電磁的記録をもって作成するものを提供することができることとする。ただし、電磁的記録をもって作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができないこととする。

ホ 質問等に係る調書について、書面によるほか、電磁的記録をもって作成することができることとするとともに、その調書が電磁的記録をもって作成されたものである場合には、当該職員等により署名押印に代わる措置がとられたものでなければならないこととするほか、質問を受けた者又は立会人に対する表示について所要の整備を行う。

③ 検察官への引継手続の整備

イ 犯則事件の告発について、書面により又は一定の電磁的方法により行うこととする。

ロ 電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的記録があるときは、その電磁的記録提供命令に係る調書を添えて、その記録媒体又は電磁的記録に係る目録とともに検察官に引き継がなければならないこととする。

ハ 上記ロの記録媒体又は電磁的記録が検察官に引き継がれたときは、その記録媒体は検察官によって押収され、又はその電磁的記録は検察官の電磁的記録提供命令により提供されたものと、それぞれみなすこととする。

(2) 国税犯則調査手続等の見直しに伴い、次の措置を講ずる。

① 保全差押えの要件の見直し

保全差押えの要件について、電磁的記録提供命令を受けた場合（記録命令付差押えを受けた場合は廃止）を加える。

- ② 租税条約等の相手国等への情報提供のための調査手続に関する規定の整備
租税条約等の相手国等から犯則事件の調査に必要な情報の提供要請があった場合における租税条約等の相手国等への情報提供のための調査手続についても、同趣旨の見直しを行う。

- ③ その他所要の措置を講ずる。

(3) 上記のほか、刑事手続のデジタル化との一体性に配慮しつつ、国税犯則調査手続のデジタル化に対応するための措置を講ずる。

(注1) 上記の改正は、令和9年10月1日から施行するとともに、所要の経過措置を講ずる。

(注2) 電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の領置若しくは差押えをするに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り犯則事件等と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならないこととする。

2 その他

(国 税)

(1) 特定電子移転財産権の徴収手続の整備

- ① 特定電子移転財産権の差押えは、特定電子移転財産権を徴収職員の管理に移す方法により行うこととする。ただし、その方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。）であってこれを他の者の管理に移すことができるものに命じて、特定電子移転財産権を徴収職員の管理に移させる方法により行うことができることとする。
- ② 上記①の差押えの効力は、特定電子移転財産権が徴収職員の管理に移され、又は上記①の命令の告知がされた時に生ずることとする。
- ③ 上記①の命令について、命令違反に対する罰則を設ける。法定刑は、3年以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金とする。
- ④ 徴収職員は、特定電子移転財産権の差押えを解除したときは、滞納者の管

理に移さなければならないこととする。

- ⑤ 税務署長は、換価した特定電子移転財産権の買受人が買受代金を納付したときは、その特定電子移転財産権を買受人の管理に移さなければならないこととする。

- ⑥ その他所要の措置を講ずる。

(注1) 上記の改正は、令和9年4月1日から施行する。

(注2) 上記の「特定電子移転財産権」とは、第三債務者等がない無体財産権等に係る権利（権利の移転について登記等を要するものを除く。）であって電子情報処理組織を用いて移転するものをいう。

(注3) 租税条約等の相手国等の要請に基づき徴収共助を実施する場合の共助対象外国租税の徴収手続について、上記と同趣旨の見直しを行う。

(注4) 上記の改正に伴い、随意契約による売却の対象となる取引所の相場がある財産の範囲を明確化する運用上の対応を行う。

(2) 差押えに係る不動産の売却価額等に相当する額の国税の納付による差押解除手続の整備

差押えに係る不動産が売却され、かつ、その不動産の差押えの解除について滞納者から申出があった場合において、次のいずれにも該当するときは、その差押えを解除することができることとする。

- ① その不動産の売却価額（その売却価額がその申出があった時におけるその不動産の時価に相当するものとして一定の価額を下回る場合にあっては、その一定の価額）からその差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を控除した残額に相当する額の国税の納付があったとき。

- ② 国税の徴収上支障がないと認められるとき。

(注1) 上記の改正は、令和9年4月1日から施行する。

(注2) 上記の申出をしようとする滞納者は、差押えに係る不動産の名称、数量、性質及び所在並びに差押えに係る不動産の売却価額等を記載した申出書に次に掲げる書類を添付した上で国税局長、税務署長又は税関長に提出しなければならないこととする。

イ 差押えに係る不動産の売却を証する書類

ロ 差押えに係る不動産の鑑定評価書その他これに類する書類

ハ 差押えに係る不動産の登記事項証明書

(注 3) 上記①の「一定の価額」とは、上記(注 2) ロに掲げる書類を基に国税局長、税務署長又は税関長が算定した価額とする。

(注 4) 租税条約等の相手国等の要請に基づき徴収共助を実施する場合の共助対象外国租税の徴収手続について、上記と同趣旨の見直しを行う。

(3) 給料等の差押禁止額の見直し

給料等の差押禁止額のうち最低生活費に相当する金額について、滞納者の給料等の支給の基礎となった期間 1 月ごとに 10 万 7 千円（現行：10 万円）（滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族があるときは、これらの者一人につき 4 万 8 千円（現行：4 万 5 千円）を加算した金額）とする。

(4) 船荷証券等の電子化に伴う整備

商法の改正を前提に、電子船荷証券記録、電子倉荷証券記録又は電子複合運送証券記録上の権利を目的とする質権について、船荷証券、倉荷証券又は複合運送証券を目的とする質権と同様に、法定納期限等以前に設定された事実を証明する手続を整備するほか、所要の措置を講ずる。

(5) 学資支給金に係る国税の滞納処分による差押禁止措置の整備

学校教育法の改正に伴う改正後の独立行政法人日本学生支援機構法の学資支給金については、引き続き国税の滞納処分による差押えを禁止することとする。

(6) 生活保護法の保護金品等に係る国税の滞納処分による差押禁止措置等の整備

平成 25 年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決（令和 7 年 6 月 27 日）への対応として支給されることとなる生活保護法の保護金品等については、国税の滞納処分による差押えをしないこととする。

(地方税)

(1) ダイレクト納付の利便性の向上

eLTAX により行われる期限内申告等と併せてダイレクト納付の手続が法定納期限当日に行われた場合（その税額が 1 億円以下である場合に限る。）において、法定納期限の翌取引日にその納付又は納入がされたときは、法定納期限当日に納付又は納入があったものとみなして、延滞金に関する規定を適用する。

(注) 上記の改正は、令和 10 年 4 月 1 日以後に行うダイレクト納付の手続について適用する。

(2) 国税・地方税の情報連携の拡充

国税・地方税当局間での情報連携について、個人住民税・固定資産税・自動車税・軽自動車税・滞納情報に関するオンラインでの照会を可能とするとともに、行政機関間の通知の対象に、固定資産税の償却資産に係る配分通知等を追加する。

(注) 上記の改正は、オンライン照会機能については令和9年5月1日から、団体間回送手続の対象追加については令和9年9月1日から施行する。

(3) 個人住民税における配当課税に係る所要の措置

納税義務者が自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が3%以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等について、引き続き総合課税の対象とした上で、道府県民税配当割の対象とする等の所要の措置を講ずる。

(4) 個人住民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措置

公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、所得税における扶養親族等申告書の提出義務がない公的年金等受給者のうち、一定の者は申告することとする等の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和9年1月1日以後に支払われる公的年金等について適用する。

(5) 所得税の基礎控除の額の引上げに伴う個人住民税における所要の措置

住宅の取得等をして令和7年12月31日までに居住の用に供した場合の住宅借入金等に係る個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の控除限度額及び都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除の特例控除額について、所得税の基礎控除の額の引上げに伴い、所要の措置を講ずる。また、住宅借入金等特別税額控除の控除限度額に係る上記の措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

(6) 個人住民税における退職所得の特別徴収票に係る所要の措置

個人住民税における退職所得の特別徴収票について、eLTAXによる簡便な提出方法が整備されるまでの間、市町村長への提出を省略可能とする措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和 8 年 1 月 1 日以後に支払うべき退職所得の特別徴収票について適用する。

(7) 大規模災害時における森林環境税の免除手続に係る所要の措置

森林環境税の免除について、納税義務者が特定非常災害の指定を受けた災害により、災害に係る免除要件のいずれかに該当することが明らかであるときは、納税義務者からの免除に係る申請書の提出がなくても、市町村長が免除することを可能とする所要の措置を講ずる。

(8) 地方税犯則調査手続等の見直し

① 地方税犯則調査手続について、次の見直しを行う。

イ 電磁的記録に係る証拠収集手続の整備

(イ) 当該徴税吏員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、裁判官があらかじめ発する許可状により、電磁的記録を保管する者又は電磁的記録を利用する権限を有する者に対して、次に掲げる方法（電磁的記録を利用する権限を有する者に対しては、電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。）により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令（以下「電磁的記録提供命令」という。）をすることができることとする。

a 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させてその記録媒体を提出させる方法

b 電気通信回線を通じて電磁的記録をその命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

(ロ) 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、その電磁的記録提供命令を受ける者に対し、1 年を超えない期間を定めて、みだりに電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨を命ずることができることとする。この場合において、その必要がなくなったときは、自ら又はその命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならないこととする。

(ハ) 上記（イ）又は（ロ）の命令について、命令違反に対する罰則を設ける。法定刑は、1 年以下の拘禁刑又は 300 万円以下の罰金とする。

(ニ) 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は

提供させた電磁的記録について、内容を確認するための措置をとること
その他必要な処分をすることができることとする。

(ホ) 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令の許可状の提示をするため必要
があるときは、裁判官の許可を受けて、人の住居等に入ることができる
こととするとともに、次に掲げる処分その他必要な処分をすることがで
きることとする。

a 錠を外すこと。

b 何人に対しても、当該徴税吏員の許可を受けないでその提示をする
場所に入出入りすることを禁止すること。

c 上記bの処分に従わない者について、これを退去させ、又はその提
示が終わるまでこれに看守者を付すること。

(ヘ) 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令をするときは、その身分を証明
する証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければ
ならないこととする。

(ト) 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令をするに際し必要があるときは、
警察官の援助を求めることができることとする。

(チ) 電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体の還付手続及びその記
録媒体を還付することができない場合の手続を整備する。

(リ) 電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は移転させた電磁的
記録について、その記録媒体の交付又はその電磁的記録の複写の手続を
整備する。

(ヌ) 当該徴税吏員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、電磁的
記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的記録につ
いての鑑定を嘱託することができることとし、鑑定の嘱託を受けた者は、
裁判官の許可を受けて、鑑定に係る物件を破壊することができることと
する。

(ル) 通告処分により納付すべき金額等の範囲に、電磁的記録提供命令によ
り提出させた記録媒体の運搬及び保管に要した費用を加える。

(ヲ) 地方団体の長は、間接地方税に関する犯則事件を調査し、犯則の心証
を得ない場合において、電磁的記録提供命令があるときは、その解除を

命じなければならないこととする。

(ワ) その他地方税犯則調査の電磁的記録提供命令をする場合における通信履歴の電磁的記録の保全要請、目録の提供、夜間の許可状の提示の制限、調書の作成手続等の具体的な手続について、所要の整備を行う。

(カ) 記録命令付差押えを廃止する。

ロ 許可状等の電子化

(イ) 許可状について、書面によるほか、電磁的記録によることができることとするとともに、許可状が電磁的記録による場合には、裁判官により記名押印に代わる措置がとられたものでなければならないこととするほか、記載事項及び処分を受ける者に対する表示等について所要の整備を行う。

(ロ) 通信履歴の電磁的記録の保全要請について、書面により又は電磁的記録により求めることができることとする。

(ハ) 領置目録等について、書面又は電磁的記録をもって作成し、領置物件の所有者等に提供しなければならないこととする。ただし、電磁的記録をもって作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができないこととする。

(ニ) 搜索証明書について、書面によるほか、電磁的記録をもって作成するものを提供することができることとする。ただし、電磁的記録をもって作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができないこととする。

(ホ) 質問等に係る調書について、書面によるほか、電磁的記録をもって作成することができることとするとともに、その調書が電磁的記録をもって作成されたものである場合には、当該徴税吏員等により署名押印に代わる措置がとられたものでなければならないこととするほか、質問を受けた者又は立会人に対する表示について所要の整備を行う。

ハ 検察官への引継手続の整備

(イ) 犯則事件の告発について、書面により又は一定の電磁的方法により行うこととする。

(ロ) 電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的

記録があるときは、その電磁的記録提供命令に係る調書を添えて、その記録媒体又は電磁的記録に係る目録とともに検察官に引き継がなければならないこととする。

(ハ) 上記（ロ）の記録媒体又は電磁的記録が検察官に引き継がれたときは、その記録媒体は検察官によって押収され、又はその電磁的記録は検察官の電磁的記録提供命令により提供されたものと、それぞれみなすこととする。

② 地方税犯則調査手続等の見直しに伴い、次の措置を講ずる。

イ 保全差押えの要件の見直し

保全差押えの要件について、電磁的記録提供命令を受けた場合（記録命令付差押えを受けた場合は廃止）を加える。

ロ その他所要の措置を講ずる。

③ 上記のほか、刑事手続のデジタル化との一体性に配慮しつつ、地方税犯則調査手続のデジタル化に対応するための措置を講ずる。

(注1) 上記の改正は、令和9年10月1日から施行するとともに、所要の経過措置を講ずる。

(注2) 電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の領置若しくは差押えをするに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り犯則事件等と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならないこととする。

(9) 特定電子移転財産権の徴収手続の整備

① 特定電子移転財産権の差押えは、特定電子移転財産権を徴税吏員の管理に移す方法により行うこととするとともに、その方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。）であってこれを他の者の管理に移すことができるものに命じて、特定電子移転財産権を徴税吏員の管理に移させる方法により行うことができることとする等、特定電子移転財産権の徴収手続に関し国税の滞納処分の例によることとし、上記の命令について、命令違反に対する罰則を設ける。法定刑は、3年以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金とする。

② その他所要の措置を講ずる。

(注 1) 上記の改正は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(注 2) 上記の「特定電子移転財産権」とは、第三債務者等がない無体財産権等に係る権利（権利の移転について登記等を要するものを除く。）であって電子情報処理組織を用いて移転するものをいう。

(10) 固定資産税の免税点の見直し

固定資産税について、家屋に係る免税点を 30 万円（現行：20 万円）に、償却資産に係る免税点を 180 万円（現行：150 万円）にそれぞれ引き上げる。

(注) 上記の改正は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(11) 不動産取得税の免税点の見直し

不動産取得税について、土地に係る免税点を 16 万円（現行：10 万円）に、家屋に係る免税点のうち建築に係るものについては 1 戸につき 66 万円（現行：23 万円）に、その他のものについては 1 戸につき 34 万円（現行：12 万円）にそれぞれ引き上げる。

(12) 船荷証券等の電子化に伴う整備

商法の改正を前提に、電子船荷証券記録、電子倉荷証券記録又は電子複合運送証券記録上の権利を目的とする質権について、船荷証券、倉荷証券又は複合運送証券を目的とする質権と同様に、法定納期限等以前に設定された事実を証明する手続を整備するほか、所要の措置を講ずる。

(13) 学資支給金に係る地方税の滞納処分による差押禁止措置の整備

学校教育法の改正に伴う改正後の独立行政法人日本学生支援機構法の学資支給金については、引き続き地方税の滞納処分による差押えを禁止することとする。

(14) 生活保護法の保護金品等に係る地方税の滞納処分による差押禁止措置等の整備

平成 25 年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決（令和 7 年 6 月 27 日）への対応として支給されることとなる生活保護法の保護金品等については、地方税の滞納処分による差押えをしないこととする。

八 関税

1 暫定税率等の適用期限の延長等

- (1) 令和 8 年 3 月 31 日に適用期限の到来する暫定税率（404 品目）及び特別緊急関税制度について、令和 9 年 3 月 31 日まで適用期限の延長を行う。
- (2) 上記(1)の品目のうち、加糖調製品（5 品目）について、国内産糖への支援の原資となる調整金の拡大のため、次のとおり暫定税率の引下げを行う。

関税率表番号	主な品名	現行	改正案
1806.10-1	ココア粉	19.0%	17.7%
1806.20-2-(1)-B	ココアの調製品	19.9%	18.9%
1901.90-2-(1)-A-(b)	ミルクの調製品	21.2%	20.1%
2106.10-2-(1)-B	たんぱく質濃縮物	5.8%	3.9%
2106.90-2-(2)-E-(a)- ハ-(ロ)-Ⅲ-(Ⅰ)	乳糖を含有する調 製食料品	21.2%	20.1%

- (3) 石油化学製品製造用揮発油、灯油及び軽油（8 品目）について、現行の暫定税率を基本税率として規定し、暫定税率を廃止する。
- (4) 令和 8 年 3 月 31 日に適用期限の到来する航空機部分品等免税制度及び加工再輸入減税制度について、令和 11 年 3 月 31 日まで適用期限の延長を行う。

2 急増する少額輸入貨物への対応

- (1) 保税地域において、外国貨物の蔵置・加工等を行うことにつき税関長から許可等を受けた者（保税業者）の適正な業務運営を確保するため、業務改善命令等の創設等を行う。
- (2) 個人使用貨物に限り課税価格を海外小売価格の 6 割にする特例を廃止する。

3 不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設

供給国や品目を変えて不当廉売関税の課税を免れる「迂回」品に不当廉売関税と同等の割増関税の課税を可能とする制度を創設する。

4 関税の犯則調査手続の見直し

刑事訴訟法の改正を踏まえ、関税法上の犯則調査手続のデジタル化のための規定の整備を行う。

第三 検討事項

- 1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成 30 年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。
- 2 デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。
- 3 小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化や、同族会社や給与所得者との課税のバランスを踏まえ、個人事業主の勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討を進める。
- 4 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。
- 5 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。
- 6 電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。

